

1 日 目 (12月4日)

第4回福生市議会定例会会議録（第17号）

平成19年12月4日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	副市長	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸 宏君
監査委員事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	吉野 栄喜君	議会事務局 次長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 擘子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第4回福生市議会定例会議事日程

開議日時 12月4日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第76号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する
条例
- 日程第6 議案第78号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第79号 福生市役所庁舎駐車場条例
- 日程第8 議案第80号 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道
使用料徴収事務の委託について
- 日程第9 議案第81号 平成19年度福生市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第82号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第83号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第84号 防災行政無線施設改良工事請負契約について
- 日程第13 陳情第19-7号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関
する陳情書
- 日程第14 陳情第19-8号 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する
陳情書
- 日程第15 陳情第19-9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関す
る陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第4回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

~~~~~

午前10時4分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、10番、増田俊一君、11番、奥富喜一君、12番、阿南育子君、以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成19年第4回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第76号外8件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第19-7号、陳情第19-8号、陳情第19-9号）（別添参照）
- 4 陳情代表者記載事項変更届について（別添参照）
- 5 市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- 6 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 7 平成19年8月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成19年9月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 9 平成19年度第1回定期監査の結果について（別添参照）
- 10 平成19年度第1回財政援助団体監査の結果について（別添参照）
- 11 本会議資料の提出について（議案第76号、議案第78号、議案第79号、議案第84号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君質問席着席）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る11月27日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を

させていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案9件と、陳情者から陳情3件が提出されております。一般質問につきましては17名の議員から通告されており、通告時間は18時間30分となっております。

次に、日程の順序につきましては、先例に倣いまして既に御配付してあります日程表のとおり編成いたしました。

次に、議案の取り扱いについてでございますが、お手元の付託表のとおり各所管委員会で審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして12月4日、5日、6日、7日の4日間を本会議とし、12月8日から20日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を21日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会ですが、議会側として御協議願う事項がございますので、本会議4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御配慮、御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、12月4日から12月21日までの18日間と決定したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。

まず15番、大野聰君。

（15番 大野聰君登壇）

○5番（大野聰君） 改めまして、おはようございます。第4回定例会のトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、さきに通告いたしました大きな項目で、一つ、平成20年度の予算編成方針についてと、二つ目は、第3期基本構想、いわゆる総合計画の取り組み状況と、第4期基本構想策定についての2項目についてお伺いいたします。

まず、平成20年度の予算編成方針についてお伺いいたします。三位一体改革による税源移譲により、地方交付税が大幅に削減されると言われており、我が市のように担税力が比較的低い自治体は、今後の市政運営が今まで以上に厳しくなることが予想されます。国や東京都の税収が上がったと言われていますが、まだまだ末端の自治体

にはその恩恵は届いていないようでございます。そのような状況の中で、来年度の予算編成には相当御苦勞されると思います。

野澤市長は、平成19年第1回定例会の施政方針の中で、四つの課題を上げられました。一つは、圏央道の開通や軍民共用化の一定の方向性が示されるなど、福生市が置かれている広域的な環境の変化、2点目は、産業振興や定住化対策など持続可能な自治体運営、3点目には、後年度負担をできるだけ少なくするための環境負荷の軽減、そして4点目には個としての自立、お互いに協力し、協働するという心の豊かさの追求でありました。そして、自己選択、自己決定、自己責任という考え方、すなわち自立というものを市民、職員がともに理解し共有すること、その上で互助、協働の考え方を理解し行動することが必要である。そのことが輝くまち福生、そして福生市民の幸せにつながる唯一の道であり、そのことが現在、将来においても重要であると述べられました。

平成19年度の予算はそのお考えを基本として編成されたものと理解しております。私たち正和会は野澤市長のそのような方針に賛同し、活動を進めてまいりました。

ただ、市民の方々の行政に対する要望は時代の推移とともにさまざまに変化し、その要望も多岐にわたっております。そのような市民の方々の御要望をまとめ、先般、平成20年度の市政に関する要望として正和会として提出させていただきました。その実現にもぜひ御努力されるようお願いするものでございます。

しかし、限られた財源の中で総合計画の実現に向けて歳出予算を編成することは容易でないことも理解しております。昔から予算編成の原則は「入るを図って出づるを制す」と言われております。しかし、ややもすると「出づるを図って入るを調整する」傾向が見られる事態があります。我が市ではそのようなことがないように、ぜひ予算編成をお願いしたいと思います。

そこで、次の2項目、4点についてお伺いをさせていただきます。1項目目は、予算編成における基本的な考え方で、その1点目はどのような方針で編成をするのか。

2点目は、先ごろ北関東防衛局から本年度内示額5191万7000円の通知があったと事務連絡が先般、ファックスがありましたけれども、その再編交付金の関係と、それから総務省が実施しております「頑張る地方プログラム」による「頑張る地方交付金」の編成の考え方についてお伺いをいたします。この項について、再編交付金については、我が会派の田村（昌）議員の方から質問がありますので、簡単に結構でございます。

2項目目は、重点施策についてでございます。その一つ目は、新規事業の取り組みについて、二つ目は、スクラップアンドビルドの取り組みの考え方の2点についてお伺いをさせていただきます。

大きな項目の2点目、第3期基本構想の取り組み状況と、第4期基本構想の策定についてお伺いをいたします。この質問につきましては、前の予算編成の方針とダブる部分があると思いますが、お許しをいただきたいと思います。福生市第3期総合計画の主要な計画である現在の第3期基本構想は、平成12年度から10年間の計画として策定し、平成11年第3回定例会で上程されております。議事録を調べましたとこ

ろ、このときの提案理由は、当時の野澤助役が説明されておりましたようでございます。基本構想の実現のための具体的な計画である基本計画と、それに基づく実施計画や分野別計画が策定され、計画的に事業が推進されてまいりました。この間、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を配慮しながら、計画の修正がなされ、将来都市像の「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現に向けて着実な成果を上げてきたことは大いに評価するものであります。

基本構想では、まちづくりの目標として「安全とやすらぎのあるまち、集いとにぎわいのあるまち、美しさとゆとりのあるまち、ふれあいと愛情のあるまち、多摩地域を広くつなぐまち」を掲げ、市民生活の向上のために事業全般にわたってきめ細かな行政課題を取り上げてまいりました。

平成17年4月に改定されました修正後期基本計画の巻頭で、市長は、修正後期基本計画は基本的方向性として市の将来像構築のため市民参画、市民との協働、そして行政改革を一層推進し、持続可能な行財政へとすることとしております。この間、市長は職員の先頭に立ち基本構想実現のため御尽力され、職員の意識も大いに変化してきたと思います。しかし、真の市民のための意識の改革なのか、内なる単なるポーズなのか理解できない職員も、大部分の方は一生懸命にやっつけようとしていますが、一部の職員の方に見受けられる状況があります。また、市民の中には協働について必ずしも理解されておらず、昔ながらのお上意識を持っている方々も多くおられます。

さきに申し上げましたが、市長が常日ごろ話されております「自立」というものを市民、職員がともに理解し、共有すること、その上で互助・協働の考え方を理解し行動することが必要であるということについては、まだまだ道半ばであるように感じられます。

そこで、基本構想の関係につきましては2項目、5点についてお伺いいたします。基本構想の1項目目の第1点は、第3期基本構想の進捗状況について。二つ目は、構想における課題についての2点についてお伺いいたします。

二つ目の項目は、平成23年度を初年度とする第3期基本構想策定についてでございますが、第1点目は策定方針、策定方法。2点目は、策定検討中における議会に対する対応の考え方。3点目は重点目標についての以上3点についてお伺いをいたします。以上で、第1回目私の質問を終わります。市長の御答弁、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。それでは、大野(聰)議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

平成20年度の予算の編成方針ということでございまして、1点目、予算編成における基本的な考え方についてです。総務省の発表によりますと、平成20年度の地方交付税概算要求額が、対前年度当初比でマイナス4.2%というふうになっております。交付税の引き続きの減少等自己財源の少ない我が市にとりましては、大変厳しい予算編成をしないといけないと、こう思っております。

そこで、現在、20年度の予算編成作業を行いつつありますが、基本的な考え方として平成19年度に引き続き五つの項目を基本方針として設定しております。まず一つ目は、総合計画の推進で、修正後期基本計画、その他分野別計画、あるいは横断的政策課題の重点化施策に基づく実施計画を踏まえまして、財源の重点的、効果的な配分により予算編成を行うこと。

二つ目には、長期的視点に立った予算編成で、将来の財政需要への対応も考慮し、また、現在負担すべき負担を後世に残さないよう長期的視点に立ち、財政調整基金の取り崩し額や、臨時財政対策債借入額を可能な限り圧縮し、歳入に見合った予算編成を目指す。

それから三つ目は、財政運営の健全化でございまして、行政改革大綱及び推進計画に基づき行政改革を着実に推進し、歳入予算については税収入等の確保、使用料及び手数料等の見直し、自主財源の確保等に努めることとしております。特に、市税や国民健康保険税、介護保険料、保育料等の負担金や市営住宅等の使用料等の市税等については収納率向上対策本部を中心に、全庁一丸となつての収納率向上に努め、市民負担の公平性の確保を期しております。この収納率の向上に向けての対策としては、権利義務意識の徹底、あるいは自主納税意識の浸透を図るための広報等での啓発、あるいはPR等をさらに促進をし、市税電話催告事業、あるいはタイヤロック方式による軽自動車・オートバイ等動産及び自動車等の差し押さえ事業の活用等によりまして、未納者に対する取り組みの強化・徹底を図ってまいります。

歳出予算につきましては、職員数や職員給の見直し、事務事業の見直しなど、さらなる内部努力により人件費、その他経常的経費の削減、節減を図るとともに、行政の担う役割の再点検により市民との協働、指定管理者制度の活用、事務事業の委託等事業の民間活用を推進することとしております。

なお、平成20年度の予算編成に当たり経常経費の一層の削減、歳入に見合った予算編成を目指し、平成19年度に引き続き三つの枠配分を設け、一般財源をベースとした部単位での枠配分方式を実施することとし、枠配分の額は平成19年度対象経費一般財源に対し旅費、需用費、役務費、委託料等一般枠配分については5%減、生活保護費等を除きますけれども、扶助費枠配分については3%の減、維持工事費、施設整備工事費など経常的な工事請負費の一般財源の工事費枠配分については10%減とし、かつ、三つの枠相互において予算計上を弾力的に行えるよう、増減調整は可能としております。

四つ目は、既存事務事業の精査で、市の財政の現状を踏まえ、歳入に見合った予算規模になるためには新たに必要とする施策や事業を進めるための財源は、既存の事務事業について社会状況の変化、あるいは市民要望の変化等をもとに事業効果、費用対効果等を十分精査した上、事務事業評価、またはその再点検を踏まえまして廃止、あるいは縮減、または事業方法等の変更等を行うこととしております。

また五つ目は、新規・レベルアップ事業の取り扱いで、総合計画策定委員会で採択された事案のうちから事業効果、緊急性、費用対効果等を勘案し、真に必要とされる事業から優先的に予算措置を行うこととしております。

平成20年度の予算編成は、これらの基本方針に基づき現在作業中ですが、歳入面では何といたしましても市税、保険税等の未納をなくす取り組み、市税等収納対策をさらに強化し、収納率の向上を目指していくことが肝要でございます。

また、歳出面におきましては、18年度決算での財政状況の余裕度を示す経常収支比率が96.3%と、26市中で2番目に高く、極めて余裕のない状況になっておりますので、本年度もその改善に努めておりますが、平成20年度の予算編成に当たり、なお一層の経常的経費の削減、節減に努め、極めて厳しい現在の状況に対処していく所存でございます。全職員が現状を認識した上で健全財政を目指し、歳入規模に見合った歳出予算を編成すべく最大限の努力をしております。

なお、本議会におきまして平成20年度予算に係る手数料条例の一部改正と、国民健康保険税のうち、国民健康保険加入者のうちの40歳から64歳までの、いわゆる介護保険第2号被保険者にかかわる介護保険料に相当する介護納付金課税額の改定、また、市役所庁舎駐車場条例では駐車場使用料の徴収につきまして提案しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、再編交付金、頑張る地方交付金の編成の考え方ということでございます。再編交付金につきましては、平成19年度から10年間の時限立法による交付金で、先般、平成19年度分の交付金額5191万7000円の内示がございました。この内示額から推計いたしますと、10年間の総額はおよそ15億5700万円くらいになるのではないかと見込んでおります。この再編交付金は、施設整備事業とソフト事業にも活用でき、かつ基金を設けることにより複数年の運用が可能な制度でございます。施設整備につきましては、防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律の第9条とよく似た制度となっておりますので、基本的に施設整備については第9条を活用し、再編交付金は主にソフト事業に活用して、市民サービスの向上、施策の充実等に努めてまいりたいと考えておりますが、本年度予算につきましても歳入不足を臨時財政対策債3億円程度の借り入れで賄っているところでございまして、そういった点についての考慮もしていかななくてはならないと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラム、それに関する地方交付税による支援措置についてですが、総務省は今年度から地方がそれぞれの地域の強みや特色を生かして、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自の施策に前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」を進めております。福生市でも二つのプロジェクトを立ち上げ、活力ある福生市づくりに取り組んでおります。

一つは、市民主体のイベント運営による観光振興のプロジェクトで、市民主体のまちづくりを目指し、七夕まつり、ほたる祭りや桜まつりの福生の三大祭りとも言えるイベントに、地域活動の担い手である市民が直接企画運営に携わり実施することにより、全国に向けて「輝く街ふっさ」を発信し、観光振興と市民同士の交流を推進いたそうとするものでございます。

二つ目は、環境保全として廃棄物減量・資源化プロジェクトで、廃棄物減量監視事業や資源物処理事業を核として、一層の資源化を進めていこうとするものでござい

す。この二つのプロジェクトにつきましては、福生市のホームページ、あるいは総務省のホームページでも公表がなされているところでございます。このプロジェクトに対する交付税等での支援でございますが、特別交付税の方でございます、一市町村につき年間3000万円を上限に3年間措置されることとなっております。この支援の位置づけは、プロジェクトに取り組む経費に対するもので、市財政の厳しい折、二つのプロジェクトを推進するための貴重な財源として活用してまいりたいと思います。

次に、2点目の重点施策についてですが、20年度からの事務事業の将来的計画や実施趣旨等を検討した実施計画の案がここでできましたので、現在、予算の面からの検討を進めております。現在の計画案の段階での主なものを幾つか申し上げますと、大規模な継続事業としては福生病院、あるいは拝島駅の整備事業がございます。また、20年度から工事に着手するものとしては、第二市営住宅のエレベーター設置工事とか、市道幹線Ⅱ-18号線改良事業などがございます。

ハード面での新規事業の中では、二酸化炭素削減を目的に、福生スクラム・マイナス50%協議会が進めるエコライト事業の対象事業として、太陽熱利用機器の設置を行う福祉センターエコライトハウス事業、それから地域会館及び児童館としての機能充実及び施設の延命策として田園会館屋上防水改修工事、また、老朽化した校内放送設備の更新や、地上波デジタル放送への対応としての小学校放送設備改良事業や、市民会館の指定管理者制度導入に向けて老朽化した小ホール、つつじホールの建築設備、電気設備等の改修、改良事業があります。

ソフト部分では、議事録作成の効率化のための音声反訳議事録作成システムや、インターネット議会中継の導入、自主的に環境保全の取り組みを進めるため、庁内環境に関する方針や目標を設定し達成する環境マネジメントシステム、L A S - E (ラス・イー)と申しますが、そういったものの導入もしていきたい、そういう計画になっております。

少子化対策、子育て支援策では、妊婦の方々の健康診査受診を促進し、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査の公費負担の拡充や、妊産婦、新生児への訪問指導事業の拡充、また、年度途中での開設となりますが、市内保育園での病後児保育事業への取り組みなども進めます。

交通弱者の方々の移動手段の確保として、福祉交通網の一翼を担う福祉センター送迎バスを活用した福祉施設等送迎バスの試行実施は、なるべく早く開始をしたいと考えております。

教育施策では、生活習慣、学習習慣の改善に向けて中学校第1学年生徒を対象にした合宿型の体験学習「ふっさっ子スプリングキャンプ」の実施や、ふっさっ子の広場のさらなる拡充などがあり、また、中央図書館へのブックディデクションの設置も実施計画案としては上げられております。

収納率向上対策については最重要課題として取り組んでまいります。

なお、これらの取り組みは実施計画策定委員会で採択された計画の段階ですので、予算編成の際、財政の面から再度検討してまいりますので、変更があるかもしれません。この実施計画策定に当たっては、スクラップアンドビルド、新たな施策の財源に対応

する縮小・廃止事業の選定を前提として新規施策の提案をすることとし、また、新規施策につきましては目標達成年度を明らかにした、サンセット方式を基本としております。

今後とも、従来から実施しております事務事業評価に基づく評価による市民ニーズの変化等に適切に対応した施策の構築や、事務事業の適切な進行管理により、第4次行政改革大綱の目標達成に向けて取り組んでいく必要がございます。

次に、第3期基本構想の取り組み状況と第4期基本構想策定についての1点目、第3期基本構想の進捗状況については、平成12年度当初から16年度までの前期基本計画で、事業内容や事業費等を明記いたしました101件の主要な事業につきましては94件、約93%が前期期間内で取り組まれておりまして、将来都市像達成に向けて順調に進んでいると思っております。

なお、12年から21年までの10年間の進捗状況等については、現在取り組んでおります第4期総合計画基礎調査の中で、市民世論調査の分析や各課ヒアリング等によりまして検証してまいります。

次に、構想の課題ですが、これにつきましては2点目の御質問、第4期構想策定の基本的考え方についてと重複いたしますので、第4期に対する策定方針としてお答えいたします。

第3期総合計画が策定された平成12年当時の地方自治体を取り巻く環境は、現在と大きく異なっております。基礎的自治体として自立という考え方は既にもありましたが、具体的には見えていない状況でございました。しかしながら、第3期策定後、平成12年に地方分権推進一括法が施行されまして、財政面では自立を目指した三位一体改革が推進されました。また、遅々とした歩みではありますが、権限移譲も進んでいる現在では自治体のあり方が大きく変わっております。

また、本年度からは第2次の地方分権改革が進められることになっております。その一つとしましては、地方分権の流れの中で確実に分権型社会となりつつあること、それは財政面、政策面での自立ということでありまして、市民主体でのまちづくり、自立した自治体の構築ということであります。

二つとしては、新しい公共というものがあらわれる中で、市民との協働が不可欠になってきたということでもあります。だれかがやってくれるということではなくて、自分たちのまちは自分たちでつくるということになってまいります。第3期総合計画では基本計画に基づく実施計画の毎年度の見直しや、分野別計画の策定などにより日々変化する社会状況、市民要望等に対応した適切な施策を推進しておりますが、目標期間内における地方自治体を取り巻く、激変とも言うべき環境変化への対応は大変難しい状況でございます。このことから、第4期総合計画の策定につきましては、第3期総合計画の成果の検証に基づき、現在の社会環境、市民ニーズの的確な把握、さらなる自立に向けた基礎的自治体のあり方の検討を行いまして、市民参画による策定を進めていくことが肝要であると考えております。

今後の策定スケジュールですが、現在、多くの市民で構成された基本構想市民会議により、第4期基本構想の市民プランづくりが進められておりますが、これにつつま

してもいづれ議会の方に内容等御報告をさせていただきたいと存じます。また、基本構想審議会条例を平成20年6月定例議会へ上程させていただき、議決をいただいた上で基本構想審議会の設置をいたしたいと存じます。

基本構想審議会では市民プランも参考にしながら審議していただくこととし、答申前には答申案についてパブリックコメントを実施していく予定もございます。この答申に基づき市としての意思決定をいたしました基本構想(案)については、平成21年6月議会に提案させていただくというのが大筋の予定でございます。また、この過程でのさまざまな議会の方との調整というものが出来ているだろうというふうに思います。

この後、今度は基本計画の策定ということになりますけれども、これらの総合計画全般の策定につきましては、昨年5月に決定をいたしました議員各位に御説明をいたしました審議会への報告及び意見反映手続を基本といたしまして、策定のさまざまな場面で御報告、御相談をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

なお、第4期での重点目標等につきましては、市民会議や基本構想審議会等で御検討いただくことになろうと、こう思っております。

以上で、大野(聰)議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○15番(大野聰君) 微に入り細に入り、御答弁ありがとうございました。市長が、平成20年度の予算編成に臨まれる積極的な姿勢がよくわかりました。平成20年度の予算編成につきましては、市長が平成12年に就任されてから8回目の予算編成というふうになると思います。市長は、平成12年第2回定例会の市長就任あいさつで、道路交通網の整備、拝島駅等の改善、福生病院の整備、庁舎建設、さらには少子高齢化対策、都市景観の整備、環境問題、商業振興、行財政改革など市政全般にわたる市政の課題を取り上げ、その解決に全力で取り組んでいくと決意を述べられております。その多くは確実に実がなり、問題解決に大きく前進してまいりました。改めてこの7年半、全力投球で取り組んでこられたことに感謝申し上げます。

また、市長は平成16年第2回定例会で2期目の船出に当たって、今後、まちづくりを進めていく上で地方分権に伴い国の税源移譲、国庫補助金、地方交付税の改革といった三位一体改革に伴う行財政運営の問題や、横田基地の軍民共用化などの課題を初め、乗り越えなければならない多くの課題が山積している厳しい道程だが、覚悟を決めて臨んでいくと力強い決意をされておりました。

市長は、地方分権の流れの中で市民との協働が不可欠であり、そのことが自己選択、自己決定、自己責任という考え方を持った自立した市政が推進できると強調されました。しかし、市民の皆さんや職員が協働のとらえ方の相違や理解不足から、現状では必ずしも自立に対する理解が十分でないとも申されております。しかし、私は市民との協働はまだまだ道半ばですが、確実に前進しているものと確信しております。今後もこのお考えをぜひ持ち続け、市政のかじ取りを強くお願いするものであります。

今回、再質問をいろいろしようと思ったのですが、結果的に最後はお願いということで締めたいと思いますけれども、先日の地方紙で、市長は記者会見の席上で、市長自身の進退については年明けに結論を出すというふうに発言をされた記事が載ってお

りました。今、市長は再選に向け熟慮されているものと思っております。この場で、再選についてのお考えをお聞きすることはいたしませんけれども、十分熟慮していただき、この7年半築いてきた野澤イズムを次期にもぜひつないでいただき、第4期総合計画の推進の先頭に立って采配を振るっていただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、平成21年に第4期総合計画が出されるということですが、その時点でもぜひ先頭に立ってやっていただければと思います。正和会といたしましても全面的に野澤市政を御支援申し上げるつもりでございます。ぜひ野澤市長の御決断を改めてお願いし、私の一般質問といたします。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、4番乙津豊彦君。

（4番 乙津豊彦君質問席着席）

○4番（乙津豊彦君） それでは、御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をこの席よりさせていただきます。

私の質問は大きく2項目ございます。1項目目は南公園の維持管理について、この件に関しましては先般御提出申し上げました、正和会の20年度予算要望にも出させていただいているところでございます。2項目目は、個人情報保護条例の運用についてであります。

それでは、1項目目の南公園の維持管理についてお伺いいたします。南公園は、おひさま広場で思いっきり走ったり、寝ころんだりできること、ちびっ子広場には子供遊具がそろっていること、夏にはじゃぶじゃぶ池で遊べること、バーベキュー広場で気持ちよくバーベキューができること、生き生き広場にはゲートボール場があること、冒険広場ではアスレチックが楽しめること、水場、トイレが完備していること、駐車場が使えること、そして何より多摩川に面していることから子ども連れのファミリーはもとより、若者やお年寄りにも人気のスポットとなっております。また、テニスコート、野球場など施設が整っており、休日などはグループ、家族連れ、また少年野球などで予約が埋まっていると聞いております。

さて、去る9月8日に関東地方を直撃した台風9号が奥多摩の山間部に600ミリを超える大雨をもたらし、多摩川が50数年ぶりの洪水に見舞われたのは記憶に新しいところです。その影響により、当市の多摩川中央公園、福生南公園はその一部が冠水し、特に南公園は甚大な被害をこうむりました。幸いに中央公園は施設に大きな被害はなく、市御担当、またボランティアの方々のお力により堆積物が片づけられ、公園の使用が再開されております。

しかしながら、南公園においては護岸がえぐられ、公園内の道路等の施設が流されてしまいました。また、土砂や流木などが公園内に堆積し、復旧工事が必要な状況になっています。いずれにしましても、人的な被害がなかったことは不幸中の幸いと言えるのではないのでしょうか。

そこで、何点かお伺いいたします。まず、台風9号による被害の復旧事業についてですが、公園の復旧事業は災害認定がかぎになるとおられます。去る11月13日、国土交通省は多摩川、浅川の被災箇所について直轄河川災害復旧事業による本格復旧

へと新聞記者発表をいたしました。そこで、南公園の復旧事業についてですが、復旧事業の内容についてお聞かせください。次に、復旧事業にかかる費用と期間についてお答え願います。

最後に、復旧事業が完了し、公園として供用を開始できる時期について教えてください。暫定使用になるかと思いますが、よろしくお願いたします。

次に、昨今の異常気象をかんがみますに、今後も予期されぬような集中豪雨が再来しないとも限らないと思われます。そもそも、このような事態が発生する恐れのある河川敷に公園を設置したのも問題かもしれませんが、河川敷の有効活用という観点からは評価できると考えられます。そこで、被害を受けた根本的な原因と解消に向けての方向性についてお聞かせください。具体的に護岸について、国土交通省の考えがわかればお答えください。また、公園の設備について、今回の経験で改良すべき点があればお答えください。

最後に、復旧後の管理についてお伺いたします。南公園は駐車場が完備した公園として評判が高いと聞いております。休日には駐車場の場所取り合戦が繰り広げられているのが現実です。そこで質問ですが、復旧後の駐車場について、護岸復旧工事は長期化が予測されることから、その間、駐車場はどのようなになるのでしょうか。また、護岸工事が完了した後の駐車場について、被災前の駐車スペースが確保できると思われますが、どのようにするおつもりでしょうか。市外からの来場者に対して、駐車場を有料化してほしいと市民からの要望も出ております。詳細は今後検討することになると思いますが、市民がより使いやすくなるような方策を含んで御検討いただきたいと思ひます。

続いて、2項目ですが、個人情報保護条例の運用についてでございます。当市では平成7年に、個人情報保護条例が施行され、平成17年には個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が施行されたところす。しかるに、昨今の新聞によれば相変わらず個人情報の漏えい事故の報道が後を絶ちません。また、その分野は多岐にわたっているのが現状であります。

そこで、何点かお伺いたします。まず、福生市個人情報保護条例第8条で定められている個人情報の漏洩防止について、市は具体的にどのような方策をとってこれを守ろうとしているのでしょうか。条例第2条で定める各実施機関における対応を含めてお答え願ひます。

次に、契約時における個人情報保護に対する措置についてお伺いたします。同じく条例第8条で定められている個人情報取り扱い事務を外部委託する、または指定管理者に行わせる場合、市が保有する個人情報を委託先に提供するケース、また、外部委託した事業において個人情報を取得するケース、再委託に関するケース等に関して、契約書にその旨、記載する以外に講じている措置についてお伺いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（原島貞夫君） 11時5分まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

~~~~~

午前11時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 乙津議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、福生南公園の維持管理についてですが、多摩川河川敷内の公園・緑地は、河川法第24条に基づき国の占用許可を受けておりまして、許可条件として河川の増水があるということが前提でありまして、占用施設の基礎部分はすべて動かすことができる構造となっております。したがって、上につくってあるものについては、そういう危険がある場合にはそのときに動かすと、要するに撤去をするというそういう条件がついているわけでございます。

御質問の1点目の台風9号による被害の復旧状況でございますけれども、今回上陸した台風9号は強い勢力を保ったまま、各地で暴風や大雨が長く続いた関係で、多摩川では昭和57年以来の大洪水となりまして、多摩川流域の河川敷内の公園は大部分が災害を受けておりまして、御承知のとおり福生南公園も市が整備した施設等が冠水をしました。また、国の管理施設のじゃかご護岸も崩壊するということになりました。現在、国の平成19年度の都市災害復旧事業費補助を活用し、地元の皆様等多くの利用者の早期復旧要望にこたえるため、本議会に復旧事業費3500万円の補正予算を上程しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

復旧内容ですが、都市災害復旧事業は原形復旧で、河川法に基づく占用面積、占用物件のみが対象となります。したがって、公園内の土砂堆積約2800立方メートルの除去と、整地や野球場、テニスコートなど各施設の最低限の復旧整備を予定しておりまして、護岸崩壊による公園内の車道・歩道の通路は復旧工事から除外されております。当面は下の川沿いの園内通路を利用することとして、工事期間を平成20年3月までとして、4月の一部開園を予定して工事を進めていきたいというふうに思っております。

次に、根本的原因とその解消への方向性ということのお話でございます。多摩川は山梨県の笠取山、標高1865メートルを起点に、東京湾まで長さ138キロメートルあります急勾配の河川で、平常時でも流れが早く、出水により流量がふえると、その流れはさらに勢いを増す地形となっております。国土交通省では、多摩川における河川整備のため、多摩川水系河川整備計画を策定して治水、利水、環境など基本的な事項や長期的な目標を定めております。

そこで、根本的原因とその解消ということですが、異常気象や流域の市街化が進み、農地や森林など浸透能力の高い土地利用が減少してまいりますと、水位上昇が急に出てくるといったようなことが挙げられると思っております。治水対策面から見ますと、南公園付近は上流からの砂利が堆積し、河床が上がっている状態が顕著であります。そしてまた普段は、本流が当市側に一方づいて流れております。この解消のため今までも河床の砂利の除去や、本流を極力中心へ変えるような整備要望をしてまいりましたが、これは京浜河川事務所等をお願いをしているわけでございますけれども、引き続きその要望をしていかななくてはならないというふうに思っております。

国の河川管理上の復旧事業は、多摩川、浅川の国の管理施設のうち、護岸崩壊など15カ所が直轄災害復旧事業として行われ、中でも福生市の護岸復旧費が一番大きい事案とのことで、平成20年度に実施される予定と聞いております。河川整備計画に基づく護岸の構造や、水際の多様な環境に十分配慮した対策を行っていただけるよう京浜河川事務所へも要望をしたり、調整をしていきたいと考えております。

次に、3点目の復旧後の市管理についてですが、京浜河川事務所の護岸工事が完成するまでの駐車場は、入り口部分の32台の駐車スペースで対応することになってまいります。また、護岸工事が完成した後の駐車場については、現在、公園のあり方について庁内プロジェクトが活動しており、今後の南公園の駐車場の規模、駐車場の有料化の対策も含め検討をしております。南公園は今後も河川増水による被害は避けられない状況にありますので、今回の被災を南公園の施設のあり方を見直す機会といたしまして、各施設の整備について議会、市民の皆様方より御意見をいただきながら、河川管理者と協議調整をいたしまして、南公園の今後の整備を進めていきたいと、そんなふうに思っております。また、全面オープンということまでには若干の時間がかかるのではないかとこのように思っておりますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、個人情報保護条例の運用についての1点目、個人情報の漏えい防止ですが、個人情報の漏えい事故はたびたび報道されており、その原因の多くは取り扱い者の個人情報の重大性に対する認識不足にあると考えられます。

福生市個人情報保護条例第8条では、市の実施機関の保有する個人情報の適正な管理・保護について義務づけておりまして、認識不足等による人為的な事故が発生することがないように、職員に対する個人情報保護に対する意識の向上を図るため、個人情報保護制度の研修を実施しております。

これまでの研修は、職員を中心としておりましたけれども、今年度から新規職員と同時に嘱託職員等も含めた研修を実施し、個人情報保護条例の徹底を図っております。

また、制度についての職員用のマニュアルにつきましては、庁内ホームページに掲載し、個人情報保護制度の周知・啓発に努めているところでございます。

次に、2点目の契約時における個人情報保護に対する措置ですが、外部に事業を委託する際の個人情報の適正な管理に必要な措置として、契約書等に個人情報保護措置にかかる措置について明記し、事業者への個人情報保護に対する措置を義務づけることとしております。

契約上の要件の履行は、基本的な絶対条件でございまして、契約条項に違反した場合の損害に対して被害の賠償についての責めは、受託した事業者側にありますが、市には委託者として受託事業者に対する監督責任があります。市は、業務委託について契約に定める個人情報保護管理措置を遵守させるため、適宜安全管理について指導監督していく必要がございます。

また、委託契約する際に、個人情報保護の措置を組織的に行っていることを条件として契約事業者を選定するといったことも必要になろうと考えられます。ただ、委託契約者の中には中小規模の事業者もございまして、個人情報保護の措置が十分に承知

されていないということも考えられますので、個人情報取り扱いの重要性については今後も十分な指導、あるいは監督をしていかなければならないと、こんなふうに思っているところでございます。

以上で、乙津議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（乙津豊彦君） 市長よりの答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問を行わせていただきます。

まず、1項目目の南公園の維持管理についてお伺いいたします。御答弁により復旧事業の内容はよく理解できました。そこで、もう少し細かくお伺いしたいと思います。一つ目の南公園の被害について、被害箇所と被害規模についてお伺いいたします。

まず、護岸の被害状況について、被害延長、流出規模などわかりましたらお願いいたします。

次に、下の川のフェンスの被害状況について、倒され、また流された延長などについてお答えください。それから、おひさま広場、ちびっこ広場、じゃぶじゃぶ池、生き生き広場、冒険広場、テニスコート、野球場等施設がたくさんございますが、それらの被害状況について教えてください。

それから、おひさま広場に運ばれたアスファルトの巨大な破片、流木やごみや堆積した土砂の規模は、公園全体で先ほど2800立方メートルとのお答えがありましたけれども、具体的にどのくらいの量になるのか、教えてください。

次に、被害箇所ごとの復旧工事の内容、費用及び期間等についてお伺いいたします。先ほどの御答弁と重なるところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと存じます。国の護岸工事については期間が長引くと思われませんが、その間の対応についてもお願いいたします。まず、護岸復旧工事について、これは国土交通省の事業になりますので、わかれば結構ですが、どのような復旧工事になるのかお願いいたします。それから、下の川のフェンスの復旧工事につきまして、現在、木のくいと番線によって復旧されていますが、将来的展望についてお伺いいたします。

それから、先ほど申し上げたいろいろな施設の復旧工事、どのような内容になるのか、教えていただきたいと存じます。

それから、将来的な話になるかもしれませんが、サイクリングロードの整備、自動車道路、駐車場等の復旧工事についてお願いいたします。

次に、二つ目の根本的原因とその解消への方向性について、もう少し具体的にお伺いしたいと存じます。河川管理は国土交通省の管轄だと思いますけれども、護岸が崩されたのは予想外の洪水が原因なのでしょう。今回、台風9号以上の洪水でも崩れないような護岸工事を計画されているのでしょうか。

それから、テニスコート手前の樹木やフェンスが障壁となって土砂や流木、ごみ等がたまったように見受けられますけれども、これを何か改良する方法はないのでしょうか。

河川敷には強固な建造物をつくれないと聞いておりますし、先ほど市長の御答弁で、撤去できなければいけないとのことですが、とはいえ安全面からはテニスコートのフェンス、野球場のバックネット等必要な設備もあろうかと思われま

多摩川水系河川整備計画によれば、河川敷の利用について、これを国民の健康・体力増進のため活用すべきとの社会的要望を背景に、計画的に河川敷の開放を実施し、公的主体により公園、グラウンド等の整備がなされたとあります。しかしながら、自然環境の保全については河川敷の開放が進む中、自然地の減少への懸念から昭和45年ごろより多摩川の自然を守る市民運動が活発となり、多摩川の河川環境を保全することが重要な課題となった。このような背景の中で、昭和55年には関係住民等の参画を得て、多摩川の持つ可能性を最大限に生かし、過密都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方を示した多摩川河川環境管理計画が作成された。この計画は生態系保持空間を設定するとともに、その他の空間についても自然指向の強いものから人工指向の強いものまで段階的に機能区分し、多摩川の秩序ある保全と利用を促すなど、河川環境行政の先駆けとなったとしております。これらの点を踏まえ、今後の公園設備のあり方についてお答えをお聞かせください。

最後に、下の川のフェンスについてですが、相当の区間にわたり倒され、一部は流されてしまいました。強度的に満足するフェンスの設置は許されないのでしょうか。そうであれば、今回設置していただいたようなフェンスを定期的につくり直すのが最善の施策になるのでしょうか。お聞かせください。

三つ目の復旧後の管理についてですが、京浜河川事務所では「川の通信簿」という調査を平成18年の8月に実施いたしました。その目的は、全国の河川空間の現地に市民の皆さんと実際に行き、親しみやすさや快適性などのアンケートの調査を実施します。その結果からよい点、悪い点を把握し、河川整備計画や日常の維持管理等に反映することにより、良好な河川空間の保全・整備・管理を図っていきます、というものです。

南公園は、多摩川の調査5地点の一つに挙げられました。結果は三つ星でした。某タイヤメーカーの評価であれば最高のランクになるわけですが、この調査では普通にランクされる星の数でございます。特によい点としては、広々として開放感があるレクリエーション空間、遊具がよく整備されているようだ、いろいろな施設があり、家族連れで楽しむのによい。また、特に悪い点として川との一体感がないので、水辺を生かす工夫が欲しい、車が入ってくるため、やや危険。泥のたまった池や滑りやすい場所などがあった。その総合コメントでは、福生南公園は広い芝生の広場やアスレチック遊具などが整備され、家族連れで楽しめる場所を提供している素晴らしい空間です。しかし、公園内の雪が滑らないようにメンテナンスする必要がありますと評価されております。改善すべき点はあるにしても、大変素晴らしい公園であることは実証されていると思われまます。

これらのコメントの一部は、今回の被災によってリセットされたものもあると思われまます。護岸の復旧に伴い南公園はどのような形にしていくかは今後の課題と思われまます。市として思いがあれば、お聞かせください。

次に、2項目目の個人情報保護条例の運用についてお伺いいたします。まず一つ目の、個人情報の漏えい防止についてですが、本年10月26日から11月23日までの約1カ月の間に、朝日新聞に掲載された個人情報漏えい、漏えいの可能性に関する

記事は9件に及んでいます。あるいは、漏れがあるかもしれませんが、その内容を日にちの順に挙げますと、まず10月26日、水戸少年刑務所、これは受刑者の個人情報を個人所有のパソコンに保管し、ウィニーを介して流出、10月27日に丸善、本屋さんだと思っておりますが、バックアップ用の磁気テープを紛失、10月30日、浦和実業高校、自宅のパソコンに生徒の個人情報を収納し、ウィニーを介して流出、11月2日、都立拝島高校、生徒1087人分の情報、USBメモリーを紛失、11月8日、都立神経病院、患者の情報の入ったUSBメモリーを紛失、11月14日、郵便局会社書類の紛失、誤廃棄、ファックス誤送信、11月16日、NHKエンタープライズ秋篠宮家日程など。11月22日には都の旅券課立川分室で、住基ネット用のICカードを紛失しています。23日には第一三共製薬で5000人ほどの個人情報の入っている業務用パソコンを紛失しております。

このように、事件・事故が多発しております。これは質問の最終通告までの統計でございまして、実はその後も流出事故は続いておりまして、11月30日、電通、12月1日は野菜宅配会社、12月1日多摩北部医療センター等でやはり同じようにCD-ROMを紛失したり、それからパソコンを紛失しているような事故が発生しております。

記事に載った期間、会社はすべて法令、条例等で個人情報の扱いについて規制されているものと認識しております。また、取り扱い規定も定められていると思われまます。それにもかかわらず、このような事故が発生するのはその重要性を理解できていない、または自分は大丈夫だとの思い込みが原因と考えます。あるいは、意識の外にあるのかもしれませんが。

そこで、具体的な事例について市がどのような対策を行っているか質問させていただきます。セキュリティーにかかる事柄ですので、わかると困るなど答えられない項目があれば、その旨お答えください。

まず、ノートパソコンの盗難防止についてお伺いいたします。事務所において数多くのノートパソコンが使われております。お見かけしたところ細めのワイヤーでつながれていますが、対盗難性に関してはいかがが御判断されているのでしょうか。工事用のペンチのような工具で切れてしまうのではないのでしょうか。また、ノートパソコンを持ち運ぶ際の取り決め、操作等はいかがになっているのでしょうか。

次に、USBメモリー等の外部媒体の扱いについてお伺いいたします。御存じのように情報を運ぶための媒体は日進月歩をたどり、人指し指程度の大きさと数ギガバイトの容量を有するUSBメモリーが一般的なものになってきました。これらの外部媒体を利用すれば相当の量の情報が可搬できることとなります。便利さと引きかえに危険性も増してきたと言えるのではないのでしょうか。

そこで、何点かお伺いいたします。まず、USBメモリー等の外部媒体の扱いについて、どのような取り決めになっているのでしょうか。次に、そもそも外部媒体に情報をコピーすることが可能になっているのでしょうか。これは物理的な条件と取り決め等による条件についてお答え願います。必然的に外部媒体に個人情報をコピーする事務等があるかと思いますが、その場合、暗号化等の措置はとられているのでしょうか。

次に、先ほど御報告しました事例にありましたが、個人のパソコンに個人情報をコピーし、ウィルスに感染したウィニーというプログラムによって、ネット上に流出する事故が発生しています。そこでお伺いしますが、個人使用のパソコンに対してウィニーのチェック等も行われているのでしょうか。そもそも個人情報を持ち出すことは禁止されているはずですので、このような事故は発生するはずがないと言えばそれまでですけれども、決まりを守りきれない現状では必要な手段かもしれないと判断してお聞きするものです。

これも先ほど報告しました事例にありましたようなバックアップテープの取り扱いですが、市ではバックアップテープの保管を外部委託しているとお聞きしています。もし委託先に、または委託先に搬送する間に紛失事故が発生した場合、その内容は読めてしまうのでしょうか。データの暗号化などの方策は必要ないのでしょうか。また、万が一紛失事故が発生した場合、その責任はだれにあるのでしょうか。

次に、二つ目の契約時における個人情報保護に対する措置についてお伺いいたします。先ほどの市長からの答弁で、市の受託事業者に対する委託者としての監督責任について触れられていました。具体的に受託者に対して個人情報保護管理措置を遵守させるため、指導・監督していくとのことですが、具体的にどのように指導していくお考えでしょうか。委託先において緊張感なく個人情報を扱われたケースを目撃したことがあります。特に小規模の事業者においては、条例の意図しているところを理解せずに取り扱っているところがあるかもしれません。例えば、特定の事業に関連がある個人の名簿等を印刷する場合、印刷業者にはどのような措置を講じさせているのでしょうか。試し刷りの用紙の廃棄措置なども必要かもしれません。場合によっては事務の見直しが必要かもしれません。このあたりについて御説明をお願いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、乙津議員さんの再質問にお答えいたします。台風9号の南公園の災害状況の確認とそれに対する考え方というような全体的な御質問であったかと思えます。1点目の被害延長でございますが、車の進入路、約350メートルが崩壊しておりまして、さらにその陸橋の手前のじゃかご、護岸崩壊は70メートル、このようになっている状況でございます。

2点目の下の川のフェンスの被害状況は、多摩川への流入口から約600メートルとなっていました。南公園は9月8日から全面閉鎖していましたが、平常時の下の川水面まで非常に高く危険なため、市民・議会等からも強い要望があり、現在、仮フェンスを設置して、安全確保を図っているところでございます。

3点目の全体的に土砂の堆積がありました。平均の厚さは約15センチから20センチと、もとの状態が見えない現状というところでございます。量といたしましては、土砂の堆積も約2800立方メートルで、市長答弁にもございましたとおりでございます。また、アスファルトの塊が芝生の上に何個か落ちているわけですが、それらにつきましては約70立方メートルでございます。流木やごみにつきましては、残っていたフェンスのほとんどと遊具、樹木等にまつわりついているのが現状でございます。

4点目の護岸復旧工事の内容でございますが、平成19年11月13日にプレス発

表されまして、国土交通省、京浜河川事務所で約350メートルの護岸工事を実施する方法が出されました。国会での予算議決の前提となるという説明がございましたが、平成20年度事業として4月から6月までに護岸工事の根がため工事を実施し、出水期の6月から10月までは工事ができないこととなっているため、10月から平成21年3月まで、出水期の休止期間を含め、1年をかけてすべての工事を終わる予定で、事業費は2億円強と聞いております。

5点目の下の川フェンスの復旧工事内容でございますが、2点目でも答弁いたしました。多摩川への流入口から600メートルで、現在仮フェンスを設置して安全を確保していますが、今後でございますが、約1年間ぐらいになろうかと思っております。護岸工事が完成するまでの一部開園の期間につきましては、現在の仮フェンスをそのままの状態を進めまして、今回の台風の教訓を踏まえまして河川管理者と十分協議して、方向性を出していきたいと考えております。

6点目の公園内の各施設の復旧内容でございますが、堆積した土砂の搬出で、原形復旧し、一部開園後の施設につきましては、市長答弁にもありましたように各施設の最低限の復旧整備をいたしまして、4月から開園を予定しているところでございます。

7点目のサイクリングロード、自動車道路、駐車場等の復旧内容でございますが、市長答弁にもございましたように、入り口の32台分に対応いたしまして、京浜河川事務所の工事が1年かかりますので、その間に自動車道路が必要かどうかも含めて、プロジェクトの中で検討いたしまして方向を出していきたい。また、サイクリングロードは下の川沿いの通路で当面对応していきたいと考えております。

8点目の今回以上の洪水でも崩れないような護岸工事が可能かについてでございますが、京浜河川事務所では今回の河川災害復旧事業を実施するについて、自然の川の流れを最大限考慮し、生態系保持の空間など周りの環境にも配慮して整備していくこととの考えでございまして、福生市といたしましても占用許可の範囲内で考えられることを河川管理者と協議していきたいと考えております。河床高の対応につきましても、平成20年1月中には要望書を提出したいと考えておりまして、現在、準備中でございます。なお、今回の台風9号の多摩川流域の小河内観測所では、降り始めからの雨量、約3日間でございますが、観測史上最大の710ミリ、気象庁発表では600ミリ台でございましたが、小河内観測所ではこのような数字が出ているということでございます。

そのようなことで、今回の洪水は想定外の内容であったのではないかと思われますので、壊れないような護岸については今後、京浜河川事務所と十分協議をしていきたいというふうに思っております。

9点目のテニスコート手前の樹木、フェンスが障害となり、土砂や流木がたまったのではないかと議員御指摘のとおりでございまして、樹木は除き、本来1メートル以上の工作物については市長答弁にございましたが、可動式工作物であることが原則でございます。それによって占用許可を得ておるところでございます。今回は、余りにも急激な増水であったため、対応できなかった工作物もあります。このような状況でございます。

10点目の今後の公園整備のあり方につきましては、8点目でお答えいたしました京浜河川事務所の基本的な考え方の上に立って、福生市としても占用許可の範囲内で考えられることを河川管理者と十分協議すると同時に、平成20年4月から一部開園期間内に南公園全体の新たな整備計画を市民、利用者等の御意見を聞きながら、さらには議会にも御協議させていただき、進むべき方向を決めていく必要があると考えております。

11点目のフェンスの強度に問題がなかったのかでございますが、今回の場合はネットにごみが堆積し、ネットフェンスが壁のようになり濁流になぎ倒されたものであり、通常の転落防止上は強度的に何ら問題はないとこのように思っております。

12点目の護岸の復旧に伴い南公園をどのようにしていくのかということでございますが、今回の台風9号の災害に遭う前の南公園の評価は、先ほど議員御指摘のように「川の通信簿」で三つ星でありました。担当といたしましてはこの中で指摘されている五つ星にするための条件、五つ星にするためにはごみをなくし、多摩川へのアクセスに工夫が必要であると、これをクリアすべく平成19年4月から、まず市内公園全体のごみをなくすことは当然ですが、南公園を重点地区として積極的に現場担当職員で清掃作業を展開しておった状況でございましたが、今回の台風9号により、御指摘のようにリセットされてしまいましたので、まずは来年の4月一部開園に向けて全力で取り組みまして、再び以前のような南公園ににぎわいや活気が戻り、中央公園も含めて福生市緑の基本計画に基づき、水と緑のネットワークの中心的存在となるよう、今後多くの市民等の参加により、新たな整備計画を策定していく必要があると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、個人情報の漏えい防止の関連で答弁をさせていただきます。

まず、ノートパソコンの盗難防止についてでございますが、ノートパソコンに取りつけてあるワイヤーはカッターやニッパなどの工具で切断することはできませんが、御質問のような工事用のペンチなどを使えば切断可能であると考えられます。ただ、執務中は担当職員がおりますし、夜間や休日は専任当直員を配置し、用件などを確認した上で庁舎への入退室のチェックをいたしております。また、ワイヤーのかぎは情報システム課で管理をしておりますので、ノートパソコンを移動させる場合には情報システム課の許可が必要となりますので、勝手にパソコンを持ち出すということはありません。

このようなことから、現在の対策でも盗難の防止や職員による持ち出し、あるいは配置位置を固定することによる管理上の効果は十分にあると、そのように考えております。

次に、外部媒体の扱いについてでございますが、外部媒体の取り扱いは福生市情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順の中で厳しく規定をしております。外部媒体は盗難、漏えい、紛失などを防止するために記録媒体管理部門による管理や、保管方法などにつきましても具体的に示し、管理の徹底を図っております。

福生市の現状でございますが、現在、導入しているパソコンのUSBポートはメモリーを差し込むと、自動認識機能により外部媒体として使用できます。また、フロッピーディスクドライブ付きのパソコンもまだ残っておりますので、情報漏えい防止の見地から外部媒体の使用に関する物理的な対策も講じる必要があると認識をいたしております。そのため、システム上の対策としてはサーバー管理によりUSBポート、フロッピーディスクの使用を制限する仕組みの導入などを現在計画中でございますが、その具体的な対策は新庁舎完成後のなるべく早い時期に実施をしてみたいと、そのように考えております。

また、徴収業務などで口座引き落としデータの電送のために外部媒体を使用しなければならない場合には、相手方システムとの調整も必要となりますが、極力暗号化等の措置を講じていくことを、計画をいたしております。

次に、ウィニーのチェック等についてでございますが、先ほど御紹介をいただきましたようにウィニーを介した個人情報の流出がまだまだ続いておりますので、引き続き庁内のセキュリティーに関する研修の場や、庁内メールなどにより全職員に対しセキュリティー対策の重要性などについて周知徹底を図っております。

また、御質問の自宅などの個人使用パソコンについてでございますが、個人パソコンの持ち込み使用やデータの持ち出しは規定上でも厳しく規制し、周知徹底も図っておりますので、自宅のパソコンに市が保有する個人情報保存されることは万が一にもないと、そのように考えております。ただ、今後も情報の流出事故を防いでいくためにはセキュリティー対策の重要性についての意識をさらに高めていく必要がありますので、その一環として個人使用パソコンのセキュリティー対策についても万全を期すよう職員に周知徹底を図ってまいります。

最後に、バックアップデータの保管委託についてでございますが、まずバックアップの方法はデータを抽出した後に媒体上に効率よく記録するため、圧縮をかけて保存し、圧縮を復元するためにはバックアップを作成したときに使用したものと同一ソフトウェアが必要となります。さらに復元したファイルは特殊な形式のファイルとなっておりますので、例え個人情報が含まれていたとしても、通常は無意味な英数字の羅列としか見えません。このようなことから、搬送の途中で万が一紛失をした場合でも、バックアップ媒体上のデータは読み取られることはないと考えております。しかしながら、媒体の紛失は例え結果的に情報流出がなかったとしても、市といたしましては大変なイメージダウンとなりますので、さらなる安全確保に向けさらに検討してみたいと、そのように考えております。

また、紛失した場合の責任につきましては、委託会社が賠償責任を負い、その賠償額は契約限度額ということになってまいります。私からは以上でございます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。契約時における個人情報保護についてでございますが、まず、採択先での具体的な個人情報保護管理措置の遵守の確認でございますが、委託期間中であり、委託している部署の監督員である職員が実施するところでございますが、検査方法のマニュアルづくりまでは至っておりませんことから、十分ではございません。今後、検査方法と検査の実施時期等につつまし

て研究してまいりたいと存じます。

次に、委託先での個人情報保護の取り扱いでございますが、採択されることが想定される中で採択先への指導も重要と考えております。名簿等の印刷をする場合などにも印刷現場で安易に扱われることもあると想定する必要もありますので、今後委託業者への個人情報の取り扱いについての基準を徹底していく必要があると考えております。また、職員には再度研修等で個人情報保護の趣旨を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（乙津豊彦君） 詳細にわたる御答弁、ありがとうございました。

まず、1点目の南公園の維持管理についてですが、復旧、利用についての詳しい御説明をいただいたところでございます。地元の市民は1日も早い復旧、利用ができることを願っていますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、これを機に南公園のあり方を含めて御検討いただけるとのことでございます。市民、議会の声を反映して、以前にも増して魅力的な、そして安全な南公園にしていただけるよう要望したいと思っております。

先ほど申し上げました京浜河川事務所の調査でも、少なくとも星が一つふえて「相当よい」と、部長の御答弁では五つ星を目標にされているようでございますが、ほかの公園も四つが最高でしたので、「相当よい」と評価されれば公園として満足するところではないかと思っておりますので、よろしく願いをしたいと存じます。

次に、2項目目の個人情報保護条例の運用についてでございますが、幸いにも本市では個人情報の漏えい事故は発生しておりません。また、先ほど10数件、事例を申し上げましたけれども、行政機関に関しましては何点かございますが、どこの市役所においても今のところそのような事故は発生していないようでございます。しかしながら、いつ何時に発生しないとも限りません。大きな漏えい事故が発生した場合に責任者が報道陣の前で頭を下げて謝罪する姿をよく見かけますが、また当事者には謝罪に伺っていると報道されております。幾ら頭を下げられても、個人としては納得が行かないというのが事実ではないでしょうか。

一般に、私企業におきましては個人情報もさることながら、技術情報の漏えいに関して非常にシビアな管理を行っております。人間が扱うところでございますので、うっかり何かを落とすとか、パソコンを網棚の上に置いてそのまま忘れてしまうというようなことが起こると思っております。いろいろハード的、ソフト的な取り決めに今後検討くださるとのことでございますけれども、何かあったときにも、少なくとも媒体は流出しても中身が読めないような方策は考えていただきたいと思っております。

また、あれもだめ、これもだめと言いますと事務の効率化の面からはマイナス面になると思っておりますので、そのような運営を柔軟的に考えていただきたいと思うところでございます。

おかげさまで、情報システム課の努力によって技術とコストを考えた方策がとられつつあるのは心強い限りでございます。しかしながら、その運用には難しい点が多々あると思っておりますので、安全システムとそれを使いこなす方策に知恵を絞っていただき、不幸な事故の発生を抑えていただきたいと思っております。

現状が、たまたま事故が発生していないとの危機感を持って全庁取り組んでいただきたいと思うところがございます。当然、学校の先生方におかれましても、学校だけでは仕事が終わらないというケースが日常のことだと思います。実際に報道された面におきましても学校の生徒の情報が漏れるというのは結構ございますので、そのような点、教育委員会の方からも御徹底をお願いしたいと思います。

以上で、私からの質問は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、3番杉山行男君。

（3番 杉山行男君質問席着席）

○3番（杉山行男君） さきの通告に従いまして、私は3件ほど質問をさせていただきます。1件目につきましては、安心・安全・防災について、2件目につきましては学校給食費について、3件目につきましてはITの推進についてでございます。

まず1件目の安心・安全・防災についてでございますけれども、質問が「安心・安全」ということで、大変幅の広い範囲が対象のようになりますけれども、安心して暮らしたいという市民の声は経済、保健、医療、教育などさまざまな生活の場面でお聞きしているところがございます。したがって、行政のすべての仕事に通じることでもありますけれども、その中で私が今回お伺いいたしますのは防災についてでございます。3点ほどになります、よろしく申し上げます。

いつ起こるかわからない災害は、常に備えておかねばならないことは言い尽くされておりますけれども、ともすると忘れがちになり、おろそかになる心配も常にあるわけです。財政の効率化や財政の健全化など、掛け声で装備や備品など使わないものは不必要、そのような考えが一般になったり、いざというときに間に合わなくなったりということがあってはならないと思っております。また、災害が起こってしまったとき、市民に正しい情報を的確に伝える手段も考えておかねばならないことだと思っております。

情報伝達手段は幾つかありますけれども、一斉同報ができる無線のシステムはとても大切な基本的な方法だと認識をしております。そこで、広報無線についてお伺いします。防災行政無線と言ったらいいのでしょうか、広報無線と言いましたので、広報無線ということでお伺いいたしますけれども、現在は、「こちらは防災福生です」、そのように放送されている防災行政無線システムがあります。その行政防災無線ですけれども、今般、この防災無線をデジタル化して新しくするというお話を聞くわけですけれども、どのような経緯か、またデジタル化することで何がどのように変わり、市民はどのようなメリットが考えられるのかお伺いをいたします。

2件目につきましては、ことし行われました防災訓練についてお伺いをいたします。今年の防災訓練は東京都と一緒に実施いたしました。消防団や各町会、自治会単位に設立されている自主防災組織や各ボランティア団体が参加していると理解をしております。私は福生アマチュア無線クラブの会員として20年以上、思い起こせば田村市長の時代から1年も欠かさず防災訓練に参加をしております。その間、毎年の防災訓練の一部しか見ていないのかもしれませんが、長いこと一つの方向から見て参

加をしてまいりました。最近の5年ほどの自主防災組織の一員としての参加もしているわけですが、そんなことからことしの防災訓練の実施状況などの総括をお伺いいたします。

3点目につきまして、防災対策についてでございます。ことし行われた防災訓練に関連するわけですが、防災につきましては過去にも多くの議員が質問しているわけですが、市内の消防水利はかなりの部分で実施されており、火災などに対しての消火栓などの配備は、ほぼ100%の設置率とお聞きをしております。ただ、地震などを想定した大災害時に備えて考えられている消防水利のことをお伺いいたします。現在、震災時の消防水利として、いわゆるメッシュと言うそうですが、市内を25メートル角で仕切りまして、ます目を入れて、そのます目の中に100トンの貯水を確保するというようになっていて、その理解をしております。その消防水利対策、メッシュの充足状況はどのようになっておられますか。お伺いをいたします。合計で何メッシュとか、1メッシュに100トンで、100%になるのですが、100%が幾つ、60%が幾つ、40%が幾つというようなことでわかればお願いいたします。

また、不足しているところの対応はどのように考えていくお考えか、お伺いをいたします。

それから、もう一つ、災害協定についてもお伺いをいたします。いわゆる四五都市との災害協定ですが、9月の議会の一般質問で末次議員の質問にもありましたけれども、当初6市で、合併により現在は3市になってしまったと、その協定はこの秋、見直すというふうな答弁をしておられましたが、その後の対応はどのようになりましたか、お伺いをいたします。また、市内におきます団体、各種いろいろな団体がありますが、そちらと災害協定を結んでいると思っておりますけれども、どのようになっていますか、お伺いをいたします。

それからまた、先ほど乙津議員さんの質問にありましたけれども、予想しない台風9号の被害がありました。多摩川の河川敷にある中央公園や南公園は大きな被害を受け、早急に復旧をしてほしいという市民の声を数多く聞いております。野球場やテニス、グランドゴルフなどスポーツ施設はできるだけ早く復旧し、市民の皆さんが健康で元気に利用できるようにしていただきたいと思いますが、現在はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

この台風9号で、多摩川の土手にかなりの水がふえました。南田園地区にお住まいの市民の人たちから、多摩川の土手が決壊したらどうなる、どうしよう、こういう心配をしている声を聞くわけでございます。特に下の川と多摩川に挟まれているということで水の被害をとて心配しておられます。多摩川の河床が高くなっている、川の流れが福生側の土手にぶつかって流れていくなどの状況を心配して大変不安な気持ちで暮らしておられる方がたくさんおられます。

このような水害対策として、このような状況をできるだけ早く解決できる方法なども考えていかねばならないと思いますが、いかがですか、お伺いをいたします。

続きまして、2件目です。学校給食費についてお伺いをいたします。学校給食費の未納問題につきましては、福生市だけでなく全国的に大きな問題となっております、

新聞、テレビ等で報道されております。文部科学省では平成18年11月に学校給食費の徴収に関する調査を実施し、平成19年1月24日付で調査結果について発表をいたしました。これほど全国的に未納問題が広がるのには、何か共通の理由があるのではないかと思ったりするわけですが、どのようにとらえられておられますか、お伺いいたします。

当市におきましても、給食費の未納の問題は大変大きな課題であります。この給食費の未納につきまして、議会で何度もお答えをいただいていると思いますが、改めて福生市の未納の現状をお伺いいたします。また、未納費を会計上、欠損金として処理をしていると聞いております。こちらの状況もお伺いをいたします。細かいことにつきましては、2回目の質問で質問させていただきます。

3件目の質問をさせていただきます。ITの推進についてお伺いをいたします。現在、経済産業省を中心として政府は情報システム調達のオープン化や電子政府化を推進しております。21世紀は情報通信革命と言われ、情報が価値あるものという認識は、別な意味でITの進歩・変化は大変大きいものがあります。福生市は、市民サービスを提供する側として行政の効率化、ITの推進等は避けて通れないことだと思います。事務処理にコンピューターを使用していない部署はないのが現状ではないでしょうか。国の法律の改定、都の改定等によってサービスの方法や事務処理が変わったりするたびにシステムの変更、プログラムの変更などと、少しのこの変化でも費用がかかるような状態のように見受けられます。このように、ふえていくIT関連費用につきましてどのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

それから、この情報システムに対する当市のお考えをお聞きするわけですが、システムの変更時に費用が発生し、その費用が適切であるかないか、そのような判断やコンサルタントをお願いするのにITコーディネーターなる方に適切な判断をお願いしているということですが、ITコーディネーターの役割はどのようなものか、またITコーディネーターの資格につきましてはどのようなものかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 杉山議員さんの御質問にお答えをいたします。

安心・安全・防災についての1点目の広報無線についてですが、防災行政無線のデジタル化の工事が本議会で防災行政無線施設改良工事請負契約の御同意をいただきますと、平成20年1月から10月まで工事を行いまして、11月から新システムで運用できることとなる予定でございます。これは、基本的に現在の防災行政無線が設置して20年以上経過しておりまして、老朽化による再整備を行うものでございます。

この工事によりまして、屋外子局は現在の40局から、難聴地区に10カ所増設して50局となります。また現在は、火災などの緊急一括放送につきましてマイクにより直接放送しております。新しいシステムでは発信する情報をパソコン入力いたしまして、音声変換されて放送されるため、音声入力者の個人差により聞き取りづらいという状況を解消することができ、かつ、デジタル化で雑音のないクリアな放送になる予定でございます。

録音による通常放送は2グループで時差をつけて放送しており、エコーはほとんど起こりませんが、緊急一括放送についてはどうしても隣接しているスピーカー同士でのエコーを起こし、聞きづらい状態になる場合もありますので、その都度スピーカーの向き、音量調節等の対応をしていくこととなります。もし、音声聞き取れなかった場合、新システム運用の11月からは電話応答装置というシステムが設置されますので、市役所の専用電話にかけていただきますと、音声ガイダンスにより確認をすることができるようになります。

また、戸別受信機につきましては、関係者用として100台のほか、聴覚障害者用として文字を表示することができ、かつ見逃した場合でも文字表示の確認ができる戸別受信機を50台導入する予定でございます。また、文字表示盤を福生駅西口、東口、牛浜駅東口、市役所玄関前の4カ所に設置する予定ですので、こちらでも文字情報を確認できるようになってまいります。

次に、2点目の防災訓練についてですが、本年度は東京都と昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町と合同で、「連携」を統一テーマに、震災時の当該地域における近隣市町の相互連携と、これを支援する東京都の支援体制及び各防災機関の連携を構築し、災害対応能力の向上を図ることを目的に実施されました。

福生市の場合は、一小、二小、三小、六小、七小の5会場で、メイン会場を七小としております。福生市の訓練参加総数は1879人で、各会場には各自主防災組織、消防団、消防署、交通安全推進委員会、福生アマチュア無線クラブなどの方々に御参加、御協力をいただき、七小のメイン会場ではそのほかに東京消防庁、警視庁、自衛隊、ふっさボランティア・市民活動センター、福生高校ボランティア、福生消防署防災女性の会、災害時支援ボランティア、武陽ガス、福生LPG協会ほか関係機関の方々の御参加をいただきました。本当にたくさんの方に御協力をいただき、感謝を申し上げているところでございます。

メイン会場においては、東京都との合同ということで、例年と違い普段では見られない大規模かつ特殊な土砂災害救助等の訓練、災害救助犬・警備犬の訓練、校舎を使っただけの建物救助などが見られ、市民の防災意識の向上につながったと思います。他の会場においては、こたしは自主防災組織訓練を中心に訓練を実施し、いろいろと行き届かない点もあったと思いますが、毎年、防災訓練を実施することにより実際に災害が起きたときに、それぞれの立場でどう行動しなければいけないのかということを確認することができるということは、大変大事なことだと思っております。市といたしましても引き続き関係機関、団体と連携を保ち、相互の協力のもとで災害に強いまちづくりを目指していきたいと思っております。

次に、3点目の防災対策について、まず地震などの大災害時における対策として、耐震性貯水槽等の設置ですが、平常時の消火栓等の消防水利は100%既に充足されております。ただ、震災時におきまして消火栓が使用できなくなることを想定いたしまして、耐震性貯水槽を設置してきておりますが、現在、204メッシュある中の21地区のメッシュが不足しており、充足率は90%でございます。この率は近隣市町と比較しますと高い充足率でございます、羽村市が86%、瑞穂町は76%となっております。

不足地区の内訳として、100トン水槽が4カ所、60トン水槽が11カ所、40トン水槽が6カ所となっております。5年前と比較しますと100トン水槽が既に2カ所充足しており、今年度におきましても100トン水槽を市役所に設置し、保健センターにも今年度中に設置を予定しております、不足メッシュ数につきましても減少する予定でございます。

次に、災害協定についてですが、市内の団体としては平成8年に福生アマチュア無線クラブと、災害が発生した場合の災害情報の収集及び伝達の協力についての協定を結んでおり、市の防災訓練等には締結前よりいろいろと御協力をいただいております。

また、平成7年に四五都市、新市制実現都市連絡協議会を構成する6市で、災害時の相互応援協定を締結いたしました。現在は合併により北海道の登別市、滋賀県守山市及び福生市の3市となっております。去る11月20日に新たにこの3市によりまして、災害時の相互の応援体制をとることを含んだ友好交流都市協定を締結いたしました。登別市で行われまして、副市長、さらに議長さん、副議長さんにも御参加をいただいております。このほかにも多摩地区の各自治体、西多摩医師会、西多摩接骨医師会、多摩ケーブルネットワークと災害協定を締結をいたしております。

次に、南田園地区の水害対策についてですが、平成14年に国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図をもとに、18年度に作成した多摩川洪水ハザードマップでは、200年に1度の大雨により多摩川が氾濫した場合には、この地区は2メートル未満の浸水が想定されております。ことしの台風9号では、想定以上の雨が上流で降りましたが、結果的には住居に対しての浸水被害はありませんでした。多摩川の堤防については決壊することは予想はしておりませんが、もし浸水の被害が予想される場合は、市から防災無線や広報車などで注意を呼びかけ、状況に応じては避難勧告を出しますので、市民の皆様にも避難情報、気象情報や河川の水位情報などに注意をしていただきたいと思っております。

また、風水害発生時の避難所は、一段上にある福生二小や一中となります。詳細につきましては多摩川洪水ハザードマップに記載してありますので、目につくところで保管をしていただき、時々御確認をいただければと思っております。

多摩川中央公園等のスポーツ施設の現況ですが、多摩川中央公園についてはボランティアの方々にも御協力をいただき、約8割程度の復旧をしており、年内には完全復旧を予定しております。南公園については年内の復旧は困難で、平成20年4月に一部開園できるように進めております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

次に、ITの推進についての1点目、ITコーディネーターについてですが、まず、ふえ続けていくIT関連経費についてということでございます。福生市のこれまでの取り組みを見ますと、行政情報のネットワーク化や情報化施策を推進するために、平成12年度から13年度にかけて財務会計システムやグループウェアシステムなどを導入したことに始まり、平成15年度には行政間の情報交換や情報共有を推進するため総合行政ネットワークを構築し、また、東京電子自治体共同運営協議会に加盟しまして、その共同事業として住民票の写しの交付などの電子申請サービスや、入札の参加資格審査など、インターネットを通じて行える電子調達サービスを開始しております。

さらに、今年度は新庁舎の建設にあわせ窓口での手続などを可能な限り一つの窓口で完了する、いわゆるワンストップサービスを実現するために、10月から試行ではありますが、総合窓口システムを導入いたしました。また、現在、施設の空き情報を提供しております19施設のうち、屋外体育施設6施設につきましても、予約システムを試行的に導入したところです。

このような取り組みに伴いまして、IT化を推進するために必要不可欠な経費として、19年度予算額では4億円を超えておりますが、市民サービスの向上や事務事業の効率化、人件費の削減などに対しても相当な効果が出てきていると、こんなふうに思っております。また、事業を進める上では費用対効果などに十分配慮し、計画段階から契約に至る一連の流れの中で、十分な精査を行ってきております。ただ、これまでは外部の専門家による十分な分析を行っておりませんでした。そこで、ことしITコーディネーターにIT関連経費の分析などの依頼をしております。

そこで、ITコーディネーターの役割はとのことですが、ITコーディネーターは適正なコストで、効率的なシステム構築や運用を支援するという役割を担っておりますので、福生市におけるIT関連経費の分析等を依頼しまして、経費の妥当性についての検証を行っているところでございます。

このような取り組みを推し進めることにより、IT関連経費の削減や効率的な運営を図るとともに、外部評価を受けることによる透明性の確保を図りながら、今後ともIT化の推進に努めてまいりたいと思っております。ITコーディネーターの資格等につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

以上で、杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育長（宮城眞一君） 杉山議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校給食費についての未納対策の御質問でございます。議員御指摘のように、昨年の11月から12月にかけて、文部科学省が給食を実施をいたしております全国の国公立及び私立の小中学校を対象に給食費の収納状況などの調査を実施いたしました。その結果、43.6%の小中学校で給食費の滞納があり、滞納総額は22億2963万円と報告をされております。

その滞納の理由につきましては、「義務教育であるから給食も無償だ」というように、保護者としての責任感や規範意識にかかわるものが60%を占め、保護者の経済的な問題とするものが33.1%でございました。

福生市でも同様に保護者の責任感や規範意識の低下が考えられますが、給食費を未納としている世帯についてはほかに保育料、市税、国民健康保険税等の未納もあるやに聞いておまして、中には許しがたい状況にあるものもあると考えております。

次に、平成18年度の収納状況でございますが、現年度分は収納率が98.34%、未納額215万3850円でございます。平成15年度から平成17年度の滞納繰越分は総額857万5740円で、うち収納額166万4320円、収納率19.41%、したがって未納額691万1420円となっております。そのうち平成15年度分の未納分66世帯、89人分、258万5920円は3年を経過をいたしましたので、不納欠損処分といたしました。残り432万5500円は、平成19年度に滞納分として繰り越しをいたしまして、平成19年度分の滞納繰越分は、平成16、17年度の滞納繰越分と、平成18年度分の滞納繰越分を合わせまして125世帯、児童数188人分、647万9350円と相なっております。

このような滞納の状況にあり、学校給食センターにおきましては月1回の土曜日の訪問徴収、夏季の期間中には調理員と事務員によります班編成により、平日の訪問徴収を実施をいたしております。また、昨年12月、本年3月、5月に教育委員会全体での取り組みといたしまして、平日の夜間訪問徴収を実施をいたしております、本年10月31日現在で、対前年度比では現年度分が0.14%、滞納繰越分におきましては10.31%と若干ではございますが、収納率の向上を見ているところでございます。

また、不納欠損につきましては、民法第173条第3号によりまして、未納給食費に対します債権は、2年間で時効消滅することとなっておりますが、福生市学校給食センター運営審議会におきまして審議の上で、未納給食費の取り扱いにつきましては2年間でさらに1年延長し、3年を経過した後に不納欠損処分といたしております。

次に、未納を出さない工夫といたしましては、学校給食センターにおきましては給食だよりや毎月の献立表の中で給食費の適切な納入、学校給食の意義や役割について保護者への啓発を行っております。また、校長会の折には私の方から指導いたしております、学校におきましても学校だよりにおいて給食費の適切な納入について保護者への理解と協力を求めてきているところでございます。

今後とも、他市での取り組みなども参考にしながら、現年度分の未納を確実に減らし、滞納繰越をふやさない方向で努力をいたしてまいりたいと存じます。

以上、杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） ITの推進につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

ITコーディネーターの資格についてでございますが、この資格は現在の経済産業省が、1999年に開始いたしました戦略的情報化投資活性化支援事業の一環として創設された経済産業省の推奨資格であり、認定はNPO法人ITコーディネーター協会が行っております。

ITコーディネーターの重要性につきましては、政府が昨年1月に発表したIT新改革戦略の重点施策の中で、世界に通用する高度なIT人材としても、ITコーデ

ィネーターが位置づけられ、政府の重点施策の実現に向け重要な役割を担うことが期待されているところでございます。

また、今年度、分析等をお願いをいたしておりますITコーディネーターは、中小企業診断士第1種情報処理技術者、それに米国の情報システム監査の資格である公認情報システム監査員、もう一つは、米国の民間資格であるPMP、これはプロジェクト・マネジメント・プロフェッショナルという資格でございますが、この資格を有しております。国の多くのシステム開発におきましては、このPMPの有資格者がいることが入札条件となっておりますので、極めて認知度が高い資格であると、そのように位置づけられているところでございます。

○3番(杉山行男君) 御答弁、ありがとうございます。2回目の質問を少しさせていただきます。

広報無線につきましては、デジタル化で何が変わるのかという質問をさせていただきましたのですが、要は、現在の周波数の体系の中で送れる情報がふえるということだと思います。音声情報と文字情報とが送れようでございますが、文字情報は市内の4カ所、市民が集まる場所に設置するということで、了解でございます。音声情報の入力パソコンで、音声変換装置を使って、今までと同じようにスピーカーから情報が放送されるということで、こちらも了解でございます。

この音声放送についてですけれども、一括放送の場合は特に緊急を要するときが多いと思えますけれども、早急に市民が一番知りたい情報でもあるわけです。隣接しているスピーカー同士のラグタイムによりまして、エコー状態になってしまうことは、デジタル化しても解消することとは限りません。スピーカーの設置の場所が屋外子局ということで、40カ所から50カ所にふえるということで、難聴地域が少なくなるということは想像できます。しかしながら、二つのスピーカーが同時に聞こえ、お互いに打ち消し合ってしまう地域が出るということが考えられることも事実です。実際に放送してみないと何とも言えないことはわかりますけれども、聞きづらい場合、想定しているようで、その際はスピーカーの向きなどを考えたり調整したりということで、そういう対策が考えられているようで、了解でございます。

現在の段階で、エコー状態、もしくは打ち消し合ってしまうかもしれない地域がわかりますか、お伺いをいたします。もし、聞こえなかったときは市役所に専用電話があって、音声ガイダンスで確認することができるようになるとのことでございますが、大変細かいことをお聞きしますけれども、このときの電話料金はどちらが負担をするのでしょうか。

どうして聞くかという、何となくそっと市民に負担をかけているのではないかというような気がするものですから、ちょっとお伺いをいたしました。

それから、音声放送のエコー状態や打ち消しあってしまう状態の解消には、スピーカーの数をふやして音量を下げる、これが基本だと思いますけれども、数限りなくふやしていくと、究極的には個別受信まで発達してしまいますので、また別な問題が出てくるのかなというふうにも思っております。

デジタル化によって、文字情報が送れるということで、個人的にも大変期待をして

おります。戸別受信機で聴覚障害者用の使用に耐えられるようになった、こういうことはとても朗報だと思っております。50台ということですが、聴覚障害者でなくとも文字情報の方がよいという市民がおられるかもしれません。もし、こちらの需要が多かったときはどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

文字情報を市内の4カ所に設置した受信機で放送できることもさらに期待をしております。音声情報と同時に文字情報も送れることは了解しております。しかし、音声情報と同時のときだけしか、文字情報を送れないということはないと思いますが、いかがでございましょうか。例えば、市内4カ所に設置した受信機に、音声放送がないときでも、常時文字放送を送ることができれば、市民にとってはとても心強いものとなると思いますし、福生市にとっても催しやお知らせなど広報、市民との情報の共有の手段がまた一つふえるわけで、このようなことが実施できる予定でしょうか、お伺いをいたします。

それから、ことしの防災訓練の総括の御答弁をいただきましてありがとうございます。東京都との初めての防災訓練ということで実施したわけでありますけれども、当日になって準備、事前の打ち合わせと違ったりということがあり、ボランティアとして準備をして参加した団体におきましては大変戸惑いを受けたというふうなことで、文書で抗議を私、受けておまして、文書はお見せしませんけれども、そういうことでございます。わかった段階で事前に連絡等とれなかったものかと思いますが、どうお考えでしょうか。

また、防災訓練に参加する職員の役職は、担当部課、どのようになっておられますか。メイン会場は担当課が対応することは承知をしております。他の会場、ことしで言えば一小、二小、三小、六小の4会場があるわけですが、例えばある会場でボランティア団体が来ました。まだ準備もできていなくて、机を運んだり、いすを運んだり、一緒に手伝ったそうでございます。ことしは途中で雨が降ってまいりました。職員が先に帰ってしまって、会場に残されてしまったと、ボランティアの団体は自分たちの設営を後回しにして、準備を手伝ってあげたのに、先にさっさと帰ってしまったというふうなことで、大変なお叱りを受けたということでございます。

この二、三年の防災訓練に対するボランティア団体に対する接し方はどのようになっていますでしょうか。ボランティア団体に対する幹部職員の対応はどのようになっていますか。市として共通の認識を持って当たっておられますでしょうか、お伺いをいたしておきます。一生懸命にボランティアで参加をしても、職員の冷たい視線を浴びると、とても寂しく感じますので、ひとつよろしく願いをいたします。

答弁の中で、「多くのボランティアの方々の御協力をいただいております。市といたしましても、ボランティアの方々を初め関係機関、団体と連携を保ち、災害に強いまちづくりを目指していきたいと思っております」とお答えをいただきました。苦情を言うためではないのですが、幹部職員の皆さんの防災訓練に対する参加意識をお伺いしたい。担当部署でなくとも、多くの市民が参加しているわけでございますから、ちょっとした気配りで気持ちよく帰り、来年も参加しよう、そういう気持ちになれるので、ぜひよろしく願いを申し上げます。

防災対策について、貯水槽のことにつきましてお伺いをいたしました。メッシュの充足率が88.7%ということで、大変高いというふうに思っています。1メッシュ100トンですから、中には100トンそのままそっくり不足している地区もあるということです。限りなく100%に近づけていただけますように御努力をお願いしたいと思います。

それから、災害協定につきまして四五都市との災害協定は11月20日に再度協定を結び直したということで、了解でございます。

市内の各団体との災害協定は、一番身近な団体との約束事でございます。ぜひ、お互いの信頼関係が維持できますように御努力をお願いしたいと思います。

それから、南公園の質問につきましては乙津議員さんとダブリまして、大変失礼をいたしました。それから、お答えいただきましたのは了解でございます。

もう一つ、南田園地区の水害対策についても御答弁をいただきました。今回の想定上の水量でも堤防は大丈夫だったということで了解でございます。しかしながら、実際にお住まいの方々が不安に思う気持ちはすべて消えてしまうことはありませんので、行政としてできることで不安を取り去る方法があるとしたら、どのようなことが考えられますか、お伺いをいたします。

それから、給食費について御答弁ありがとうございました。19年度の滞納繰越金647万9350円、了解でございます。大変な額だと思っております。15年度分を不納欠損処分して、258万5920円、学校給食センターで、教育委員会で、全体で夜間訪問、徴収を実施して下さっているということで、収納率が上がっていることは了解でございます。職員の方には大変な御苦勞をされていることと思っておりますけれども、98%の人はちゃんと払っておられるわけで、払わないことが自慢になったりして、払っている人がばかばかしくなるようでは公平という面でもいけないし、義務教育は社会で生きていく最低限の教養やマナーを身につける学ぶ場所であって、給食費未納などは絶対にあってはならないことだと思っております。

学校給食法の中にも、経費の負担、6条第2項には費用は保護者が負担をすると規定されております。どんな方法をとっても絶対に払っていただく、毅然とした態度を見せて未納徴収は実行していかなければならないと思っておりますが、いかがでございましょうか。絶対に払っていただくと、そういうことから言いますと、3年間で不納欠損処理をするということは、みずから権利を放棄しているようにも思いますが、民法で2年だから1年延ばして3年というのも「そうかな」というような感じもしますけれども、2年だから時効でだめではなくて、時効を中断させるようなことを考えれば5年でも10年でも請求はできると思っておりますが、このような検討はされておられますでしょうか。

インターネット等で調べますと、札幌市の教育委員会、2007年12月に未納欠損処理をやめたと、釧路新聞の報道がなされております。そういうところもあるようですから、ぜひ検討をいただきたい。それからまた、法的な措置をとっても、時効の中断ができると思っておりますけれども、法的措置につきましては未納の状態が悪質と判断される場合の最終手段だというふうにも理解しておりますけれども、しかしながら、

悪質不納者に対する徴収につきましては、給料や財産の差し押さえなど法的措置を検討されてもいいのではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

それから、先ほど述べましたが、98%の人が給食費を払っておられます。文部科学省がことし4月に発表しました学校給食に関する徴収状況に関する調査の結果が公表されておりますが、その中で学校給食費の徴収状況に関する調査の結果が出ております。学校給食の金融機関からの引き落としが72%と大変多くなっております。自動振替が未納を生み出す原因の一つと考えられませんかでしょうか。福生市も自動振替の集金方法をとっているわけですが、例えば集金の自動振替を改めて、別な方法をとるといふようなこういった集金の方法も考えられることですが、予定はありますでしょうか。

文部科学省の公表の調査結果の中で、学校給食費未納が現在なくなったという報告も載っている箇所があります。その中には現金出納などに徴収方法を変更して成功している事例も見られております。当市でも参考になるのではないかとと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、ITコーディネーターにつきましては、今年度、IT予算が4億円超、予算組みの件は了解いたしました。4億円が人件費の削減に相応していることは十分に承知をいたしております。御存じのように、ITコーディネーターは単なるコンピューター知識やIT技術だけではなく、企業経営に精通した両面の知識を有し、ITユーザーとITベンダー（事業者です）の他方の立場から理解ができ、ITユーザーである経営者、行政ならば市役所ですが、市役所の立場から真に経営に役立つIT投資をサポートできる人というふうに位置づけられておると認識しております。IT事業費用が適切かどうかのことも含めて、コンサルタントができる人と思っておりますけれども、そこでお伺いいたしますが、具体的に今年度はどのような取り組みを行っていただけますか、お聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（田辺恒久君） まず初めに、9月1日の防災訓練で、職員の対応に不備がございましたこと、まことに申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

災害が発生したときは、市の職員だけでは何もできません。消防、警察、事業者の方々、NPOを初めとする各団体、各ボランティア団体、そのような方との連携によって初めて効果が出るわけでございます。職員はこのようなことを十分認識していると思っておりますが、今回こういうことがあったわけで、今後、このようなことがないよう十分に指導を徹底してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、無線のエコーの関係でございますが、風向きとか天候によっても左右されますので、どこということとは限定できませんが、その都度要請によりましてスピーカーの角度、音量調整等を初めにする必要があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、次に音声ガイダンスによる電話料金でございますが、申しわけございませんが、市民の皆様にご負担をいただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

次に、聴覚障害者用としての文字表示盤の戸別受信機は、これは防衛の補助対象として聴覚障害者用として申請をいたしますので、一般の方への貸与は原則としてできないということで御理解をいただきたいと存じます。

それと、4カ所に設置を予定しております文字表示盤でございますが、いろいろな情報を流すことができますので、市の行事の表示などいろいろな利用方法をしたいと考えております。

また、今後の水害対策でございますが、行政としてどう考えていくかということでございますが、これについては今までと同様に京浜河川事務所などの関係機関に河床の改善などの要望を続けてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 杉山議員さんの給食費未納対策についての再質問にお答えいたします。

まず一点目、未納者に対する徴収でございますが、先ほど教育長が答弁をいたしましたように、土曜日、夜間、さまざまな方法で教育委員会全体で取り組んでございます。しかしながら、残念ではございますが、徴収困難な悪質なケースも多いわけでございます。例えば、何度督促しても応じてくれない方、また、反応のない保護者、また、家庭訪問をしても居留守を使って会ってくれない保護者、また払うと言いながら、その日に伺うと不在で、結局払ってくれない保護者、こういった方々が多いわけでございます。教育委員会といたしましては、そのような悪質な保護者に対しまして毅然とした態度で望み、滞納を出さないような給食費の徴収に努めているところでございます。

次に、不納欠損期間の撤廃はでございますが、これも教育長が述べております、また議員さん御指摘のとおり、民法に規定がございまして、児童・生徒の食の不納に対する債権、これは2年間行使しないときは消滅するわけでございます。また、判例におきましても2年間分の債権しか回収できなかった、このようなこともございます。しかしながら、議員さんがおっしゃっていたような時効中断をさせるような方法、例えば未納金の一部でも回収し、債権を継続させる、このような方法もあるかと思えます。これも、滞納は絶対に許さないという強い姿勢を示すものとして法的措置をとることが一番重要だということをもっともございまして、今後、学校給食センター運営審議会等にもお諮りしながら、研究をさせていただきたいと思えます。

次に、法的措置の検討でございますが、これもただいまの答弁と関連いたしますけれども、福生市の給食会計は私費会計でございまして、法的措置がどのぐらいとることが可能なのか、まだ判然としない部分もございます。こういったことにつきましてただいま検討を進めておりまして、例えば、対象でございますが、すべての未納者とすべきか、また悪質な未納者に限定するべきか、またその措置の内容につきましても簡易裁判所に支払いの督促発布を申し立てる督促によるものか、または少額訴訟とするか、さまざまな観点からただいま検討を進めておりますので、なるべく早期に法的措置がとれるように頑張ってみたいと思っております。

最後に、未納費を出さない工夫でございますが、先ほど教育長から、この方法につきましても、徴収方法につきましては答えてございますけれども、違った観点からお答えいたしますと、徴収方法は多様なものがあるわけでございまして、福生市では口座振替を行っておりますけれども、ほかの市では集金袋等による直接納付、また、コンビニ納付、このようなことも方法としてとっているわけでございます。福生市におきましても、納入者の便宜を図ることを第1に考えまして、未納を出さない徴収方法、これは文部科学省の事例等を参考にして今後研究をしてみたいと考えております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、ITコーディネーターの具体的な取り組みについてでございますが、まず、IT関連経費の分析につきまして20年度予算編成に向けて各担当課が作成した実施計画書を全件分析をするとともに、特に見直し効果が期待できる保守委託料に重点を置き、契約書や保守実績などを分析する中で改善点の洗い出しを行っております。

さらに、住民情報系システムを担う日本電子計算ほか2社に対してのベンダーヒヤリングの実施や、後期高齢者医療制度の開始に伴う後期高齢者医療システムに関する仕様書の作成支援や、見積書の審査なども実施している状況でございます。

このような取り組みを進める中で、さらにIT化の推進に努めるとともに、IT関連経費の削減や効率的な運営を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○3番（杉山行男君） 御答弁、ありがとうございました。3回目ですので、要望ということになりますけれども、南田園地区の水害につきましては了解でございます。ぜひ、要望を続けていってほしいと思っております。

それから、広報無線につきましても、新たな4カ所のところに文字情報ができるといようなことで、個人的には大変期待をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、給食費のことですけれども、ありがとうございました。できるだけ未納金がゼロになるまでに、なるように徹底的に徴収をするという態度をはっきり打ち出す、それで行動に移す、大事なことだと思っております。実際に徴収に当たっている職員の苦労は大変なものだろうと思えます。私も小さな商いをしておりますので、代金の回収が滞ったりすると集金に行ったり、集金するのがどれだけ大変か、肌身に感じて実感をしておりますので、それでも頑張ってもらいたいと、民間の場合は集金ができないと大変なことになってしまうわけですし、大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってください。

債権の時効の中断ですけれども、集金の方法なども民間のノウハウなども取り入れた徴収方法なども検討をされることを要望しておきます。

それから、ITの推進についてありがとうございました。なかなかなじみのないITコーディネーターという言葉だと思えますけれども、国家プロジェクトの一環として誕生した経済産業推進資格でありまして、国がITを進める中で国家戦略の中で重要な人材として21世紀のネットワーク社会の中で、ここにはIT経営推進の中心的な担い手、新しいITサービスの市場創出の中心的な担い手、そのように言われております。その資格者は、また資格を取っただけではなくて、継続学習と言ひまして、

継続学習が義務づけられております。それで、実践経験として毎年報告も義務づけられて、どんな仕事をしたかというようなことも義務づけられておるような、そういう資格でありますので、そういうことを持ったコーディネーターが福生市の行政を適正に見てくれると、見てくれるのではないかと大変期待をしております。コーディネーターの意見などは大変参考になると思いますので、そのコンサルタントの内容などにつきましては、機会あるごとに議会に報告をしていただきたい、こんなふうに思っております。

以上で、要望だけですけれども、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、16番高橋章夫君。

（16番 高橋章夫君質問席着席）

○16番（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして4項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目、学童保育についてお伺いいたします。共稼ぎやひとり親家庭の児童が放課後、過ごす学童保育は、今や家庭の事情で学童保育に入所させるには、年明け早々に申請しないと間に合わないというような状況かと思われます。うっかりすると、その申請がおくれますと、入所できなくなりますと、1年間待機児童になってしまうというようなこともあろうかと思ひます。

また、学童保育は1997年に児童福祉法改正で法的に位置づけられ、設置は自治体の協力義務、設置や運営に関する基準を設けておらず、市が基準を直接設け、学童保育は行われているということでもあります。もう御承知のとおり、放課後の6時までしか預かっていただけないというような状況であらうかと思ひますけれども、その中で土曜日や春休み、夏休み、冬休み、振りかえの学校の休日等、通常の午前8時30分から午後6時までを、お預かりしていると思ひます。

また、新1年生になりますと3月の末までは卒園後も保育園に在園していただけますけれども、またその中で、早い方は午前7時から預けられている方もおられると思ひます。入学と同時に、4月1日より学童に通うことはできますが、保育園のように午前7時というわけにはいきません。学童保育には8時30分前には預けられず、8時からの出勤では到底間に合わないのが事実であります。そこで、仕方なく親の友だち宅や、子ども本人の友達宅に1時間ないし30分はお願いし、そうはいつでも毎日預けるわけにはいきません。これらは、働きながらの子育てには不安と、育児に気を使い、疲れれば、やはり子どもにも悪影響を与え、バランスのとれた子育てには影響が出てくると思ひます。また、この延長ができるのであれば、子育て支援にもつながるのではないかと思ひます。

そこで、1点目をお聞きいたします。学校の各休校日の保育時間を最大でも7時30分ぐらいまでに前倒しができないか。それとも8時ぐらいまではできないかとか、そのようなことをお伺いしておきます。

2項目目に都市整備についてお伺いいたします。去る8月24日、拝島駅自由通路

が暫定開通になったが、南北の階段数が旧跨線橋、連絡路ですが……よりも高くなったため、階段の段数が43段、これは相当なものですが、特にことしの夏は暑かったために高齢者や障害者の方は大変きつく感じたようであります。以前の階段は切符を買うまでに4段上がって、それから改札口を通り、15メートルほど歩いてから連絡橋に行くわけですが、その間は28段と大分段数が変わったということで、高齢者の方にはきつく感じたのかと思います。

このようなことから、暫定開通と同時に苦情が入り始め、階段の数がふえた説明に苦慮いたしました。最近は慣れと、多分あきらめと愚痴も聞くほどになってまいりましたが、やはり電車に乗りつけられない方には階段は疲れるという愚痴は聞いております。

そこで、お尋ねいたします。平成20年8月に、拝島駅南口エレベーターが使用できると思いますが、さらに21年度4月には本階段とエスカレーターが稼働、本工事も完成すると思えます。20年の8月の本工事の準備状況と、また拝島駅の南口の土地等の買収状況についてお伺いいたします。

3項目目の福祉交通についてお伺いいたします。循環バスの運行を、7年ほど前から市民の声が上がり始め、市内を回る、その後、循環バスの運行を要望してまいりました。その2年後ぐらいからコミュニティー循環バスという名前を使いながら運行を要望してまいりました。また、17年度には東京都22市3町1村で構成される多摩地域福祉有償運送運営協議会が発足され、このあたりから福祉交通、あるいは交通弱者というようになり、18年度にほとんど進展もなく、19年度に第2回の一般質問では、市長答弁の中では「福祉交通網についてですが、いろいろとお答えはしておりますので、次の視点から若干お話しを申し上げます」ということで、「交通対策ということでなく、交通弱者対策として検討していくところでございます。試行実施の検証なども含めて、早く方向性を出すようにという指示はしているわけでございます」というような答弁も行っておるわけでございます。近年の社会状況の中で、試行運転をせざるを得ないのではないかと思うような状況になってきております。

そこで、1点目として交通弱者に対する福祉交通対策と試行運転についてお伺いいたします。2点目といたしまして、今後の見通しについてを、お聞きいたします。

4項目目の福祉行政についてお伺いいたします。幼児を抱え共稼ぎ、あるいはひとり親では保育園に通園させるには親子ともども健康でなければ、登園も難しくなるかと思えます。親ならばまだしも、子どもが病気にでもなれば登園できず、仕事を休んで自宅で看病、1日、2日なら職場でも多目には見てくれると思えますが、病気が長引くとすれば仕事や他の兄弟姉妹にも病気がうつらなければと考えるのではないかと思います。親にしてみれば胃も痛くなり、頭も痛くなるでしょう。子どもについては多少の言葉や体罰ではないかもしれませんが、あたってしまうようなこともあるのではないかと思います。

病気が治っても、感染するような病気ならば医師の診断も必要、その結果がよければいいのですが、結果次第ではまたもや親はいらつくような状況になるのではないかと思います。

このようなことを聞くと、行政にとって何とか子育て支援の対策を実施していただ

きたく、何度か要望をしてきましたが、その後の病後児保育の進捗状況についてお問い合わせをいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。

学童保育について、学校の休校日のときに開始時間を前倒しできないかということでございます。現行の学童保育の開所時間につきましては月曜日から金曜日までは下校時から午後6時まで、土曜日や学校休業日及び学校行事に伴う振りかえ休業日は午前8時30分から午後6時までとしておりますが、平成19年度から児童館に併設する三つの学童クラブでは、指定管理者制度を導入したということがありまして、指定管理者が自主事業として時間延長をやっておりまして、午前のみ30分延長し、午前8時から預かっております。

最初に、この時間延長の利用状況です。夏休み期間の午前8時からの利用状況になりますが、三つの学童クラブを合わせて延べ人数では206人、これを1日当たりの利用人数で見ますと7.6人、各学童クラブの1日当たりの平均では武蔵野台クラブが5人、田園クラブが1.6人、熊川クラブが1人となっております。

また、平成16年度に市が児童生活実態調査を実施していますが、その中での市内の小学1年生から4年生を対象に、学校の長期休みの利用希望について調査をいたしておりますが、331人から回答がありまして、このうち152人、率にして45.9%が利用したいと言っておりますが、その場合の開始時間というのは平均で午前8時47分からやっていただければいいと、こういう話になっているところでございます。

また、平成19年度から指定管理者の自主事業として3クラブでは、午前8時からの延長保育が始まっていますが、それ以外のところにつきましてはコスト的なこと、そのほかいろいろと考えなくてはならないことがありますので、今後の利用の推移、数といったような問題も見ながら考えてまいりたいと思います。

次に、都市整備についての拝島駅自由通路暫定開通後の駅南口の階段等の本工事の進捗状況ということでございます。御承知のとおり、この事業は当初予定では平成19年度末の完成予定で進めておりましたが、昭島市の事業であります自由通路南口の階段が設置される部分の用地買収がおくれたことなどによりまして、事業期間を1年延伸し、平成20年度末に完成予定とする事業計画の見直しを行ったところでございます。なお、ことしの8月にはJR、西武両駅の駅舎が完成したため、自由通路は一部未完成ながら、8月24日の始発から暫定での使用を開始しておりますが、まだエレベーター等が未完成のため、バリアフリー対応ができておらず、特に高齢者や障害者の皆様の御利用には御迷惑をおかけしているところでございます。

そこで、北口につきましてはエレベーターやエスカレーターは平成20年、来年の3月に完成をいたします。南口については用地買収等が予定どおり進みますれば、平成20年7月に、立川寄りのエレベーターが完成をいたします。その後、21年の2月、再来年の2月ということになりますが、青梅寄りのエスカレーターが完成をしま

して、全面開通という予定になっております。

現在、南口は仮設階段で使用開始をしておりますが、階段の件については昭島市に苦情等が寄せられているとのことで、南口のエレベーターについては少しでも早く設置できないかなどということで、福生市、昭島市、JRなどで調整がされております。いずれにしても、事業の関係で若干延びましたことによって御迷惑をおかけしていることをごさいますて、申しわけなく思います。

なお、昭島市の事業でございますけれども、階段設置部分の用地買収の状況ですが、この用地買収は国庫補助事業として実施しております、来年の3月までにはすべての権利者と契約が締結できるよう鋭意交渉を進めているというふうに、昭島市から回答をいただいております。

次に福祉交通網についてですが、これも大変多くの皆様からいろいろと御指摘、御指導をいただいているところでございます。現在、社会福祉協議会が実施しております福祉センターへの送迎バスを活用しまして、あるいは拡大をいたしまして福祉施設等の送迎バスとして早期の試行実施に向け検討を進めております。福祉施設等送迎バスについて、特定旅客自動車運送業となるため、関東運輸局東京運輸支局に許可申請方法等について相談を行っており、また、市内民間路線バスの運行事業者とも調整を図っております。

関東運輸局の基本的な考え方は、民間路線バスを優先するということにはなりますが、特定許可の内容がどのようなものになるのかは現在のところ不明確でございますが、福生市の考え方、あるいは交通弱者のための福祉交通網整備の考え方を御考慮いただきますように、今後とも調整をきちっとしてまいりたいと思っております。

試行実施の開始時期ですが、特定運送の許可は申請から概ね3カ月程度の審査期間が必要とのことで、また、許可を受けた後、市民への周知、登録受け付けや車両整備等の期間が必要なことから、現時点では明確にお答えできませんが、来年度のなるべく早い時期に開始をしたいと考えております。

なお、交通弱者の方々の移動手段にはさまざまな方法がありますので、福祉施設等送迎バスの試行実施に取り組むとともに、ほかの方法につきましても福生型の福祉交通網整備を検討してまいりたいと思っております。

次に、福祉行政についての病後児保育の進捗状況でございます。これにつきましてたびたび多くの議員の皆様から御質問をいただいておりますが、病後児保育の設置につきましては、保育所併設型として福生保育園へ平成20年度中の開設を目指し準備を進めております。ここで、施設整備のめどがつかしましたことから、病後児保育室の整備にかかる設計委託料を、今定例会に補正予算として提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この病後児保育室は、病気回復期の児童をお預かりいたしますので、通常保育の児童等への病気の感染防止や児童の看護などを安全に行うため、通常の保育室とは別に保育室、安静室、トイレなどを配置することが必要となります。福生保育園とも調整する中で、1階に設置し、看護師等の職員2名を配置し、市内の保育園に通所する児童を対象に受け入れ定員を4名と設定をしております。

また、開設の時期ですが、平成20年度に整備工事をしたいと考えており、現在、平成20年11月ごろの開設を予定しております。今後は利用料の設定や申し込み方法、かかりつけ医による診断など利用に当たっての具体的な内容、あるいは工事に伴い一時的に別な場所で保育することもありますことから、その内容がまとまり次第、議会へも御報告し、御相談をしながら、保護者等へのお知らせをしまいたいと思います。

以上で、高橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩します。

午後1時59分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（高橋章夫君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきますと思います。

学童保育について先ほど、市長の方からの御答弁をいただきましたけれども、その中で指定管理者の関係で、8時からということはわかったのですけれども、最後の時間、終わる時間は同じ6時で終わっているのか、それとも違う時間で行われているのかお聞きしたいと思います。

それから、同じく答弁の中で18年度に児童生活実態調査のことをお話をされておりましたけれども、今の現状の中で、この16年度の調査結果に基づいて発表ではどうかと、ということは毎年1年生は新しく入ってきて、学童に来るわけですから、その一年一年、毎年変わってくるのではないかと思うわけであります。そうしますと、その辺の現実的な実態をもう少し把握していなくては、この辺の調査結果では少し満足できないのではないかと、だれが聞いてもちょっとどうかなというふうな、職員の中でも思っている人がいるかもしれません。その辺のところ、今後そのようなことを含みながら、このような調査、この児童生活実態調査かどうかわかりませんが、このような調査を行うかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、都市整備についてですが、拝島駅の南口の件ですけれども、地権者等がどのくらいいるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。何件くらい買収が終わっているのか。また、先ほど建物ほどのくらいあるのかちょっと把握できなかったで、何件くらいやって、解体をするような状況に来ているのかどうか、その辺も含めてお伺いしておきたいと思います。

それと、拝島駅の自由通路の全線開通がもしまだおくれるような状況があったときには、本市としてその支出はあるのかどうか。多分昭島市の方も頑張っておられると思いますけれども、福生市に迷惑をかけないようにつもりでいると思いますけれども、お聞きしておきたいと思います。

それから、同じく自由通路の中で立川寄りのところにステンドグラスを並行して、11基の広告を掲示できるボックスがありますが、現在歩いている中で見ますと、1カ所しかふさがっておらないのが現状です。この辺のところ、開通後の会議のあた

りで多分予算組みをしていると思いますけれども、この辺のところ、11基中1基しかないということは収入の面ではどうなってくるのかちょっとわかりませんが、その辺のところ、当市に関しては維持管理費の問題は発生してこないのかをお伺いしておきたいと思います。

福祉交通についてお願いいたします。我が市も参加している多摩地域福祉有償運送運営協議会、東京都22市3町1村で構成されていますが、ちょっと答弁の中で忘れましたが、現在はその動きはどのようになっているか、お聞きしておきたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中でやはり関東運輸局東京運輸支局に許可申請をする方法等について、運輸局と相談をしている等でございますけれども、その相談の内容についてまだ申請前ですので、余り詳しく話し過ぎて、それが逆にあだになって申請がおりないと言われても困りますので、できる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

それから同じく、答弁の中で「福生型交通網」というお話がございましたので、その福生型というのはどのようなものに当たるか、お願いしたいと思います。

4番の福祉行政について。平成20年の11月に開設予定とのことでございますけれども、この開設に当たりまして、26市中、規模で言えばどのくらいなのか。また、その開設で早い市は何年ぐらい前から実施をしているのか。福生市は何番目に当たるのか、3点ばかりお聞きいたしまして、以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、高橋議員さんの再質問に答弁申し上げます。

初めに、学童クラブの関係でございます。現在、指定管理者制度を導入して実施しているところが、延長保育実施事業というふうな形でやっておりますけれども、開館時間は午前8時から、終了が午後7時までという時間帯でございます。

それから、実態調査の関係の御質問でございますけれども、確かに古いと言われれば古いのですけれども、この、利用するかしないかという調査につきましては、こういった大げさな実態調査というようなことではなくて、実際に学童クラブに通っている保護者の方に対して利用するかしないかといったそういった実態調査的なものは、今回で言えば19年9月に、社会福祉協議会の方で実施をしているというふうに聞いております。したがって、その資料も手に入るということもありますけれども、いずれにしても直近になった時点で、またそういった調査もできるというふうなことで考えておりますので、この辺はよろしくお願ひをいたします。

それから、病後児保育の関係で御質問をいただきました。26市中、規模的には何番ぐらいだというふうなことでございますけれども、私どもが把握している中では26市ほとんどが同一の規模でやられているということでございます。

それから、福生市が順番で言うと何番目ぐらいにということでございますけれども、この辺につきましては申しわけありません、ちょっと資料がございませんものですから、資料が整い次第、また答弁の方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。私の方からは以上でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

拜島駅の南口の用地買収等、あるいは建物の件でございますが、関係権利者につきましては地権者は1名でございますが、事業開始当初は2名でございましたが、相続等があったやに聞いておりますが、1名ということでございます。借地人につきましては4名、借家人につきましては30名、建物については6棟ございまして、このうち現時点では借家人の22名と契約の締結ができたとのことを聞いております。

なお、地権者や借地人の契約につきましては既に交渉をしております、了解の方向に向かっているわけでございますが、契約の順といたしまして借家人の契約済みができ次第、契約の締結をしていくということで、借家人のあと8名との契約が残っているところでございます。

また、6棟の建物の解体でございますが、市長答弁にもございましたように、来年の3月までに解体をすべく努力をしているという御報告をいただいておりますが、立川寄りに4棟、青梅寄りに2棟でございますが、契約が済んだ段階から解体をしていくということでございます。

それから、2点目の拜島駅の完成がおくれたような状況があった場合には、福生市としての負担があるかどうかということでございますが、ただいま申し上げましたように昭島市としては全力を挙げておりますので、現在の段階ではどうなるのかというようなことはお話をする状況にはちょっとございませませんが、昭島市の頑張りに期待したいというふうに思っております。私どもも側面からは応援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

3点目の広告板でございますけれども、11基があるわけでございますが、先ほどの質問にありましたように1基しか確かにございませぬ。西武線への暫定通路が設置されておまして、壁があったりいろいろな状況がございまして1基ということでございますが、昭島市の方に歳入が含まれておまして、福生市の方は維持管理負担金から広告料等の歳入を引いた部分に割合で掛けますので、若干影響があるかなというふうには思いますが、これにつきましても私どもも広告を1基でも多く設置できるように職員も昭島市と一緒に努力をしていく必要があると、このように思っております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉交通につきまして、多摩地域福祉有償運送協議会の動きということで御答弁を、私の方からさせていただきます。

福生市内の福祉有償運送につきましては、平成18年6月に社会福祉協議会と、市内のNPO法人が道路運送法の許可を受けまして、いわゆる有償の移送サービスを実施しているところでございます。この間、平成19年の10月から道路運送法の改正によりまして、従来の許可制から登録制になっております。いずれにいたしましても、来年平成20年の5月にはこれら2団体の更新期限が到来することになりますことから、先月の11月6日に、多摩地域福祉有償運送運営協議会が開催をされまして、更新申請の手続を行いまして、これら市内2団体の協議が整ったところでございます。したがいまして、関東運輸局東京運輸支局に登録申請ができる状況となつてございます。

なお、19年の3月末で多摩地域での福祉有償運送につきましては、福生市の2団体を含めまして、全体で60団体が活動しているというふうに聞いております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、福祉交通についての関東運輸局との相談内容についてでございますが、関東運輸局東京運輸支局には8月と10月の2回訪問し、また、電話、ファックス等での情報交換などを行っている状況でございます。

相談内容でございますが、まずは交通弱者のための福祉交通網についての福生市の考え方の概要、あるいは福祉センター送迎バスを活用した福祉施設等の送迎バスの考え方などを説明させていただき、また、実施する場合の法的制限、あるいは対象施設などについて相談をさせているそんな状況でございます。

次に、福生型の福祉交通網についてでございますが、まずは福祉施設等送迎バスとして試行実施に取り組んでまいりたいと、そのように考えており、その後、利用者の方々の意見等課題を検証していくこととなりますが、交通弱者の方々の移動手段はさまざまな方法がありますことから、送迎バスを核としての組み合わせなど、今後検討していく中で福生市独自の形というものが見えてくると、そのように考えております。

○議長（原島貞夫君） 町田部長、先ほどの保留答弁、どうでしょうか。

暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

~~~~~

午後2時24分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（高橋章夫君） 再々質問ということで、3回目になるかと思えますけれども、学童保育について、現在の環境状況の中で委託先では整っている状況を認識しているようなふうに私は見ておりましたけれども、その辺のところを含めて、これをもう一度、来春ぐらいまでに見直す考えはあるかどうか。例えば、1年生だけでも8時から各7クラブが入所できるとか、何かその辺のところの見直しは、まだ4カ月ぐらいありますので、できるかどうかをちょっとお聞かせ願えればと思います。

それから、福祉交通ですが、車両と運行関係、または福祉協議会とのどのような話し合いが進んでいるか、現在の状況をお願いいたします。以上で、再質問を終わります。よろしく申し上げます。

○子ども家庭部長（町田正春君） 学童クラブの関係の御質問でございます。せめて小学校1年生ぐらいまでが8時から預けることができないかというふうな、そういった御質問かと思えますけれども、基本的にやはり学童クラブの場合は、児童が1人いればもう当然指導員が1人つかなくてはならないというふうなことで、かなり費用的な部分が絡んでくるというそんな実態がございます。

したがいまして、そのクラブが指導員1人を雇うほどの利用があれば、それは自主事業というふうな形でできるだろうというふうに考えますけれども、場合によって、地域にもよるのでしょうかけれども、全然利用がなかったり、あるいは本当に1人ぐらいだったというふうな場合は、これはやはり社協で独自にやれといっても非常に無理があるのかなというふうな感じを受けております。

したがいまして、今後仮に社協と話をしていくという中でも、例えば、要するに自主事業というのは自前でできますというふうな話になりますから、本当に自前でできるのか、あるいは自前でできるクラブがあるのか、そういったことも今後当然社協の方も研究をしていく必要があるだろうというふうに思っております。したがいまして、一概に全クラブで実施をしますというふうなことではちょっと困難かなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、福祉交通についての車両と運行関係、また、社会福祉協議会との話し合いについてでございますが、福祉センター送迎バスの活用ということから、社会福祉協議会とは随時、情報交換、意見交換を行っております。基本的にはまずは交通弱者のための福祉交通網整備を、なるべく早い時期に試行実施していこうというふうな認識を共有いたしております。

なお、車両や運行関係につきましては許可の内容が不明確なため、現段階では申し述べることはできませんが、基本的には現在の福祉センター送迎バスの車両やルート等を活用してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（原島貞夫君） 先ほどの保留答弁について発言願います。

○子ども家庭部長（町田正春君） 大変失礼をいたしました。先ほどの保留答弁をお答えさせていただきます。

まず、古いところでは何年ぐらいからやっているかという御質問でございますけれども、これは平成13年4月からということで、青梅市の方で実施をしております。

それから、26市中現在19市が実施をしているという状況でございますので、福生市が始めるとすれば、20市目かなというところでございます。以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

○16番（高橋章夫君） それでは、質問するわけにはもう行きませんので、よろしく願いいたします。

今、子ども家庭部長の方からもお話がありましたけれども、学童に関しては大変だよ。ということだと思いますけれども、一つの考え方として、今現在、この庁舎で行われている水曜日の夜間開庁だとか、土曜日の1日平常開庁している中で、人的なやり繰りをして、ローテーションを組んでやっているわけですよ。費用をかけないでやっているということで、今、議会にも多くの視察が来ているというようなことも耳にしておりますから、どうかそのようなことを考えながら、例え1人であっても犠牲になる人は……、犠牲なのです。その辺のところはやはり考慮してもらわないと、子育てというのはなかなか難しいのではないかなと。福生市の現状を見ると、20何年後には6万人の人口が少しずつ減ってくるというそういう歯止めの一つにでもやはりなるのではないかと、そういうことを一つお聞きいただきまして、これはとりあえず要望としておきます。

それから、都市整備についてですが、暫定後の駅中の店では結構にぎわっておるような状況でございますけれども、また両市民、全面開通がおくれますと、21年の完成にはすべてがバリアフリー化で延びることなく完成させていただくよう、これはもう強く要望するしかございませんので、これは部長、よろしくどうぞお願いいたしま

す。

それから、福祉交通についてですが、各機関のこれからの協力、平成20年の早い時期に試行運行を行うということでございますので、これも部長にくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、福祉行政について、病後児保育も平成20年の11月に開園するというようなことでございますので、おくれることのないように早目に市民に広報、ないしはいろいろな面でもって周知いただきまして、スムーズなスタートができることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、9番田村昌巳君。

（9番 田村昌巳君質問席着席）

○9番（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき質問席より一般質問をさせていただきます。大きな項目で2項目です。よろしくお願ひをいたします。

1項目目は圏央道（首都圏中央連絡道）について3点質問させていただきます。道路は国民・市民の生活を豊かにし、活力のある経済社会、活動を支える最も基本的な社会資本でありますし、その整備に対しては我々の強い期待が寄せられているものであります。6月の一般質問で圏央道の開通後の福生市への影響についていろいろお伺いをいたしました。市長の答弁の中で、この開通により西多摩地域において国道16号を初め周辺道路の混雑緩和はもとより、沿線都市間の連絡が強化されることによる沿線地域の活性化、災害時の緊急輸送道路の確保が図られるなど、重要な役割を担うと期待をしてお聞きをいたしました。

そこで、今月で5カ月強たちましたので、質問をしたいと思います。1点目は、交通量調査の結果について。2点目は、全体の影響についてと今後の対応について。3点目は、料金値下げ実験についてでございます。

8月よりETCを対象に30%の割引を実施しているが、交通量の結果について、またこの料金値下げ実験について今後どのような方向が示されていくのか。例えば、このまま料金が変わらないのか。ETC車以外でも値引きを行うというような対応はどうか。以上、圏央道についてお伺いをいたします。

2項目目は、横田基地について、3点質問させていただきます。まず1点目は、横田基地の態様の変化について、平成18年5月1日の最終報告で、航空総隊司令部と、その関連部隊が航空自衛隊の府中基地から横田基地に移駐することが決定しております。横田基地に移駐してくる自衛隊員の人数は約600名であることや、連絡用の航空機が1日1機程度飛来することなどが公表されていますが、今年の最終報告以降、航空総隊司令部の横田移駐に関する報告がほとんどありません。この最終報告では、航空総隊司令部の横田基地への移駐は平成22年度に完了することになっています。航空総隊司令部の庁舎建設や自衛隊員の住居など、建設計画など建設場所、建物の大きさなどどのようになっているかお伺いをいたします。

2点目は、再編交付金について。午前中に大野（聰）議員が質問しましたが、このことについてお伺いをいたします。新聞報道などで連日紙面をにぎわしている再編交

付金について、福生市は再編交付金の交付対象自治体に指定されたこと、それと再編交付金の額が519.1万7000円であるとの連絡をいただいておりますが、この再編交付金で実施できる事業の内容などについてお聞きをいたします。

3点目は、軍民共用化についてお伺いをいたします。軍民共用化については、平成18年10月に日米両政府でスタディグループを設置し、検討することが決定し、その検討期間は1年以内とされていましたが、本年10月17日の新聞報道ではこの軍民共用利用について合意を見送ると報道されていますが、今後、どのように展開されていくのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 田村(昌)議員さんの御質問にお答えをいたします。

首都圏中央連絡道路についてです。ことしの6月に圏央道あきる野インターチェンジから中央道八王子ジャンクションが開通後、5カ月が経過をいたしまして、概ね整備効果が安定してきたとして、国土交通省から交通量などの調査結果が発表されております。この中では圏央道を通して中央道や関越自動車道を連続使用して迂回して行くといったような交通が見られるということでございます。特に、市に関係することとしましては国道16号線の車両台数が1日当たり約7000台減少しているということでございます。

そこで、御質問の1点目の、市では交通量調査という形で市独自で交通量調査を始めておりますが、圏央道が開通する前後で市内3カ所の主要交差点で実施しております。開通前と比較しますとわずかではあります、開通後の交通量は減少しておりますけれども、現時点では分析するまでには至っておりませんので、今後、市内幹線道路が総体として完成してくるごとに交通量調査を実施し、分析をしていきたいと考えております。

次に、2点目の全体の影響についてですが、東京都心を中心とする首都圏の外周を、ぐるりと取り巻くように建設される首都圏中央連絡道路と関越自動車道・中央自動車道が接続され、平成24年度には東名高速道路にも接続される予定で、影響として首都圏の慢性的な渋滞を緩和し、新たな市場も生み出すと期待をされております。

当市への影響としては、圏央道へ接続する道路の整備によりまして行動範囲の拡大がされていくだろうというふうに思っております、これは出ていく場合にもそうですし、外から来ていただく場合にもそうだというふうに思いますので、そういう意味ではまちづくりに大きく貢献することが考えられます。特に、市内の幹線道路の整備や交通渋滞の緩和や排出ガスの軽減、交通事故抑制と言った直接的な効果に加えまして、地元の地域振興や経済活性化などの間接効果も期待できるのではと考えております。

次に、3点目の料金割引実験についてですが、首都圏中央連絡道路の開通を契機に、国土交通省が事務局で、沿線自治体の首長がメンバーとなる「圏央道開通の効果を地域と考える懇談会」を既に3回開催しまして、経済効果や整備効果等の意見交換をしております。また、10月には高額過ぎると批判が出ました料金について、圏央道料

金を根本的に見直し、地域活性化や交通環境改善につなげようという目的で設立し、沿道9市町村の首長や観光協会、商工会議所、トラック協会、バス会社の代表から組織する「圏央道の使いやすさ向上を考える会」というものを発足いたしました。

御質問の料金割引の社会実験の継続やデータの検証によりまして、恒常的な料金値下げをこの会を通じまして国土交通省に要望してきておりますが、いずれにいたしましても、結果の分析を国土交通省としては行いまして、多分、今までどおりと言いますか、前に戻るということはないだろうというふうに思っております、どんなふうな改善というものが出てくるかわかりませんが、いずれにしましても料金の割引というやり方についてはこれから先、進むだろうというふうに思っております。

次に、横田基地についての1点目、航空総隊司令部の移駐についてですが、司令部の建設場所は在日米空軍司令部及び米第五空軍司令部に隣接する駐車場付近で、敷地面積約2万平方メートルに、庁舎棟と機械棟の2棟を建設する計画とのことです。

庁舎棟は地上3階、地下2階、建設面積は約4000平方メートル、延べ床面積は約2万7000平方メートル、また、機械棟は地下2階、建設面積約600平方メートル、延べ床面積約4000平方メートル、なお、工期は平成20年4月以降で、完成は平成22年9月30日と聞いております。

このほかの施設として食堂、あるいは厚生施設、講堂、将官宿舎などの施設を下士官クラブ付近に、また隊舎、外来宿舎、隊員クラブなどの施設を将校クラブ付近に、さらに補給倉庫を第5ゲート付近のエリアに建設する計画で、現在、地質調査等を行っているとのことでございます。なお、自衛隊員が使用するゲートは第5ゲートが中心になるのではないかと聞いております。

次に、2点目の再編交付金についてですが、平成19年度から10年間の時限立法による交付金で、先般、平成19年度分の交付額として5191万7000円の内示額が公表されましたが、この内示額から試算していってみますと、10年間で約15億5700万円くらいになるのではないかと考えられます。

この再編交付金に対する基本的な考え方として、市の現状では歳入・歳出の差し引き不足額を臨時財政対策債、本年度では3億円ほどの借金で賄うという財政運営をしてきている状況でございます、自立した健全財政を堅持し、将来に負担、借金のツケを残さないためにも、この状況を正していかなければならないという考え方が一方でございます。また、限られた財源の中で、新規事業等を実施する場合にも、既存事務事業を廃止・縮小して、あるいは行政改革の推進をして、その結果として浮いた金で新しい事業をやるという考え方に立っていかないと、借金の額がなおふえていくということになります。今後、そういった基本的なところを踏まえた上で、再編交付金を最大限活用しながら市民サービスの向上、あるいは施策の充実等に向けていければと、こんなふうに考えているところでございます。

なお、この再編交付金は、施設整備事業とソフト事業にも活用できまして、かつ、基金を設けることなどにより複数年運用できる制度となっております。補助事業の例といたしまして、国民保護のための措置に関する事業、あるいは住民生活の安全の向上に関する事業、防災に関する事業、教育・スポーツ・文化の振興に関する事業、福

社の増進及び医療の確保に関する事業などの施設整備と、ソフト事業にも使ってよろしいと、こういう項目建てになっているところでございます。

したがいまして、新たな事業ということになりますけれども、まだまだ新しい事業として出たばかりでございます、不明な点も多いものですから、北関東防衛局と調整を行いながら、有効に活用していくということになろうと思います。

なお、本市での再編交付金の運用に当たっては、基本的には施設整備の部分につきましては旧来からの制度であります9条がございますので、こちらを施設整備の方には使いまして、この再編交付金は主にソフト事業に活用していく、そんな方向で考えてみたらと思っております。なお、この再編交付金というのは10年間の時限立法ということになってまいりまして、初年度は少ないのですが、中間年ぐらいになると一応一定の額が、2億円ちょっとくらいの額が来るという形になってまいります。ただ、だからといってこれは10年で終わる交付金でございますから、ただずっとそのままやっていけるといえないと思っておりますので、そんなことも考えまして真に市民に必要な事業というものに充てて、しかも経常的に将来的にもそういったものが必要であるというようなそんな必要性を感じながらやる事業の中に使っていくと、こういう考え方をしておかないといけないのではないかというふうに思っております。

いずれにしましても、今後、市全体で再編交付金に関する事業計画といったようなものを、10年計画を少しつくってみまして、計画的な事業運営をしていかなければと思っております。

次に、3点目の軍民共用化のスタディグループにつきましては、昨年10月からことしの10月までに合計8回、東京またはワシントンで開催され、日本側からは外務省、国土交通省、防衛省の課長級の職員で協議を進めてきたと聞いております。協議の結果につきましては、軍事上の機能を損なってはならないという米側の立場から指摘された幾つかの課題が残されており、議論は尽くされていないとのことでございます。このため、11月8日の高村外務大臣とゲーツ国防長官との会談で、さらに議論を継続していくことが確認され、引き続き日米政府間で協議を行うということになったというふうに聞いているところでございます。

以上で、田村（昌）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（田村昌巳君） 丁寧な御答弁、大変ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、圏央道について。1点目の交通量調査ですが、6月と9月に調査を実施したと伺っておりますが、具体的な数値が出ていけば出していただきたいと思っております。

2点目の全体への影響と今後の対応ですが、福生市については余り影響がないと思いたいのですが、近隣の市町にはどのような影響があったのか、また、今後の対応についてお伺いをいたします。

3点目の料金値下げ実験についてですが、この実施がいつまで継続するのか、「圏央道の使いやすさ向上を考える会」が発足することによって値下げが可能なのかどうか、その時期はいつごろになるのかお伺いをいたします。

次に、横田基地についての1点目、航空総隊司令部やその関連部隊の建物がどこに

建設されているかによって、地元への影響は大きく違ってくると思いますが、ただいまの答弁の中で自衛隊関連施設の建設場所として下士官クラブや将校クラブの近くとありましたが、これらの場所は福生市の区域の中にあるのかお伺いをいたします。

2点目に、再編交付金は10年間で約15億5700万円を見込んでいることはわかりました。この交付金は再編の進捗状況に応じて交付金が違ってくる制度とのことですが、各年度の進捗率と交付金額についてお伺いをいたします。

以上、再質問といたします。よろしくお願いいたします。

○都市建設部長(清水喜久夫君) 田村(昌)議員さんの再質問にお答えいたします。

交通量調査についての具体的な数値ということでございますが、市内3カ所で実施しておりまして、交通量調査実施の基本となります午前7時から午後2時までの12時間の交通量調査を、1カ所は福生消防署北交差点で、新奥多摩街道と松林通りの交差点で、全体交通量は開通前が2024台、開通後は1977台、47台の減で、うち大型車は17台の減となっております。

2カ所目は、奥多摩街道、志茂南交差点で、多摩橋通りと新奥多摩街道の交差点ですが、開通前が4828台、開通後は4748台、全体の交通量は80台の減でございますが、大型車は142台の増となっております。

3カ所目は、内出交差点前交番で、全体交通量は8748台、開通後は8766台、18台増でございますが、大型車は増減がない結果となっております。

現状の調査結果ですと、詳細な分析ができる状況ではございませんが、市長答弁にもありましたように、今後、陸橋通り、多摩橋通り、中央通り、駅前通りですが、田園通り、国道16号線の開通、完成ごとに交通量調査を実施して、その推移を確認し、ハード面における安全安心まちづくりを実施する上での一助の資料としていきたいというふうに考えております。

全体への圏央道の開通による影響でございますが、近隣市町への影響は一般道の交通量減少とは逆に、圏央道と中央道の開通により、以前から開通していたあきる野インターチェンジから日の出インターチェンジ間も2万5300台と、開通前の2.4倍に増加しているというふうに聞いております。圏央道利用者が大幅にふえている調査結果も出ておりまして、こういった交通物流の対応として日の出インターチェンジ付近には11月23日にイオンがオープンし、企業が動き始めております。

また、あきる野インターチェンジ近くの東京サマーランドでは開通後の7月1日につきまして、入場者数が6625人で、前年度同日の約6倍、観光PRや販売促進キャンペーンの積極的な展開を始めた自治体も多くなっております。福生市としても圏央道を軸にした集客、地域活性化に向けて行動を展開していくことも必要ではないかと考えます。

2点目の料金値下げはいつまで続くのかでございますが、この社会実験は年内実施と聞いておりますが、この結果をもとに方向性が出されるということが考えられますが、先ほど市長答弁にもありましたような内容になる可能性も選択肢の一つとして考えられるかと思いますが、今のところ時期についての確認はできておりません。

それから、次に「圏央道の使いやすさを考える会」が発足したわけですが、まだ1

回目の会合しか開いておりませんので、前段で申し上げました全体への影響、各自治体への影響等、それからその他企業への影響等を検証する中で、次の第2回の開催、あるいはその次の開催の中で全体の確認をして方向性を出していくことになるのではないかと、このように考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、横田基地関連で、まず航空総隊司令部庁舎等の市域についてでございますが、いずれの施設も福生市の市域に建設の予定と聞いておりますが、現在は地質調査などを実施している段階で、確定ではございませんので、御理解をお願いを申し上げます。

次に、再編交付金についてでございますが、各年度の交付金額は4月1日現在の再編事業の進捗に応じた進捗率が基準となりますことから、これはあくまでも平成19年度の交付内示額から推計した額となりますが、19年度は5191万7000円の内示がございましたが、この額は25%相当額でございます。それに来年度の平成20年度から22年度までの3年間は66.7%相当額で、1億3851万4000円ずつの交付、また、平成22年度中に航空総隊司令部が横田基地への移駐が完了予定となっておりますことから、23年度は100%となり、額は2億766万8000円でございます。なお、この100%交付される期間は23年度から26年度までの4年間でございます。さらに、27年度と28年度は再編交付金の激変緩和期間となりまして、27年度は75%の1億5575万1000円、それと28年度は50%の1億383万4000円でございます。以上のとおり、10年間の合計で15億5771万6000円と現時点では見込んでいるところでございます。

○9番（田村昌巳君） 御答弁大変ありがとうございました。圏央道の交通量の結果については、増減は余りないとの報告でありました。市民の皆様への生活への影響としてCO<sub>2</sub>の削減、また、まちの活性化においてあきる野市のサマーランドの入場者数の結果や、他の自治体のPR活動が積極的になったとのことも踏まえ、福生市においても市商工会、観光協会との協力をいただき、新しいまちづくりが実現できるように考えていただきたいと思いますと思うと同時に、今後、改良して開通が見込まれる陸橋通り、多摩橋通り、中央通り、田園通り、国道16号線の調査を引き続き行っていただきたいと思います。

通行料金値引きの実験についてですが、私もたびたび日の出のインターチェンジから圏央道を利用しました。近隣の方々の反対もありましたが、時間も今までより短縮され、便利に感じている方も多いと思われれます。最近、ガソリン、灯油、いろいろなものが値上がりする中、通行料金はETC車以外、すべての車に値引きを行っていただける方向にぜひ持って行っていただきたいと思います。と要望いたしたいと思っております。

最後になりますが、横田基地についてであります。航空総隊司令部ほか建設される施設が福生市の区域の中にあることで、再編交付金が少しでも加算されるように北関東防衛局に要望していただきたいと思いますことと、基地交付金についても増額の要望もしていただき、福生市がより自立した健全財政を堅持し、将来に借金のツケを回さないような予算を最大限に活用し、市民サービス向上にさらに御努力をしていただきたいと思います。

要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 3時10分まで休憩といたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番堀雄一朗君。

（5番 堀雄一朗君登壇）

○5番（堀雄一朗君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして4項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目、定住化促進対策について伺います。定住化促進についての基本的な考え方についてお伺いします。本年7月に「愛着を持って長く住み続けられるまち、福生」を基本理念として福生市住宅マスタープランが出されました。平成16年3月、第1回市議会定例会にて野澤市長は、「第四市営住宅の建てかえにも取り組んだところでございますが、鉄筋住宅への建てかえにつきましても一定の目標は達成できたと考えております。このことから、住宅施策の次のステップといたしまして、新たな施策が必要であると考えておりまして、定住化の促進を図るような施策も今後検討していく必要がございます」と、施政方針演説の中で述べられました。以来、定住化についての取り組みが検討されてきたことと思います。

青海議員の質問に際しては、基本となる住宅基本条例の策定も同時に検討していくと答弁されておりました。待望の福生市住宅マスタープランの内容については、平成18年予算審査特別委員会で概ね20年先を見越した住宅のビジョン、5年から10年の間で見直すもの、地域新エネルギービジョンについても計画の中に盛り込み、定住化促進ということも含め、高齢化していく中でのリフォームを視野に入れ支援策を考える。良質な住宅を建てる、地震に対して頑丈な建物を建てる等を視野に入れて策定していきたいと、その内容について示され、この形に沿って完成したことと思います。

定住化については、取り組むべき課題が広範に及ぶこともあり、これは住宅基本条例にも関係あるかもしれませんが、基本的な考え方を示していただけますでしょうか。既に事業化された施策も含め、具体化されているもの、早急に具体化をしようとしているものもお伺いします。

2項目目、福祉交通網の整備の進捗状況についてお伺いします。9月議会では、福祉交通網の整備には福祉センターバスを活用し、試行実施へ向け運行経路のプラン策定や関東陸運局東京運輸支局からの法的な問題点の指導を受けているとの答弁をいただきました。幅広く喜ばれる、そのような形の福祉交通システムを検討されていると思います。先ほどの質問に重なる部分もございますが、その後の進捗状況をお聞かせ願います。

3項目目、教育行政について、1点目、第六小学校でスタートしたふっさっ子の広場、モデル校の実施状況について。開場から2カ月、登録状況や来室者数、利用状況、

ボランティアの方の登録や来室状況をお伺いします。

2点目、小学5年、6年、中学1年生を対象に夏休み子どもスポーツ体験塾が、8月8日から3日間実施されました。初めての事業ということで応募状況と実施した成果をお伺いします。

3点目、小・中学校と地域の連携拠点づくりについて。教育委員会の指導により、特に小・中学校と地域との顔の見える連携がふえてきたように感じます。校長、副校長、また先生方が地域へ出向いていかれる機会がふえたからでしょうか。学校公開や連絡協議会の開催などが功を奏しているのでしょうか。地域の皆さんの協力や期待にも高まりが見られました。以前は学校を遠巻きにしながら、学校のことを心配する声が多く耳に入ってきたのですが、最近は「学校を少し身近に感じ、期待する」そのような声も聞こえてきました。

一例として、町会長さんの声を紹介したいと思います。私は、この町会長さんから聞いた話ですけれども、感動しましたので、少し紹介させていただきます。中学校に呼ばれる機会がふえて、多忙な中でのことなので、できる範囲で学校へ行かれるようにしているそうです。第一中学校の60周年記念式典に出席したところ、生徒会長さんがこうあいさつしました。「入学したころは廊下にごみがよく落ちていた学校だったのがきれいになり、今では校内にごみがなくなりました。人間が変わることを知りました」、そうあいさつされ、静粛に行われた式典にも大変感動されたそうです。

このあいさつが聞かれるようになるまでには、校長先生みずから朝早く出勤して、ごみが落ちていない校舎で子どもを迎えようと清掃、美化に取り組んでいたこと、子どもたちが早く着席して落ち着いて授業が受けられるように先生方から先に教室に入り、始業ベルの前に子どもたちを迎えるようにして、意識改革を試みたことなどさまざまな努力の積み重ねがあったのだと、連絡協議会等に出てみますとそういうことがわかってきました。

また、校長、副校長を初めとする先生方が、周辺町会や地域の行事に一つ一つ顔を出して中学校への協力と理解を要請されている姿も見ました。逆に町会長の方でも学校で子どもたちに紹介をされ、町会行事への参加を呼びかけるなどする機会を持つうちに、福生の子もたちがすくすく育ってくれるといいなあと、そういう思いが以前より強くなったと言われていました。地域の皆さんが多数いらっしゃる席で、この話をされ、大変な反響を呼んだそうです。私もその席で聞きました。

小・中学校とそして地域の連携については前回の議会でも要望をさせていただきましたが、そこでの答弁の中で市内各小・中学校が具体的に、かつ有機的につながっていけるような仕組みを取り入れていきたいと考え、目下のところ、学校教育全体の改善推進プランを作成しているとの答弁もありました。職場体験等を含め、地域の皆さんの協力も善意の協力ということですので、喜んで、気持ちよく引き受けてくださるような配慮が必要になってくると思います。

先生方以外にも学校へは相当な数の方が出入りをされていると思います。また、市内の他の学校からも協力を要請されて喜んで引き受けてくださる方もおられるかもしれません。また、校長、副校長先生は異動がありますので、そこで連携が途切れてし

もうといったこともないように拠点を設けて、積極的な掌握に努め、連携づくりの拠点をつくった方がよいかと思えます。この点、所見を伺います。

4点目、いじめ問題について。11月16日、金曜日、一斉に新聞の各紙で文部科学省の調査で全国の国公立小・中学校などで、2006年度に認知されたいじめの件数は12万4898件にのぼるということがわかり、前年度の6倍以上になったと、このうち6人はいじめが原因で自殺したというニュースが一斉に出ました。

一昨年までの調査ではいじめの定義について、「一方的、継続的、深刻な」の3要件が示され、一つでも満たさない場合はいじめと判断されない例があったのを、定義を変え、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものに改めたことが大きく影響したと言われていました。

さらに、今まで教師に聞いていた調査を子どもに聞くことによって、6倍という数字になったとも言われています。実際には実施方法がまちまちで、問題も多数あるということもその報道の中にもありましたが、結果はともかく、11月3日に行われた福生市青少年の意見発表大会で、市内の中学生、高校生がすばらしい発表をしてくれました。ここで取り上げられた内容にはいじめと自殺を巡る問題が非常に多く見られました。福生市の教育委員会が把握しているいじめの数とその対処について伺います。

また、5点目、児童・生徒を取り巻く携帯電話やインターネットの危険性について。小学生や中学生が無知のために犯罪や事件に巻き込まれることを防ぐため、携帯電話やインターネット犯罪の危険性についての教育を行うべき時期に入っています。また、4点目のいじめの全国調査の中でも、インターネットのブログなどに住所や顔写真を掲載されるなどのいじめが5000件近くあったとのこと。対策として、学校の現場での指導をお願いしたいのですが、携帯電話やインターネットでの危険性を周知する教育は行われているのか伺います。

また、福生市においてもいわゆる学校裏サイトなるものが存在しているのか。この問題への対処はどうなっているのかも伺います。

4項目目、高齢・身障者の粗大ごみ運び出しについて。高齢者、身障者の粗大ごみの室外への運び出しサービスについて伺います。原則的には日常のごみは自分で運び出す、またはヘルパーさんにお手伝いして出してもらおうのようですが、粗大ごみに限ったお話では自力で出すことが困難なケースもあるようです。

まずは、身内や近所をお願いしたらできる方にはそのようにしていただきたいと思いますが、ひとり暮らしの高齢者の方が多く、さらに隣も下も近所も皆高齢者、そういうところもふえています。これからもふえる傾向にあると思います。その中で、特に困っている方向けのサービスということで対応が必要ではないかというふうに御意見もありました。粗大ごみですので、頻度はそう多くはないと思いますが、近隣の自治体で対応するところが出ています。対応する自治体の状況と、その市での考えをお伺います。以上、1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。

定住化促進対策についてですが、まず、住宅施策の経過といたしまして、平成7年3月に福生市住宅マスタープランというものができております。それによって住宅施策を展開をしてまいりました。しかし、一方、国におきましては平成18年6月に「住生活基本法」を公布・施行し、従来の量的充足に重点を置いた住宅政策から、質的充実へと転換の方向が示されましたので、福生市においても人口減少や少子高齢化に特徴づけられる成熟社会へ移行する中で、総合的な住構造改革を目的とした「福生市住宅マスタープラン」を本年7月に公表したところでございます。

そこで、御質問の定住化促進についての基本的な考え方ですが、この住宅マスタープランは計画期間を平成28年度までとし、基本理念は「愛着を持って、永く住み継がれるまち、福生」を掲げております。住宅施策の課題をファミリー世帯の定住促進、防災性・防犯性の高い住まい、まちづくり、地域特性を生かした住環境の形成、既存ストックの有効活用、住宅困窮者の居住の安定を課題としておりますので、具体的には「住んでみたい」「住んでよかった」と、そう言われる住みよい環境を目指していくこととなります。

施策といたしましては、良質なファミリー向け住宅の供給誘導、省エネルギー、あるいは地域新エネルギーといったようなもの、あるいは耐震、雨水対策、あるいは高齢者、子育て支援などをセットとした支援策も考える必要があります。さらに、教育環境の整備、あるいは景観だとか環境だとか、団塊の世代などの市内雇用の創出だとか、あるいは町会といったようなものとのいわゆるコミュニティとの交流促進といったようなものを初めとしまして、福生の特性、あるいは特徴といったようなものを出していくことが必要であると、そんなふうに考えております。

既に事業化された施策は、住宅面では木造住宅の耐震診断助成、住宅地の適正な敷地面積の誘導策、ワンルームマンションの規制の実施、住環境面では地域新エネルギービジョンのエコライトハウスの環境に優しい家の支援、花いっぱい運動などもございます。

福生市は、豊かな自然環境など魅力的な生活環境を有しておりまして、生活基盤整備は大変進んでいるまちでございます。例えば、駅等の都市基盤整備といったような側面についても大変進んでおります。したがって、定住先として有利な条件をいろいろと備えているまちだというふうに私は思います。しかしながら、住宅の質の面では大変まだ問題が大きいところがございますので、今後、そういったところを中心に、住宅マスタープランに書かれております住宅政策の目標、あるいは住宅基本条例といったようなものも検討しなければならないと思いますし、施策の具体化を実際に行っていくためにはならない、総合的にしていくためにはならないと、こういう状況のところまで来ているわけでございますので、個別状況を重ね合わせながら一定の方向を出していくために、平成20年度から都市建設部に定住化対策担当を設置をいたしまして、定住化促進施策を進めていきたいと、そんなふうに思っております。

次に、福祉交通網の整備の進捗状況についてですが、先ほども御質問にお答えをしておりますので、簡単にさせていただきますが、社会福祉協議会が実施しております福祉センターへの送迎バスを活用、拡大をいたしまして、福祉施設等の送迎バスとし

て早期の試行実施に向け、現在、検討を進めております。福祉施設等送迎バスにつきましては、特定旅客自動車運送事業となるため、関東運輸局東京運輸支局に許可申請等の方法について相談を行っており、また、市内民間路線バスの運業者との調整も図っているところでございます。

試行開始の時期ということになりますけれども、特定運送許可の審査期間等もございまして、市民への周知、登録受け付けなどの期間が必要なことから、現時点では明確にお答えできませんけれども、平成20年度のなるべく早い時期に開始をしたいと、そんなことで今、努力をしているところでございます。

なお、交通弱者の方々の移動手段にはさまざまな方法がありますので、福祉施設等送迎バスの試行実施に取り組むとともに、乗り合いタクシー、デマンド交通システムなどにつきましても検討を進めまして、複合型の福祉交通網として検討をしていく必要があるというふうにも思っております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。また、高齢者・身障者の粗大ごみの運び出しについては、生活環境部長が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 堀議員さんの御質問にお答えをいたします。教育行政につきまして、5項目にわたる質問をいただいております。若干長くなりますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「ふっさっ子の広場」モデル校の実施状況につきまして、第六小学校をモデル校といたしまして、10月3日にオープンいたしました。10月1カ月間の実施状況を申し上げます。ふっさっ子の広場の参加は事前の登録制としておりまして、第六小学校の児童は在籍数は453人、そのうち登録者が345人で、登録率は76%となっております。開設日数19日間に来室をいたしました児童数は延べ1284人、1日平均約68人で、登録者の20%に相当しております。利用状況を曜日別で見ると、午後、授業のない水曜日が多く、金曜日、火曜日、木曜日、月曜日といった順に利用されております。月間の最多利用は10月31日の水曜日で、114人の児童が来室をいたしております。

子どもたちは、異年齢の子どもたちとの交流や、指導員、安全見守り員、ボランティアの方々とのかかわりの中で楽しい時間を過ごしており、この間、概ね順調に運営が行われてきているものと見ております。

次のふっさっ子の広場におけますボランティアでございまして、現在25人の方が登録をされ、活動の延べ人数は31人、1日平均1.6人でございます。活動は紙芝居、読み聞かせ、ベーゴマ、草笛の演奏及び指導、オカリナの演奏、将棋指導、紙鉄砲遊び、学習サポート、見守りなど多岐に及んでおります。一例を申し上げますと、70歳の男性の方が篠竹から約80本の紙鉄砲をつくって持ってきてくださりまして、遊びの指導をしていただきました。また、ベーゴマ遊びを地域の方々5人で指導していただいたりもいたしております。広場では活動の様子と翌月の毎日の予定を掲載を

いたしました「ふっさっ子の広場だより」を毎月1回発行し、第六小学校の全児童に配布して、全児童へのPRにも役立てております。

また、各広場には地域の特性を生かし、地域に開かれ、地域に根差した事業の運営を行うため、広場運営委員会を設置をいたしております。去る11月14日には第1回目の運営委員会が開催をされまして、この運営委員会におきまして地元3町会では、今後「ふっさっ子の広場だより」を回覧をしてもらえるとということになり、ふっさっ子の広場の地域における一層の理解を進めてもらえることが決まりました。

続きまして、2点目、夏休み子どもスポーツ体験塾につきまして申し上げます。この事業につきましては、東京都市長会の「多摩島しょ子ども体験塾市町村助成金」の交付を受けまして、平成19年度の新規事業として学年の異なる児童・生徒を対象に、共同生活をしながらスポーツや野外活動などの体験学習を、8月8日から8月10日にかけて、2泊3日の日程で、長野県白馬村において実施をいたしましたものでございます。

御質問の応募状況と実施の成果でございますが、事業をスタートするに当たりましては、まず小・中学校の校長会、市体育協会において事業の趣旨説明を行い、御意見をいただくとともに、協力をお願いをいたしました。その後、市民の皆さんに対しましては5月1日・15日号の市の広報やホームページで、小学校5年生、6年生、中学校1年生を対象とした定員60人の参加募集と、ジュニアスポーツ指導などに関心のある市民の方を対象に、引率指導者4人の募集をいたしました。募集の結果は小学校5年生が70人、6年生が59人、中学生が18人の、合計147人で、定員の約2.5倍の応募がございましたので、抽選により60人を選考いたしております。

また、引率指導者については2人の方が応募していただきましたので、面接の上、2人の方にも参加をしていただきました。

準備段階では、保護者に対して事前説明会を、子どもたちには事前の学習会を行い、引率指導者には事前研修を3日間受けていただきながら、体験塾の目的の理解を得たところでございます。

次に、その成果といたしまして、子どもたちは小学生と中学生が一緒になって班ごとの活動をしてもらいましたが、中学生は積極的に班長を申し出て、上級生という立場を理解し、小学生をリードするなど面倒を見ておりました。

また、帰ってまいりましてからも子どもと保護者へのアンケートの結果でも、子どもたちは複数の友人ができた、保護者からは日常生活では体験できないことへの体験の機会をつくってもらってよかったなど好評でございました。そういう意味では2泊3日の共同生活の中で、違う学区の異学年の中学生、小学生とが、上級生と下級生という関係もよかったのではなかったかと、このように感じております。

また、引率者19人につきましては、担当課職員4人が含まれますが、公募による2人のほか体育協会5人、体育指導員3人、小・中学校教諭3人、そして健康課の保健師2人にも参加をしてもらったところでございます。それぞれの専門性を十分に発揮され、また期間中の指導者相互の意見交換も活発に行われ、子どもたちへの集団指導に必要なリーダーとしての資質をより一層高めてもらうことができたと考えております。

今回、引率者の皆さんの御協力によりましてスポーツ体験塾事業が無事に終了することができましたが、また、一方では引率指導者の確保や事前研修の日程、体験プログラムの内容など検討の課題もございますので、これらについての点検を進めながら、次年度の事業へ反映をさせてまいりたいと存じます。

続きまして、御質問の3点目の連携の拠点づくりにつきましてでございますが、まず、小・中学校で地域の方々に御協力をいただいで展開をいたしております事業につきましては、18年度の実績で申し上げますと、小学校授業指導補助員に17人の方、中学校適応指導補助員に4人、小学校夏季水泳指導補助員に31人、小学校水泳指導補助員13人、日本語適応指導補助員6人、学習指導者市民講師延べ25人、特別支援学級指導補助員7人、適応指導教室指導補助員2人、教育相談アドバイザースタッフ13人、部活動外部指導員12人の方々に学校の教育活動の推進に御尽力をいただいております。

また、安全見守りボランティアといたしまして491人の方に御登録をいただき、児童の登下校の安全確保に御協力をいただいております。このほかにも総合的な学習の時間におけますゲストティーチャーや図書館ボランティア、校内美化のボランティアなどたくさんの方々の御協力で教育活動を展開をいたしております。本年度、同様な流れの中で支援をいただいております。そして、これらの方々と主な連絡調整は、御指摘のように教育委員会の所管部署と連携をいたしながら、ほとんどの場合、副校長が窓口になっております。

今後、学校と地域における有機的な連携事業推進のための拠点づくりの所見ということでお尋ねをいただいておりますが、こうした学校の教育課程の中で御協力をいただけます方々の力もおかりをして、市内小・中学校はさまざまに教育課題の改善に努め、その成果につきましても十分認識ができつつあるところでございます。教育委員会といたしましては、目下のところ仮称ではありますが、「教育センター」の設置構想の中で、その目的や機能の中に議員御指摘の「学校教育の人材バンクと活用」を趣旨に、その拠点としての「学校サポートスタッフルーム」といったようなものを組織化をし、人材発掘、登録、学校との連絡調整、運営会議などを通して、より一層有機的な推進に努めてまいりたいと考えております。

御質問4点目、学校におけるいじめに関しまして、教育委員会として把握をいたしております件数及び対処につきましてでございますが、市内小・中学校での発生件数は平成18年度、小学校19件、中学校18件、計37件でございました。解消の状況につきましては発生件数37件のうち26件が解消したものととらえております。年度当初の時点で継続をして指導をしているものは11件でございました。

また、今年度新たに発生しているもの、10月末現在、小学校6件、中学校8件ございまして、その解消に各学校において日々努力をいたしているところでございます。

いじめについての対処といたしましては、このような実態に対しまして、現在、具体的には一つには、いじめの状況の正確な把握ということにございます。学校訪問による聞き取りに加えまして、定期的な実態調査など、いじめ問題の状況や学校の対応につきまして詳細な把握に努めております。この結果、命にかかわるような深刻ない

じめについての確認はございませんが、各学校長にはさらなるいじめ対策の強化について、定例の校長会等で適宜指示をいたしているところでございます。

二つには、校内の組織体制の確立と情報の共有化でございます。各校におきましては生活指導部会や教育相談部会などで、児童・生徒の訴えや教職員の日ごろの観察、生徒理解で認識をしております情報を総括をし、教職員個人で抱え込むことのないよう即座に対応できる組織体制をとっているところでございます。

第3に、教職員の研修の充実がでございます。生活指導主任会等でいじめ問題に関する研修を行っております。この中では特に「いじめはどこでも起こり得ること、いじめは絶対に許されないこと」、この2点を各学校において教職員に周知徹底するよう求めているところでございます。

第4には、いじめにかかわる児童・生徒への指導・啓発にございます。教育委員会といたしましては「いじめ防止月間」を設定をし、具体的な取り組みを強化をいたしております。特に、平成19年度の道徳授業地区公開講座では、いじめ防止をテーマとすることを指示をいたしまして、取り組んでおります。また、学校に対します関連の通知や指導資料も配布をしながら、教職員に対しまして指導方法や指導上の留意点等について確認をさせているところでございます。

第5に、近年、全国で増加をいたしておりますネット上のいじめについてでございます。本年度も既に教職員、保護者、児童・生徒に対しまして、特に専門の方を講師にお招きをして研修会を実施し、情報モラルの向上に向け、あるいはマナーについての指導方法を研究させ、今後、教育相談研修会等においてもこのいじめ問題を取り上げてまいりたいというふうに考えております。

そして、御指摘もありましたが、先日の市民文化祭の中高生の意見発表会でも、子どもたちから提案がございました子どもたち同士の認識を高める取り組みとして、児童会や生徒会活動、そして人権をテーマにいたしました校内での意見発表会や学級、学年集会での子どもの自浄能力を高める活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

このほか、適宜すべての学校でいじめ問題への取り組みを教職員全体で確認をいたしておりますほか、全児童・生徒を対象といたしました校長講話、保護者会や家庭あて通知文での情報提供や注意喚起など、さまざまな取り組みが行われていることを学校だより等で確認をいたしております。あわせて、市民や保護者への啓発も大切でありますので、教育だよりや人権教育推進委員会だよりなどによりまして、いじめの兆候のとらえ方や保護者の対応についてお知らせをしております。

今後、さらなる取り組みにつきましても未然に防止することが重要でありますことから、いじめ問題が起こらないよう児童・生徒に思いやりの心を育む教育活動を充実をさせてまいります。日ごろから全教育活動を通して人権尊重意識の高揚に努めるとともに、道徳の時間では「命を大切にすることを育む」など、ねらいを重点化をいたしました指導に当たってまいりたいと存じます。

教育行政5点目の御質問、児童・生徒を取り巻く携帯電話やインターネットの危険性を学習させることについてでございますが、先ほどのいじめ問題でも申し上げます

たが、昨今の携帯電話、パソコン等の情報機器の普及によりまして、児童・生徒が被害を受けるケースもふえております。教育委員会といたしましては児童・生徒が被害者や加害者にならないように、情報モラルについて未然防止ができるように学習の機会をふやしていかなければならないと考えております。

また、教職員による児童・生徒の情報モラルの向上の指導につきましては、東京都教職員研修センターで作成をいたしました「メディア SOS ガイドブックを活用しよう」というプログラムを、教職員の研修用として扱ひまして、その中で児童・生徒への具体的な指導方法としてインターネット使用に強く影響を受ける児童・生徒の情報モラルや、ネット上の現状など研究をいたしているところでございます。

ここ数年、情報モラルについて法的整備、あるいは取り締まりも有効な手立てがなく、困惑をしている現状がございまして、全国的にも大きな問題になっていることは御案内のとおりでございます。

本市におきましても、指導主事が連日チェックをいたしておりますが、ネット上の掲示板、ブログなどの書き込みで実名を挙げたり、特定できることを誇張したり、誹謗中傷するなどが見られ、後を絶たないのも現状でございます。情報を発信する側の責任とあわせ、各学校での児童・生徒に対する情報モラル教育のさらなる強化も徹底してまいりたいと考えております。

以上、堀議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 4点目の高齢者、身障者の粗大ごみ運び出しにつきまして、市長の補足答弁をいたします。

現在、粗大ごみの収集につきましては市民の方にリサイクルセンターへ連絡をいただき、料金の確認と収集日の予約をし、その後シールを購入していただきまして予約日の朝、道路に接した敷地に出していただくようになっております。

他市の状況でございますが、運び出しが困難な方に対します粗大ごみの運び出し制度につきましては、日野市を初め5市で制度化しておりますが、ことし4月から始めました日野市では、対象世帯を65歳以上の高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳1、2級の交付を受けた者のみの世帯が対象となっております。

4月から10月までの実績では、粗大ごみの総申請が2万4500件、そのうち106件がこの制度の対象で、その90%が高齢者世帯であるとのことでございます。

今後の市の考え方でございますが、現在、申し込み時に運び出しができない等相談がある場合につきましては、収集業者に相談し対応してございまして、現状では特別なトラブルはございませんが、費用負担等の問題がございまして、少し時間をいただきまして検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（堀雄一朗君） それでは、再質問をさせていただきます。1項目目の定住化促進対策につきましては、総合的な福生市への評価の向上が必要です。平成18年度の市政世論調査における定住意向の調査結果を見ますと、20代、30代の「できれば移転したい」を含む移転指向の高さが目立っていました。さらに、問題になっている家族成長後期、一番上の子どもたちが高校生以上になってくる、そういういわば世

帯主の経済力が最も高くなっていく時期に転出していく、そういうことが問題にされているようですけれども、この世代も「非常に住みやすい」「まあ住みやすい」というパーセンテージと、「普通」という回答、これを含めると、合わせると77.8%が定住ということを指向はしていると、肯定的にとらえているということも出ておりました。

では、なぜ転出していくことになるのかと言いますと、不満はないにもかかわらず、住み変えを検討するとほかへ移転してしまう。広い家へ移らなくてはいけない、住宅を購入しよう、こういった検討を始める場合も福生市から離れたいのではなく物件がない、または、決め手に欠けるために同じような条件であればほかへと、これだけ問題点は大体明確になってきているのかなというふうに、今回の住宅マスタープランで感じました。

早期に、具体的改善策に取りかかっていたいと思います、答弁をいただきましたとおり、具体的施策はこれからということだと思いますので、20年度からということですので、そこでまた詰めていくことになるのだと思います。そこで、幅広いのですが、1点だけお伺いをしたいのですが、住宅事情の改善の中で引っかかります点がちょっとございまして、し尿くみ取りの件についてお伺いいたします。

予算審査特別委員会でも他の先輩議員から確認を受けておられるようですが、衛生費の中にし尿処理費というのが1813万3000円、本来、下水道が完備されている市町村ではほとんどなくなっているものではないかと思えます。積極的に働きかけを行っているとも答弁されており、15年度は125、一般世帯と、事業所は13、16年度は一般世帯が95、事業所は12、昨年9月では一般家庭が89、事業所が12というようなことがございましたが、現在ではどのような数値になってきているのかお伺いしたいと思います。

2項目目の福祉交通網の整備についての再質問をさせていただきたい点ですが、高橋議員からの質問に対する答弁の中で、福祉センターバスを活用した試行実施へ向けて着々と準備を進められていることは、私への答弁とあわせてわかりました。さらに、乗り合いタクシー、デマンド交通システムなども検討を進め、福生型を考えて積極的に取り組んでいきたいということも、取り組んでいかれているということもお伺いできました。市民の期待にぜひこたえていただきたいと思います。

ここに至るまでに8年間、公明会派では福祉交通を研究してまいりました。当初は市内循環バスということで質問させていただきましたが、ここでわかってきたことは近年多くの市内循環バス方式が費用負担問題の解消と、利用者に喜ばれる形の模索に入っているということでした。本年6月議会で質問しました際に、「どのような手法をとるにしても方向性を出した上で試行的に実施をして、その実施結果について検証することが重要と考えております」と答弁をいただいております。そこでも、相当な費用負担をどうするのかということ、そして、市民に本当に喜ばれる交通手段にしていくにはどうするのかということは非常に難しいという認識をしていると、そこで「試行実施」というふうなお話でした。

そこで、その後も研究調査を進めていましたところ、公明の会派の方でも既に循環

バス方式を進化させ、利便性向上と費用負担の面でおおよそのめどを立ててきている、そういう新しい交通システムが幾つか見つかりました。中でも乗り合いタクシー方式は各地で循環バスの運行費用負担軽減と、利用者の利便性向上の両立として広がりを見せているように見えます。

10月12日に福生市に最もふさわしいと思われる交通システムを見つけましたので、視察してまいりました。「デマンド型複合型新交通システム」と呼ばれる千葉県酒々井町の「しすい・ふれ愛タクシー」というものです。このシステム、ここでちょっと紹介させていただきたいと思います。

なぜ福生市に最適化と言いますと、近年課題となっている運行回数や経路の問題、利用者の要望にこたえ切れない、なかなかバスでは難しいという点についてですが、この交通システムは利用者のニーズにこたえてドアツードアで運行している点です。利用している車は10人から15人乗りのジャンボタクシーと呼ばれる大きさで、ワンボックスのロングタイプのため、比較的狭隘な道にも入っていきます。実質、ドアツードアということですので、大変使いやすい。

運行されている酒々井町は、東西約5キロ、南北5キロ、面積は19.02平方キロメートル、福生市はさらに小さいですけれども、比較的面積が小さい。福生市には駅が5駅ありますが、酒々井町にも4駅、また、タクシーとバスが同じく併存しているという状況もございました。さらに、近隣市町へも、目的地が限定されているものが乗り入れを行っているということで、近くの病院へ、このふれあいタクシーは利用できるようになっておりました。

福生市では、例えば瑞穂斎場等へ行きたいという要望も考えられます。酒々井町の人口は2万1000人、福生市の3分の1程度ですが、あちらでは全町民対象の交通システム、登録利用者が8000人います。福生市では福祉目的に限定した場合、参考になる事業規模におさまるのではないかとということもありました。

また、ここまで以外に既存のスクールバスを取り込んで事業展開をしたということも聞きました。どういうことかと言いますと、朝夕の一定の時間はスクールバスとして運行させていただく、それを発展させて、このオンデマンド交通にしたということです。福生市では福祉センターバスを福祉交通の試行ということで活用する予定ですが、このふれあいタクシーは朝夕の一定の時間は特定の目的で使用されています。一定の時間、このような使い方をすることも想定する場合にも参考にできます。

このように、多くの要件で先進事例として参考になりそうでしたので、ここで挙げさせていただきます。このふれあいタクシー利用者の負担は、市内どこでも1回300円、市外へは1回500円、運行車両は4台で、総事業費用が19年度の予算では2723万9000円、利用料収入が723万円、実際にはこれを上回ることが確実ということでした。3年の利用実績で利用がふえ、喜ばれているということが参考に特になると思います。

現在取り組んでいる福祉交通網の試行実施での検証ということもあるということになっておりますが、ぜひとも検討材料に加えていただきたいと思います。

また、この再質問で1点だけ福祉センターバスの活用による試行実施検証はいつご

ろ行われるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

3項目目の教育行政について、実際に行われていることがきめ細かにお答えいただきまして、ありがとうございます。実際にやっているということがよくわかりました。その点で、中でも1点目、ふっさっ子の広場につきましてですが、再質問させていただく点は、次はどここの学校で実施をされるのかという期待の声も聞きますので、明年、新たに実施予定の、3校になると思いますが、どちらを予定されているのかお聞かせください。

あわせて、学童クラブの利用者と重なる利用者がいると思いますが、今後、この二つがどうなっていくのかという点、実はこれも6月の議会で1回示していただいておりますが、わかりやすく違いを説明していただきたいと思います。

それから、2点目、これは夏休み子どもスポーツ体験塾の件ですが、このパラグライダーとラフティングというメニュー、また参加費が9000円ということもあつたり、また、引率もしてくださって、相当な予算がかかっているということもあるのですけれども、2.5倍もの人気を集めた事業となったことで、大変参加者のアンケート結果も好評と、明年の実施も検討した方がよいのではないかと思います。予定を伺います。明年はどう考えていらっしゃるのでしょうか。また、公募の方を含む19名の方、体育協会、体育指導員、小・中学校の先生、保健師さん2名とたくさんの各分野の専門家が2泊3日、そして事前研修にも3日間出て、この事業を支えたということですが、この方々は皆さんみずから進んで参加くださったボランティアということでしょうか、この点もお聞かせ願います。

4点目に、いじめの問題についての部分でお聞きした件についてですが、この調査の件数は福生市におきましては子どもに直接集計した結果なのか、教員が認知したいじめということなのか、この点をお聞かせください。

5点目の、児童・生徒を取り巻く携帯電話やインターネットの危険性についてですが、これについて、これは今、大変な問題になってきておりますけれども、警視庁のキッズパトロールのページというのがございまして、ここに「子どもは親が思っている以上に見て聞いたものを素早く吸収します。インターネットに関しても同様で、親の予想を超えて高度なこと、例えばブログやホームページの作成等もできてしまいます。メールや調べ物程度の利用だけでなく、インターネットを幅広く活用することを前提に子どものことは考えていきましょう」と記載されておりました。

学校のパソコン教育の現場で、インターネットでの危険と対処法について教えていくのは当然必要と思われます。この警視庁のサイトは親にも子にもよくできたサイトではないかと私は感じましたので、ぜひ授業の中で活用していただきたいと思いますというふうに思います。対象は、これは小学生向けだと思いますが、父兄にもためになりそうなサイトでした。既に授業等で活用されていれば構いませんが、ぜひ導入していただきたいと思います、いかがでしょうか。

あと、先日、文部科学省主催の「学校安全推進フォーラム」に出席して、私も正直驚きましたが、中学生の携帯所持率がもはや70%とのこと、最近まで携帯を持っている子は一部で、自己責任において持っているというふうに認識して整理してみまし

たが、この数になってきますともはや見過ごすことができない状況です。結果的に携帯が中学生のコミュニケーションのツール化している実態もあると思われます。教育委員会及び学校の先生方も含め、この携帯とインターネットを活用した世界の広がり  
と変化、これを知らないのではないかと。知ることも難しいのではないかと思います。  
何が危険かも、対処法についても知らない、何がどんなふうに危険なのか、これは親  
にも経験がなく、助言もできないということが起こっていると思います。

この学校安全推進フォーラムで「ちょっと待って、携帯」というパンフレットを手  
に入れました。こういうものですがけれども、これを見た際に、ここには「ちょっと待  
って、携帯」、これ細かくて見えませんが、携帯の危険性についての実際の事例  
を事件等も示しながらわかりやすくまとめてありました。携帯サイトなど見ない、触  
れない大人でも、どうということが起こっているのかというのわかるように書いてあ  
りまして、なかなかいいものではないかというふうにこのパンフレットを見て感  
じました。

こういったものが、例えば中学校の入学時に携帯の所持というのは一気にふえる  
ということですので、小学生から中学校に上がった段階で半数以上の生徒が所持して  
いるということもわかっているということですので、パンフレットの入手が可能であ  
れば、御父兄に配布の上、子どもと一読いただくとか、そのような形での教育が  
できるのではないかと思います。

参考に、福生市の児童・生徒の携帯所持率、どのくらいになっているのか、  
掌握されていればお聞きしたいと思います。このパンフレットの活用について  
もお考えをお聞かせください。

4項目目、高齢・身障者の粗大ごみの運び出しについて。先ほども申し  
ましたが、基本は身内や近所をお願いしてもらい、しかし、本当に困った  
人がこのサービスを利用できればよいのかなと思いましたが、日野市の  
例を聞きますと、2万4500件も年間粗大ごみが出ていて、そのうち  
106件、感想としては意外とあるのだなというふうに感じました。  
事業費の問題等いろいろあると思いますけれども、ひとまず、この  
福生市で日野市と同じ条件、先ほどの65歳以上、または身障者の  
手帳1級、2級をお持ちの方ということでやった場合に、どのくらい  
の利用が想像できるか、想定できるかということについてお聞かせ  
いただけたらと思います。

以上、再質問をさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後4時15分まで休憩いたします。

午後4時4分 休憩

~~~~~

午後4時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、1点目の定住化促進対策のうち、し尿く
み取りの状況でございますが、平成19年3月末の対象は一般家庭76世帯、事業所
11件、浄化槽13件となっております。また、19年の9月末でございますけれども、
一般家庭70世帯、事業所9件、浄化槽13件となっております。半年間で一

般家庭6世帯、事業所2件が減となっております。

次に、4点目の粗大ごみの関係でございますが、箱出しを実施した場合の件数の推計でございます。日野市の実績では全申請数の0.4%に当たります。これは単純に根拠にいたしますと、福生市では年間約1万5000件の依頼がありますことから、年間約60件になると推計がされます。以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、福祉交通網の試行実施期間検証の時期についてでございますが、試行実施の期間につきましては季節等での利用状況の変化や、利用者の御意見等さまざまな課題を十分に把握するため、1年間程度は必要と考えております。その後、試行実施を継続しながら、その検証をしてまいりたいと考えておりますが、利用者の御意見等を踏まえ、運行内容の見直しを含めて本格実施とするのか、あるいはそのほかの交通網整備に取り組んでいくのかなど十分に検討をする必要がございます。そのため、検証結果等の議会への御報告は21年度の半ば過ぎごろになるのではと、そのように現時点では考えているところでございます。

○教育次長（宮田満君） 教育行政についてのうち、ふっさっ子の広場、「夏休み子どもスポーツ体験塾」につきましての再質問にお答えいたします。

1点目、ふっさっ子の広場の次年度の開設予定校でございますが、小学校校長会に対しまして、次年度に開設する予定の3校をどこにするか検討を要請していましたが、10月4日に開催されました校長会におきまして第三小学校、第五小学校、第七小学校の3校での開催を希望するとの回答がございました。平成20年度には、第三小学校、第五小学校、第七小学校での開設を目指したいと存じますが、ふっさっ子の広場機構会議での検討、また現在は学校側とのさまざまな調整を行ってございます。

次に、学童クラブとふっさっ子の広場との関係でございますが、さきに堀議員さんから6月議会におきまして同様の御質問をいただき、教育長より答弁をさせていただきましたが、学童保育事業は保護者が就労等により昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、看護する取り組みでございます。一方、ふっさっ子の広場は学童保育や児童館に行っている、行っていないにかかわらず、全児童対策事業としての広く開かれた自由来所型の取り組みでございます。

したがって、学童保育と直接関連するというものではなく、学区域の児童であればだれでも自由に広場に参加でき、遊べたり、学習ができたりする事業でございます。すべての小学生が放課後等に楽しく、安心して過ごせる場が選択肢として一つふえたこととなります。なお、第六小学校の広場の登録児童数345人のうち学童クラブにも登録している児童は72人でございます。

次に、夏休み子どもスポーツ体験塾につきましての再質問でございますが、この事業の継続についての考え方でございますが、平成19年度におきましては東京都市長会の多摩島しょ子ども体験塾市町村助成金の交付を受け、実施できた事業でございます。今回の応募状況や結果から考えまして、継続をしていきたいと考えているところでございますが、今回の事業が助成金を活用しての事業でもあり、財政的なこと等考慮いたしまして、また、将来的には内容等の見直しなど検討を行い、実施できればと考えてございます。

2点目の、夏休み子どもスポーツ体験塾において引率された指導者の方々についてでございますが、市の職員6人を除きまして13人の方はすべてボランティアでの参加でございます。したがって、報償費等はございませんが、事業への参加にかかわる費用負担はすべて公費で負担しております。引率された方には事前研修の参加を初め白馬村での3日間は朝6時に起床し、6時半のラジオ体操から夜10時の就寝まで子どもたちと行動をともにし、また10時以降も担当を決めてホテル内を巡回していただくなど、長時間にわたり子どもの指導等に当たっていただきました。その御苦労に対しまして大変感謝を申し上げているところでございます。以上、再質問に対する答弁でございます。

○参事（川越孝洋君） 学校におけるいじめの発生件数についてでございますが、学校の教職員が把握している件数でございますが、例年実施しております児童・生徒の問題行動調査におきまして、その原因等とあわせて報告を受け、私ども認識をしている数値でございます。

次に、児童・生徒の携帯電話の所持率でございますが、これも昨年度の調査で小学生が32%、中学生が60%でございます。なお、高学年だけに絞りますと約10%程度ふえるものと認識をしております。

また、御紹介をいただきました警視庁のホームページ、キッズパトロールでございますが、生活指導主任会や市のPTA連合会、第五小学校、第七小学校の教職員への研修でも扱っておりまして、今後もさらに議員さん御指摘のように各校に紹介をいたしまして、児童・生徒への学習に生かしてまいりたいと考えております。

さらに、「ちょっと待て、携帯」のパンフレットにつきましても、先日、PTA連合会と教育委員会の共催で実施をいたしました研修の中で、講師の方に取り上げていただいております。現在、その資料の確保に努めておりまして、準備ができ次第、中学校に配布をし、生徒の学習はもちろんのこと、保護者会等でも情報の危険な側面という学習に、扱いをそのような形で生かしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（堀雄一朗君） では、最後にまとめて要望を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1項目目の定住化促進対策についてですが、具体的施策について子育て世代の定住化、または高齢世帯との同居を促すユニバーサルデザインをもとにした2世代住宅建築の場合の税の負担軽減等、あるいは環境に優しい家の優遇策、そういったものを具体化されることを期待させていただきたいと思っております。

周辺の市と比べて若干土地家屋が高く（これは当然便利だからということなのだと思います）なるという点があるということも思いますので、その差を少しでも埋められれば後押しになるのではないかとこのふうにも思われます。これは次元がちょっと違いますけれども、国レベルで行われてきた新築住宅への固定資産税の減免は相当な金額でもあり、実際の購入には強力な後押しとなっていると思っております。

また、定住化促進については各種施策とあわせて展開する必要があります。そこで、福生市に関するマイナスの要素の調査結果も、平成18年の福生市市政世論調査に出ています。騒音などの公害がある。これは27.5%、この問題もやはり頭に入れ

ておくというか、意識はしていかないといけないと。それから、子どもの教育環境が悪い23.8%、騒音以外にも子どもの環境のこと、また、買い物が不便21.3%、子どもの環境と買い物が不便は前回調査より急増というふうになっていましたが、教育面については教育委員会のこれまでと現在の精力的な取り組みで改善が期待されると思います。買い物が不便については既に実態として市外に車で買い物に行ったり、当たり前のように買い物先が羽村市であったり昭島市であったりということが起こっているのではないかと、その結果、福生市では不便だというふうに感じられているのではないのでしょうか。そのような心配をちよっとしております。まずは、今市内にある店舗への誘導策、これを市民の移動や行動を円滑化する交通施策として取り組んでいく必要があると、このように考えます。先ほどの市内の福祉交通網の整備ということにもつながる問題ですので、ぜひこれで解決の一助になっていただきたいと思います。

また、福生市の魅力ということについてですが、七夕まつり、多摩川沿いの桜並木、多摩川、玉川上水、多摩川中央公園、横田基地と若年層にはこの横田基地を挙げる人が多いとのこと。基地存続の賛否ということがまたちよっとありますけれども、基地が若年層を引きつけている要素はどういうことかなと、その点をちよっと考えますと20代、30代、特に20代は女性、30代と40代の男性、横田基地に何かエキゾチックな文化の香りを感じ、引きつけられているということだと、そのように思いますが、この福生の文化的な側面についても強調していく取り組みもあるのではないかと。横田基地が象徴する米軍ハウス、これは外から見ると、ということですが、あとは福生が外国人を上手に受け入れてきた「共生の歴史」というのが明らかにあるのではないかと、そして文化的側面からこれらを整理して表現していくと、福生の持つ包容力とか魅力とかにしてアピールできるのではないかとというふうにも考えます。こうしたことは、改めて文化的な施策ということで今後、私も勉強しながら質問させていただきたいというふうに思います。

さらに、福生の魅力は高められると思いますので、喫緊の課題としての住宅事情の改善、ここには他市には見られない優遇策などきっかけづくりをぜひやっていきたいと、中でもほかがやっていて、それがいいからやろうというふうになってくると、その魅力が半減してくるところもありますので、ぜひ苦心して考え出して、これを広く知らしめていきたいというふうにも思います。そういった意味では、住宅基本条例の策定というのは目標と目的を広く周知するためであってもいいのかなというふうに思いますので、検討していただけたらというふうに思います。

し尿くみ取りの件は、定住化施策のほんの一部のことのようにもありますが、一つ一つの解消、こういったことの積み重ねが大事になってくるのかなというふうにも思いますので、また努力をより一層お願いしたいと思います。これは市民の方にもそういう声が若干ありましたので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

次に、2項目目の福祉交通網整備についてですが、先ほども少し申し上げましたが、市としても福祉交通網の整備については研究を重ねながら、慎重にどうするかを検討されてきたと思います。21年度半ばには検証を1度行うというふうに今、お答えを

いただきましたが、この件もその時期を目指して、さまざまな検討をいただけたらというふうに思います。本当に市民の要請は高まってくる一方だと、これからの情勢を考えますと、こういった施策は非常に重要になってくると思われまますので、検討をいただきたいと。

一方で、財源問題についてですけれども、この件は先ほど少し紹介をさせていただきましたが、実質2000万円近い、さっきの酒々井町の交通網の出費がございました。今までの福生市の財政で考えますと、何か、では2000万円やるのであれば、ひとつ2000万円を削らなくてはいけないということだったのですけれども、これは非常に頭を悩まさなくてはいけない問題だと思ったのですが、公明会派でもこのことで頭を悩ませてきました。そんなに削るものはなかなか見つからないということで、ただ、先日の防衛省からの駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法による再編交付金ということで内示がありました。

この交付金については何度かお話にも上がっておりますけれども、地方自治法に基づく基金を設けてソフト事業に活用することも可能とのことです。今後の交通弱者対策として、この福祉交通網の整備に関する事業は重要度を増してくると、長期にわたって必要性が増してくると思っておりますので、ぜひこの再編交付金の一部を真に喜ばれる福生型交通システム構築のために基金化して運用していただくようなこともぜひお願いしたい。この点は会派を代表しまして強く要望いたします。

続きまして、3項目目、教育行政について要望します。1点目、ふっさっ子の広場、1校目の取り組みは無事スタート、次の3校での実施ということですが、期待も大きいものがありますので、より一層慎重に成功させていただきたいと思っております。六小の地元の3町会で、ふっさっ子の広場だよりを回覧してくださるというお話も伺いましたが、非常にうれしいことだと思っております。ボランティアさんが、また、ボランティアさんと呼ぶ、子どもが子どもと呼ぶ、そういう自発的な運営と事業になっていくことを期待したいと思っております。

2点目の、白馬村で実施された夏休み子どもスポーツ体験塾についてですが、明年は事業継続の方向ということで、ぜひ実施させていただきたいと思っております。今年は希望者が大変あふれるという事態でしたので、やってみていただきたい。ただ、予算のこともありましたが、今後も今回のように希望が多数あって、充実した成果が得られるようなものであれば実施していただきたいと思っておりますし、その点は柔軟にやっていただけたらと思っております。引率したボランティアさんの負担は大変大きかったと思っておりますので、心からのねぎらいをお願いしたいと思っております。

また、3点目、教育センター設置構想ということ、これは最初の御答弁でいただいたのですけれども、ということがあるということでしたが、学校サポートスタッフルームの設置、ぜひとも実現させていただきたいと思っております。特に協力してくださっている方が多くなっていく中で、せっかくの協力関係が連携不足という1点だけで損なわれるようなことがないように、さっきボランティアさんとの連携ということについての質問の中でも話がありましたけれども、本当に善意での協力が連絡一本の問題で損なわれてしまうというのは非常にもったいないと思っておりますので、ぜひこの拠点づくりとい

うことで実現していただきたいというふうに思います。

あと、4点目、5点目の質問につきましては、いじめのことと携帯、インターネットのことは重なる点がありますので、まとめて要望します。キッズパトロールの活用についてや、文部科学省のパンフレットの活用、取り入れてくださる方向ということでありありがとうございます。ぜひ、まずはできるものからということで、また今後もさまざま、新しい教材や状況の変化に応じて出てくると思いますし、文部科学省も注目していますので、研究されて出てくると思いますので、そういったものの活用をしていただけたらと思います。

福生市では60%の子が、中学校の場合は携帯と、若干全国平均よりも低いのですが、こういったこともありますので、既に取り組み始められているようですが、PTAなどの取り組みもされたと聞きましたけれども、有害情報への接続ができないように設定するフィルタリングサービスの利用等の紹介もあわせてPTAにさせていただきたいと思います。

また、いじめの中でも携帯を使ったものが多い、また、携帯電話を利用した犯罪というものがふえていて、こういうことがさまざま出てきておりますが、実はこのツールの使い方の問題ということで学校裏サイトとか、またそこに中傷が載っているということもあるのですけれども、もっと平たく言うと、掲示板に人の悪口が書いてあるというのはそういうことだったりということで、もう少しわかりやすく言うとただそれだけのことだったりもするのですけれども、こちらをやってはいけないということをお教えることの方が大事だと思います。

この裏サイトというのは、掲示板なのですけれども、その掲示板の中に、わかりやすく言うと掲示板みたいなものなのですけれども、ひきょうにも人の悪口を匿名で書くと、ターゲットだけは実名を挙げて中傷する。また、メールに合成写真などを使って人に流すとか、そういう合成写真に学校の子が使われたりするという、こういういじめの道具になったりしているわけですが、こういったものを一つ一つ見つけてつぶしていくというのは大変な労力が要る割に、本質的にはだれがやったのかわからないようにやっているわけですから、問題解決にはなっていない部分がなかなかあるのだらうと思います。ですので、答弁の中でもありましたが、未然に防ぐために人権意識の高揚をしていこうとか、マナーについての指導法をちょっと考えていこうとかということをおっしゃっていましたが、この点、非常に重要ではないかと思います。

教員の皆さんには、高い規範意識を持っていただけるよう日ごろより御指導していただきたいということと、またその先生方が、その上で子どもたちが無知ゆえに犯罪に巻き込まれた、またはいつの間にか加わっていたということがないように、そのような悲劇が起きないようにという思いで、注意を呼びかけていただければということが、多分この問題に関しては大事なのではないかというふうに思いますので、いろいろ研究をしたりとか大変だと思いますけれども、まずはこのマナーについての指導、人権意識の高揚、そして子どもたちに悲劇を生まないということで先生方にいろいろと御指導をいただいた上で、子どもたちを守っていただきたいと要望いたします。

最後に、4項目目の高齢・身障者粗大ごみの運び出しについてですが、民間でサー

ビス、これを例えばちょっと荷物を出してほしいというふうにやってみたらどうかということで、シルバー人材センターに聞いてみましたが、最低1時間は1050円ということで、お一人で行きますと重いので、2人でお願いするかもしれませんということで、もし本当にお願ひするとこの運び出しは2100円とかということになりますということもありました。1個運び出すのに1時間の契約をしていただくということになるということでしたので、こういったサービス提供はなかなか少ないようです。民間として、事業としても成り立っていないようなものでもあると思いますので、行政でのフォローをしていただけたらと思います。他市の状況と費用面も含め、さらに調査をしていただいた上で、福生市での対応もぜひお願いしたいと思います。

いろいろ長時間にわたりましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月5日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時39分 延会

写

福総総発第 171 号

平成 19 年 11 月 27 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 19 年第 4 回福生市議会定例会の招集について

平成 19 年 11 月 27 日付け、福生市告示第 163 号（別紙参照）をもって、平成 19 年第 4 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



写

福生市告示第 163 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 19 年第 4 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 19 年 11 月 27 日

福生市長 野 澤 久 人 印

- 1 期 日 平成 19 年 12 月 4 日
- 2 場 所 福生市議会議場



⑤

福総総発第 170 号

平成 19 年 11 月 27 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 19 年第 4 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 76 号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 77 号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 78 号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 79 号 福生市役所庁舎駐車場条例
- 5 議案第 80 号 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について
- 6 議案第 81 号 平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）
- 7 議案第 82 号 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 議案第 83 号 平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 9 議案第 84 号 防災行政無線施設改良工事請負契約について



議案第 76 号

福生市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

土地又は建物に関する証明に係る手数料を改定するとともに、新たに、道路台帳平面図等の写しの交付及び印鑑登録証の交付に係る手数料並びに郵便等により送付を求める場合の証明等の手数料を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市手数料条例の一部を改正する条例

福生市手数料条例（昭和 38 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 4 号」を「次号」に改め、同条第 4 号中「1 件」の次に「（土地 5 筆、建物 5 棟まで）」を加え、同号ただし書を削り、同条中第 23 号を第 25 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(24) 印鑑登録証の交付（初回の登録に係るものを除く。） 1 件につき  
200 円

第 2 条中第 22 号を第 23 号とし、第 14 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図その他これらに係る関係図面の写しの交付 1 枚につき 200 円

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号に規定する証明等について、郵便等により送付を求める場合の手数料金額は、1 件につき 300 円とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福生市手数料条例第 2 条の規定は、施行日以後に申請したものの手数料から適用し、施行日前に申請したものの手数料については、なお従前の例による。

議案第 77 号

福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

学校給食センター運営審議会の委員に係る規定を整備したいので、本条例  
を改正する必要がある。

福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

福生市学校給食センター運営審議会条例（昭和 60 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「P T A 会長」を「P T A の代表者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

介護納付金課税額に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和 54 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第 7 条中「100 分の 1.00」を「100 分の 1.30」に改める。

第 8 条を次のように改める。

### 第 8 条 削除

第 9 条中「9,200 円」を「11,000 円」に改める。

第 10 条を次のように改める。

### 第 10 条 削除

第 14 条中「一に」を「いずれかに」に改め、「及びエ」を削り、同条第 1 号ウ中「5,520 円」を「6,600 円」に改め、同号エを削り、同条第 2 号ウ中「3,680 円」を「4,400 円」に改め、同号エを削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成 19 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 79 号

福生市役所庁舎駐車場条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

市役所庁舎の専用駐車場として設置する福生市役所庁舎駐車場の管理及び運用について、必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

## 福生市役所庁舎駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市役所庁舎の専用駐車場として設置する福生市役所庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

|     |            |
|-----|------------|
| 名 称 | 福生市役所庁舎駐車場 |
| 位 置 | 福生市本町5番地   |

(開場日及び開場時間)

第3条 駐車場の開場日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場日を変更し、又は駐車場を休止することができる。

2 駐車場の開場時間は、市規則で定める。

(駐車できる者)

第4条 駐車場に駐車することができる者は、市が行う事務又は事業に関する用務のために自動車により来庁した者(以下「来庁者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、来庁者の駐車を妨げず、かつ、市の業務運営に支障を生じないと認めるときは、来庁者以外の者に駐車させることができる。

(駐車できる自動車)

第5条 駐車場に駐車できる自動車は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第3条に規定する普通自動車のうち、長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.1メートル以下のもの

(2) 車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの  
(使用料の額等)

第6条 駐車場使用料(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。

2 使用料は、駐車場の使用が終了し、出場する際に徴収する。  
(使用料の免除)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場を使用させないことができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設又は附属物を損傷するおそれがあるとき。

(3) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場に駐車する者(以下「使用者」という。)は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車をき損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(3) みだりに火気を使用し、騒音を発生し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(4) 駐車場に自動車を長期間放置すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自動車の退去を求め、又は排除することができる。

(損害賠償の義務)

第 11 条 使用者は、駐車場の施設又は附属物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第 12 条 駐車場内における市の責任によらない使用者の人身、物件等の事故については、市は、その賠償の責任を負わない。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

別表(第 6 条関係)

| 区 分               | 金額 |
|-------------------|----|
| 用務先の打刻時間から 30 分以内 | 無料 |

|       |                      |                                      |      |
|-------|----------------------|--------------------------------------|------|
| 来庁者   | 用務先の打刻時間から30分を超えた場合  | 最初の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)まで        | 300円 |
|       |                      | 1時間を超え、以後30分(30分には満たない場合は、30分とする。)ごと | 150円 |
| 来庁者以外 | 駐車場に入場した時から30分以内     |                                      | 無料   |
|       | 駐車場に入場した時から30分を超えた場合 | 最初の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)まで        | 300円 |
|       |                      | 1時間を超え、以後30分(30分には満たない場合は、30分とする。)ごと | 150円 |



議案第 80 号

東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用  
料徴収事務の委託について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市が受託している東京都水道事業の事務を廃止し、福生市公共下水道使用料の徴収事務について東京都に委託するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料  
徴収事務の委託について

1 東京都水道事業の事務の受託の廃止について

福生市が受託している東京都水道事業の事務について、次のとおり廃止する。

- (1) 廃止年月日 平成 20 年 3 月 31 日
- (2) 経過措置

事務委託廃止に係る経過措置として、福生市が東京都から受託している事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、同表右欄に規定する日までの間は、引き続き福生市が行うものとする。

| 事 務                                                                                                                                                                                                     | 期 限              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (1) 水道施設その他の水道事業に必要な資産の維持、管理及び運営に関する事務<br>(2) 小規模な水道施設の建設改良工事に関する事務<br>(3) 給水に関する事務のうち、消防演習の立会い、使用制限、断水時の広報連絡及び応急給水並びに前 2 号に掲げる事務に伴う給水停止に関する事務<br>(4) 水道料金、手数料等の徴収に関する事務のうち、前 3 号に掲げる事務に伴う手数料等の徴収に関する事務 | 平成 22 年 3 月 31 日 |

## 2 福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について

福生市公共下水道使用料徴収事務の事務委託について、次の規約に基づき東京都に委託する。

### 福生市公共下水道使用料徴収事務の事務委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 福生市（以下「甲」という。）は、福生市下水道条例（昭和52年福生市条例第36号）第17条の規定に基づく公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 使用料の調定
- (2) 使用料の納入通知
- (3) 使用料の収納
- (4) 使用料の還付
- (5) 使用料の減免

#### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、福生市下水道条例、福生市下水道条例施行規則（昭和52年福生市規則第26号）、福生市下水道使用料条例（昭和53年福生市条例第12号）及び福生市下水道使用料条例施行規則（昭和53年福生市規則第34号）の定めるところによるものとする。

#### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙が協議して別に定める。

#### (収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、甲に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の清算)

第6条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の清算を行い、その内訳を甲に通知する。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例又は規則の全部又は一部を変更しようとする場合においては、甲は、その旨をあらかじめ乙に通知しなければならない。

第8条 委託事務に適用される乙の規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

議案第 81 号

平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市一般会計補正予算（第3号）

平成19年度福生市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,730千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,937,557千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成19年12月 4日 提出

福生市長 野澤久人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款                    | 項                    | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|----------------------|----------------------|------------|----------|------------|
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 |                      | 1,407,210  | 33,525   | 1,440,735  |
|                      | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 | 1,407,210  | 33,525   | 1,440,735  |
| 14 国庫支出金             |                      | 3,225,415  | 117,833  | 3,343,248  |
|                      | 2 国庫補助金              | 1,239,926  | 117,833  | 1,357,759  |
| 15 都支出金              |                      | 2,336,872  | 11,217   | 2,348,089  |
|                      | 2 都補助金               | 1,307,280  | 14,189   | 1,321,469  |
|                      | 3 委託金                | 198,166    | △2,972   | 195,194    |
| 17 寄附金               |                      | 31         | 3,355    | 3,386      |
|                      | 1 寄附金                | 31         | 3,355    | 3,386      |
| 21 市債                |                      | 739,900    | △162,200 | 577,700    |
|                      | 1 市債                 | 739,900    | △162,200 | 577,700    |
| 歳入合計                 |                      | 22,933,827 | 3,730    | 22,937,557 |

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補 正 額    | 計          |
|----------|-------------|------------|----------|------------|
| 2 総務費    |             | 4,647,939  | △163,219 | 4,484,720  |
|          | 1 総務管理費     | 3,887,623  | △160,247 | 3,727,376  |
|          | 4 選挙費       | 98,369     | △2,972   | 95,397     |
| 3 民生費    |             | 8,065,405  | 141,894  | 8,207,299  |
|          | 1 社会福祉費     | 2,895,624  | 16,142   | 2,911,766  |
|          | 2 児童福祉費     | 3,362,294  | 125,752  | 3,488,046  |
| 4 衛生費    |             | 2,554,768  | △30,507  | 2,524,261  |
|          | 1 保健衛生費     | 921,218    | △9,378   | 911,840    |
|          | 2 清掃費       | 1,633,550  | △21,129  | 1,612,421  |
| 13 予備費   |             | 96,791     | 20,562   | 117,353    |
|          | 1 予備費       | 96,791     | 20,562   | 117,353    |
| 14 災害復旧費 |             | 0          | 35,000   | 35,000     |
|          | 1 土木施設災害復旧費 | 0          | 35,000   | 35,000     |
| 歳 出 合 計  |             | 22,933,827 | 3,730    | 22,937,557 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項                    | 期 間           | 限 度 額       |
|------------------------|---------------|-------------|
| 青少年海外派遣委託<br>(平成20年度分) | 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>7,200 |

(変更)

| 事 項                                 | 補 正 前         |              |
|-------------------------------------|---------------|--------------|
|                                     | 期 間           | 限 度 額        |
| 容器包装プラスチック<br>選別圧縮梱包委託<br>(平成20年度分) | 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>21,315 |

第3表 地方債補正

(変更)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前         |                                  |                                                                                                        |                                                                                            |
|-----------|---------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 限 度 額         | 起債の方法                            | 利 率                                                                                                    | 償 還 の 方 法                                                                                  |
| 新庁舎建設事業   | 千円<br>162,200 | 証 書 借 入<br><br>又は<br><br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る場合、利<br>率の見直し<br>を行った後<br>においては、<br>当該見直し<br>後の利率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換える<br>ことができる。 |
| 計         | 739,900       |                                  |                                                                                                        |                                                                                            |

| 補 正 後         |              |
|---------------|--------------|
| 期 間           | 限 度 額        |
| 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>15,225 |

| 補 正 後   |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 限 度 額   | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 千円<br>0 | —     | —   | —     |
| 577,700 |       |     |       |



議案第 82 号

平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成19年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195,195千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,879,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 3 療養給付費等交付金 |             | 1,055,670 | 195,195 | 1,250,865 |
|             | 1 療養給付費等交付金 | 1,055,670 | 195,195 | 1,250,865 |
| 歳入合計        |             | 5,684,062 | 195,195 | 5,879,257 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 保険給付費 |         | 3,569,951 | 195,195 | 3,765,146 |
|         | 1 療養諸費  | 3,219,357 | 162,629 | 3,381,986 |
|         | 2 高額療養費 | 269,898   | 32,566  | 302,464   |
| 歳 出     | 合 計     | 5,684,062 | 195,195 | 5,879,257 |



議案第 83 号

平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市下水道事業会計補正予算（第3号）

平成19年度福生市の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465,400千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,520,646千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年12月 4日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款    | 項    | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|------|------|-----------|---------|-----------|
| 8 市債 |      | 340,900   | 465,400 | 806,300   |
|      | 1 市債 | 340,900   | 465,400 | 806,300   |
| 歳入合計 |      | 2,055,246 | 465,400 | 2,520,646 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|-------|-----------|---------|-----------|
| 3 公債費   |       | 1,306,293 | 465,581 | 1,771,874 |
|         | 1 公債費 | 1,306,293 | 465,581 | 1,771,874 |
| 4 予備費   |       | 16,410    | △181    | 16,229    |
|         | 1 予備費 | 16,410    | △181    | 16,229    |
| 歳 出 合 計 |       | 2,055,246 | 465,400 | 2,520,646 |

第2表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的   | 補 正 前        |                        |                                                                  |                                                                            |
|---------|--------------|------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|         | 限度額          | 起債の方法                  | 利率                                                               | 償還の方法                                                                      |
| 公共下水道事業 | 千円<br>92,900 | 証書借入<br><br>又は<br>証券発行 | 5.0%<br>以内<br><br>ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えることができる。 |
| 流域下水道事業 | 45,200       |                        |                                                                  |                                                                            |
| 計       | 340,900      |                        |                                                                  |                                                                            |

| 補 正 後         |                |                |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 限 度 額         | 起債の方法          | 利 率            | 償還の方法          |
| 千円<br>547,200 | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ |
| 56,300        |                |                |                |
| 806,300       |                |                |                |



議案第 84 号

防災行政無線施設改良工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人

防災行政無線施設改良工事請負契約について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 防災行政無線施設改良工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 金 1 億 6,096 万 5 千円
- 4 工 期 契約締結日の翌日から平成 20 年 10 月 31 日まで
- 5 契約の相手方 東京都品川区南品川三丁目 6 番 21 号  
パナソニック S S エンジニアリング株式会社 中央社  
社長 黒谷 齋

(提案理由)

防災行政無線施設改良工事請負契約を締結したいので、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、本案を提出する。



## 入札の経過を示す調書

入札日 平成19年11月21日

| 入札参加者                           |             |                    | 入札結果      |
|---------------------------------|-------------|--------------------|-----------|
| 事業者名                            | 資本金(千円)     | 所在地                | 第1回(千円)   |
| 沖電気工業株式会社<br>社会情報ソリューション<br>本部  | 76,940,272  | 東京都港区芝浦四丁目10番16号   | 辞退        |
| 株式会社協和エクシオ<br>西東京支店             | 6,888,731   | 東京都立川市羽衣町3丁目14番24号 | 辞退        |
| 日本コムシス株式会社<br>多摩営業所             | 31,140,519  | 東京都八王子市散田町4-5-9    | 辞退        |
| 日本無線株式会社                        | 14,704,352  | 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号  | 198,000   |
| パナソニックSSエンジ<br>ニアリング株式会社<br>中央社 | 170,000     | 東京都品川区南品川三丁目6番21号  | ◎ 153,300 |
| 三菱電機株式会社                        | 175,820,770 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  | 辞退        |

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

注2 ◎印は、落札価格である。

注3 入札予定価格は、219,421千円である。



## 工 事 概 要

工事件名：防災行政無線施設改良工事

工事場所：福生市本町5番地外

| 施設改良内容等         |                    | 数量                     |     |
|-----------------|--------------------|------------------------|-----|
| 固定系設備（デジタル方式）設置 | 親局設備               | 無線送受信装置                | 1式  |
|                 |                    | 操作卓（双方向通話機能付）          | 1式  |
|                 |                    | 自動プログラム送出装置（記録ディスク含む。） | 1式  |
|                 |                    | 自動通信記録装置               | 1式  |
|                 |                    | 監視制御装置（拡声子局監視用）        | 1式  |
|                 |                    | 文字情報伝送装置               | 1式  |
|                 |                    | 被遠隔制御装置                | 1式  |
|                 |                    | 遠隔制御装置                 | 1式  |
|                 |                    | 電話応答装置（4回線以上）          | 1式  |
|                 |                    | 地図表示盤                  | 1台  |
|                 | 直流（非常）電源装置         | 1台                     |     |
|                 | 子局設備               | 屋外拡声受信装置               | 35台 |
|                 |                    | 屋外拡声送受信装置              | 15台 |
|                 |                    | 文字表示盤（文字表示装置付）         | 4基  |
| その他             | 文字表示付戸別受信機（聴覚障害者用） | 50台                    |     |
| 子局組立鋼板柱設置工事等    |                    | 1式                     |     |



陳情第 19-7 号

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に  
関する陳情書

(陳情要旨)

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

また多くの国民は、歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし、現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。例えば、平成18年の診療報酬改定については、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会員の82%が「歯周病の治療ができにくくなった」との調査結果(宮崎・鹿児島・沖縄3県歯科医師会会員並びに日本臨床歯周病学会員アンケート)に端的に示されているように、事実上、歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなっている。

また、義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたため、従来以上に保険でよりよく噛める入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の観点から、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でよりよく噛める入れ歯が提供できるなど、保険でよりよい歯科医療を行えるよう求める意見書を地方自治法第99条の規定により、政府に提出していただきたい。

(陳情事項)

福生市において、保険でよりよい歯科医療が行えるよう求める意見書を政府に

提出していただきたい。

平成 19 年 10 月 19 日

陳情者代表

新宿区高田馬場 1 - 29 - 8

新宿東豊ビル 6 F

東京歯科保険医協会

代表 中 川 勝 洋 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



陳情第 19-8 号

「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する  
陳情書

(陳情趣旨)

福生市におかれては、住民の平和と安全、地域社会の健全な発展と公共の福祉のために不断の御尽力に心から敬意を表します。また、毎年国民平和大行進への激励、御支援に深く感謝申し上げます。

世界では、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、新たな準備が開始されようとしています。2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後7年を経た今も、「約束」実行の道筋はついておらず、今なお世界には、膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。

新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込まさず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。福生市議会として、下記事項について日本政府に意見書の提出を求めるものです。

(陳情事項)

日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」を改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として、各国政府に通知し、核兵器廃絶の世界のための共同の努力を呼びかけること。

上記のとおり陳情いたします。

平成19年11月15日

陳情者代表

青梅市西分町3-65番地

原水爆禁止国民平和大行進

西多摩実行委員会

実行委員長 瀬 沼 辰 正 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



陳情第 19－9 号

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する

陳情書

(陳情要旨)

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第11条で規定されている「原爆症認定」審査が、原爆被害の実態に見合った制度に改善されるよう、国に対する意見書を可決し送達していただくよう陳情いたします。

(陳情理由)

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け「被爆者健康手帳」の交付を受けている被爆者は全国に251,834人在住していますが、「原爆症」と認定されている被爆者はそのうちの2,215人、わずか0.9%にすぎません。(2007年3月31日現在・厚生労働省調べ)

2007年7月には最高裁が、長崎の爆心地から2.45kmの地点で被爆した女性が頭部に受けた外傷の治癒の遅れから発症した肢体障害を原爆症と認めました。しかし、厚生労働省はその後も、2km以内という至近距離で直接被爆した者のがんも却下するという「審査の方針」にこだわり続け、「被爆者の1%未満しか認定しない」という行政を続けています。

この誤りを正そうと2003年から相次いで起きた集団訴訟は、2007年8月21日現在で15カ所の地裁と6カ所の高裁に広がり、原告数は275人にのぼりました。

提訴から3年を経過した昨年、6カ所の地方裁判所が、次々に判決を言い渡しました。昨年5月の大阪地裁は原告9人全員勝訴させ、8月の広島地裁も原告41人全員勝訴の判決を言い渡しました。これらの判決は、「審査の方針」の機械的運用を厳しく批判し、被爆者の救済を求めました。

今年1月の名古屋地裁判決、3月の東京地裁判決は、原告の一部の訴えを退けたものの、これまで国が認めなかった放射性降下物や誘導放射線の影響を認め、制度の抜本的改善を求めました。さらに、3月の仙台地裁判決は、25年前に受けたがんの手術の後、障害に苦しむ被爆者を認定し、7月の熊本地裁判決は、急性症状のない遠距離被爆者のがんなども原爆症と認定しました。

このように6回もの「国側敗訴」という司法判断が示されたにもかかわらず、

厚生労働省は一向に制度を改めないばかりか、敗訴した原告については控訴を繰り返しています。

このままでは、ほとんどの被爆者が「原爆症」と認定されない事態が続き、原爆被害の実相を明らかにさせるためには、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならない事態にもなりかねません。

今年3月に判決が言い渡された東京の第1次原告30人は、提訴の2003年5月以降、その3分の1を超える12人が死去しました。被爆者の平均年齢は74.6歳となり、ほとんどが高齢者になっています。(2007年3月31日現在・厚生労働省調べ)

この状態を打開したいとの被爆者の願いを受けて、東京都議会におかれては、3月の東京地裁判決の前に、制度の改善を求める意見書を全会派一致で可決され、政府に送達されました。

立法府である国会議員は、党派ごとに議員懇談会や対策委員会を結成し、制度の抜本的改善に向けた検討を続け、制度の改善と控訴を断念するよう政府に働きかけています。

この中で、今年8月5日に広島で被爆者7団体の代表に面会した安倍晋三総理大臣は、「専門家の意見をもとに、認定のあり方は見直しを検討させたい」と発言されています。

つきましては、貴議会におかれましても、原爆症認定制度を抜本的に改善し、被爆者本位の制度に改めるために、国に対する意見書を可決していただきますように陳情いたします。

平成19年11月16日

陳情者代表

文京区湯島2丁目4番4号

東京都原爆被害者団体協議会(東友会)

会長 飯田 マリ子 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

陳情代表者記載事項変更届

平成 19 年 8 月 24 日付けで提出しました『「(仮称) 東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書』において陳情者の記載事項に変更がありましたので、次のように変更いたしたく、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

本文中、「会頭」を「最高顧問」に変更されるようお願いいたします。

平成 19 年 11 月 9 日

陳情者代表

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12 階

東京多摩国際園芸博覧会誘致検討準備会会長

立川商工会議所 最高顧問 岩崎 泉 ㊟

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様



写

福総総発第 139 号

平成 19 年 10 月 2 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

市議会議事説明員の委任について

平成 19 年 10 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 19 年 1 月 4 日付け、福総文  
発第 129 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変  
更したので通知します。

| 職 名     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 市民部課税課長 | 森 谷 稔 |



福 議 発 第 161号  
平成19年11月27日

様

福生市議会議長  
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成19年第4回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日           平成19年12月4日(火)
- 2 場 所           福生市議会議場



写

福 監 発 第 4 2 号  
平成19年10月10日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成19年8月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 9月27日(木)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成19年8月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 8月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、8月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 19 年 8 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本月中歳入額        | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本月末現在高                        |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|-------------------------------|
|          |                  | 本月中歳出額        | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                               |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,593,065 | 1,541,085,492 | 7,362,583,888  | 32.6 | 380,342,872                   |
|          |                  | 1,049,843,632 | 6,982,241,016  | 30.9 |                               |
| 国 保 会 計  | 5,669,588        | 363,090,916   | 1,681,325,432  | 29.7 | 運 375,000,000<br>△323,579,765 |
|          |                  | 481,773,627   | 2,004,905,197  | 35.4 |                               |
| 老人保健医療会計 | 3,054,766        | 284,080,341   | 1,139,874,479  | 37.3 | 76,340,815                    |
|          |                  | 281,079,842   | 1,063,533,664  | 34.8 |                               |
| 下水道事業会計  | 2,075,430        | 153,597,567   | 522,313,893    | 25.2 | 339,557,811                   |
|          |                  | 19,553,580    | 182,756,082    | 8.8  |                               |
| 介護保険会計   | 2,645,662        | 211,691,317   | 983,849,370    | 37.2 | 147,963,513                   |
|          |                  | 202,719,279   | 835,885,857    | 31.6 |                               |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 21,637,185    | 138,079,483    | 29.6 | 45,289,497                    |
|          |                  | 20,419,637    | 92,789,986     | 19.9 |                               |
| 合 計      | 36,505,347       | 2,575,182,818 | 11,828,026,545 | 32.4 | 運 375,000,000<br>665,914,743  |
|          |                  | 2,055,389,597 | 11,162,111,802 | 30.6 |                               |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 64,603,476  | 510,929,343 | 510,154,278 | 65,378,541  |
| 都 税     | 319,224,666 | 175,440,026 | 319,224,666 | 175,440,026 |
| 合 計     | 383,828,142 | 686,369,369 | 829,378,944 | 240,818,567 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                         | 本月中収入額      | 本月中支出額                    | 本月末現在高                         |
|-----------------------|--------------------------------|-------------|---------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金         | 116,668,607                    | 0           | 0                         | 116,668,607                    |
| 庁舎建設基金                | 1,745,441,683                  | 0           | 0                         | 1,745,441,683                  |
| 都市施設整備基金              | 1,388,630,501                  | 0           | 0                         | 1,388,630,501                  |
| 育英基金                  | 15,350,000                     | 0           | 0                         | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金             | 352,698,725                    | 0           | 0                         | 352,698,725                    |
| 財政調整基金                | 運△300,000,000<br>1,663,708,842 | 0           | 運 75,000,000<br>0         | 運△375,000,000<br>1,663,708,842 |
| 学校施設等整備基金             | 1,451,952,564                  | 0           | 0                         | 1,451,952,564                  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金       | 413,782,023                    | 0           | 0                         | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金             | 11,166                         | 0           | 0                         | 11,166                         |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                      | 0           | 0                         | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費等資金貸付基金        | 6,000,000                      | 返 3,438,162 | 貸 3,438,162               | 6,000,000                      |
| 合 計                   | 運△300,000,000<br>7,156,244,111 | 3,438,162   | 運 75,000,000<br>3,438,162 | 運△375,000,000<br>7,156,244,111 |

・ 運は運用金    ・ 貸は貸付金    ・ 返は返済金



写

福 監 発 第 5 3 号

平成19年11月12日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成19年9月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 10月24日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成19年9月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 9月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、9月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 19 年 9 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本月中歳入額        | 本月中歳出額        | 収入率  | 本月末現在高        |
|----------|------------------|---------------|---------------|------|---------------|
|          |                  | 本月末歳入累計額      | 本月末歳出累計額      | 執行率  |               |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,933,827 | 1,289,957,083 | 1,723,782,761 | 37.7 | △53,482,806   |
| 国 保 会 計  | 5,684,062        | 470,032,305   | 493,406,910   | 37.8 | 運 390,000,000 |
| 老人保健医療会計 | 3,054,766        | 196,592,341   | 253,520,852   | 43.8 | △346,954,370  |
| 下水道事業会計  | 2,055,246        | 246,598,364   | 517,289,338   | 43.1 | 19,412,304    |
| 介護保険会計   | 2,748,149        | 216,391,889   | 210,692,792   | 37.4 | 68,866,837    |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 17,891,965    | 22,146,351    | 43.7 | 153,662,610   |
| 合 計      | 36,942,886       | 2,437,463,947 | 3,220,839,004 | 38.1 | 41,035,111    |
|          |                  |               |               | 33.4 | 運 390,000,000 |
|          |                  |               |               | 24.6 | △117,460,314  |
|          |                  |               |               | 38.6 |               |
|          |                  |               |               | 38.9 |               |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 65,378,541  | 323,908,755 | 321,970,146 | 67,317,150  |
| 都 税     | 175,440,026 | 244,690,069 | 175,440,026 | 244,690,069 |
| 合 計     | 240,818,567 | 568,598,824 | 497,410,172 | 312,007,219 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分               | 前月末現在高                         | 本月中収入額                     | 本月中支出額                     | 本月末現在高                         |
|-------------------|--------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金     | 116,668,607                    | 0                          | 0                          | 116,668,607                    |
| 庁舎建設基金            | 1,745,441,683                  | 0                          | 0                          | 1,745,441,683                  |
| 都市施設整備基金          | 1,388,630,501                  | 0                          | 0                          | 1,388,630,501                  |
| 育 英 基 金           | 15,350,000                     | 0                          | 0                          | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金         | 352,698,725                    | 0                          | 0                          | 352,698,725                    |
| 財政調整基金            | 運△375,000,000<br>1,663,708,842 | 戻 270,000,000<br>0         | 運 285,000,000<br>0         | 運△390,000,000<br>1,663,708,842 |
| 学校施設等整備基金         | 1,451,952,564                  | 0                          | 0                          | 1,451,952,564                  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金   | 413,782,023                    | 0                          | 0                          | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金         | 11,166                         | 0                          | 0                          | 11,166                         |
| 中小企業振興資金融資一時補てん基金 | 2,000,000                      | 0                          | 0                          | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費等資金貸付基金    | 6,000,000                      | 返 4,945,032                | 貸 4,945,032                | 6,000,000                      |
| 合 計               | 運△375,000,000<br>7,156,244,111 | 戻 270,000,000<br>4,945,032 | 運 285,000,000<br>4,945,032 | 運△390,000,000<br>7,156,244,111 |

・ 運は運用金    ・ 貸は貸付金    ・ 返は返済金    ・ 戻は戻入金



写

福監発第 51 号

平成 19 年 11 月 1 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様  
福生市教育委員会  
委員長 長 谷 川 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 1 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。



平成 19 年度

第 1 回

定期 監 査 報 告 書

教育委員会庶務課・指導室

福 生 市 監 査 委 員



# 平成19年度第1回定期監査報告書

## 第1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象

教育委員会庶務課・指導室

## 第3 監査の範囲

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）における事務の執行

## 第4 実施期間

平成19年4月23日から平成19年5月22日

## 第5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き実施した。

- 1 職員の管理事務が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）等を照合し確認をした。
- 2 効率的な予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、清算の時期等）の管理は適切に行われているか。
- 4 その他。

## 第6 監査の結果

事務事業の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせて以下に記述する。

### 1 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行について、支出命令書・支出負担行為書・収入通知・調定通知の内容（添付書類）等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【庶務課】・【指導室】

### 2 超過勤務手当、休日給の支給状況について

支給区分、勤務内容、時間計算、命令簿の記入・計算・確認印等は適正に処理されているか確認した結果、適正に処理されていた。

【庶務課】・【指導室】

### 3 旅費の支給について

支給区分、勤務内容、時間計算、命令簿は適正に処理されているか確認した結果、適正に処理されていた。

【庶務課】・【指導室】

### 4 出勤整理簿等について

区分、内容、時間計算、タイムカードは適正に処理されているかについて調査した結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

【庶務課】・【指導室】

- ◆ 夏休み分の集計が特別休暇欄ではなく、普通の休暇欄に集計されていたので、集計処理等については注意されたい。

【庶務課】

### 5 被服等貸与品の管理について

貸与品は台帳に記載されているか、貸与品はどのように管理されているかについて調査した結果、被服台帳は各個人別に適正に記載されている。

また、管理については各個人に任されている。廃棄処分等については十分注意をされたい。

【庶務課】・【指導室】

### 6 車両の運行管理について

自動車運転日誌及び始業点検等について所管している車3台・バイク11台・各小中学校分バイク10台について調査した結果、運転日誌は各車ともに適正に記載されていた。始業点検については毎月1回交通安全確認の日に実施されている。

【庶務課】

### 7 印鑑・公印の管理について

印鑑・印影簿の保管方法等について調査した結果、印鑑の保管状況については大型金庫等に厳重に保管されている。また、印影簿についても適正に管理されている。

【庶務課】・【指導室】

### 8 ETCカードについて

利用状況や管理について確認した結果、カード使用簿により利用状況等が適正に記録され、カードの保管についても適正に管理されている。

【庶務課】

### 9 事務事業の委託について

委託事務事業について、指導室・庶務課の庶務係分の全件及び施設係分については安全関係の委託分を抽出により契約書、仕様書、報告書等の関係書類について調査した結果、次のことを除き保守・点検・報告等適正に実施されていると認められた。

【庶務課】・【指導室】

- ◆ 消防設備保守委託の点検結果により指摘がされた箇所については、改善・消防署への改修計画等報告もなされ適正に処理されていた。今後は同様な指摘がされないように管理をされたい。警備委託については、学校の警備報告書の中に生徒が校内に進入した報告がなされ、その対応については適正に処理されたと思われるが、このような事件については、各学校に対し事件等を周知し他校において同様なことが起きないよう情報の共有をするなどの対応をされたい。

【庶務課】

別表1

## 予 算 の 執 行 状 況

一般会計

庶務課

歳入

平成19年3月31日現在(単位:円・%)

| 款項 | 目            | 予算現額        | 調定額         | 収入済額       | 収入比率  |       | 説明 |
|----|--------------|-------------|-------------|------------|-------|-------|----|
|    |              |             |             |            | 対予算   | 対調定   |    |
| 14 | 国庫支出金        | 108,229,000 | 105,021,000 | 83,922,000 | 77.5  | 79.9  |    |
| 2  | 国庫補助金        | 108,229,000 | 105,021,000 | 83,922,000 | 77.5  | 79.9  |    |
| 4  | 教育費<br>国庫補助金 | 108,229,000 | 105,021,000 | 83,922,000 | 77.5  | 79.9  |    |
| 15 | 都支出金         | 7,500,000   | 7,500,000   | 7,500,000  | 100.0 | 100.0 |    |
| 2  | 都補助金         | 7,500,000   | 7,500,000   | 7,500,000  | 100.0 | 100.0 |    |
| 6  | 教育費<br>都補助金  | 7,500,000   | 7,500,000   | 7,500,000  | 100.0 | 100.0 |    |
| 17 | 寄附金          | 240,000     | 240,000     | 240,000    | 100.0 | 100.0 |    |
| 1  | 寄附金          | 240,000     | 240,000     | 240,000    | 100.0 | 100.0 |    |
| 3  | 教育費寄附金       | 240,000     | 240,000     | 240,000    | 100.0 | 100.0 |    |
|    | 合計           | 115,969,000 | 112,761,000 | 91,662,000 | 79.0  | 81.3  |    |

歳出

平成19年3月31日現在(単位:円・%)

| 款項 | 目              | 予算現額        | 支出済額        | 予算残額       | 執行率   | 説明 |
|----|----------------|-------------|-------------|------------|-------|----|
| 10 | 教育費            | 538,279,000 | 495,909,332 | 42,369,668 | 92.1  |    |
| 1  | 教育総務費          | 215,236,000 | 209,786,344 | 5,449,656  | 97.5  |    |
| 1  | 教育委員会費         | 212,084,000 | 206,635,016 | 5,448,984  | 97.4  |    |
| 3  | 学校施設等<br>整備基金費 | 3,152,000   | 3,151,328   | 672        | 100.0 |    |
| 2  | 小学校費           | 249,459,000 | 228,566,872 | 20,892,128 | 91.6  |    |
| 1  | 学校管理費          | 58,586,000  | 39,376,253  | 19,209,747 | 67.2  |    |
| 4  | 学校整備費          | 190,873,000 | 189,190,619 | 1,682,381  | 99.1  |    |
| 3  | 中学校費           | 73,434,000  | 57,472,116  | 15,961,884 | 78.3  |    |
| 1  | 学校管理費          | 35,137,000  | 23,592,486  | 11,544,514 | 67.1  |    |
| 4  | 学校整備費          | 38,297,000  | 33,879,630  | 4,417,370  | 88.5  |    |
| 5  | 社会教育費          | 150,000     | 84,000      | 66,000     | 56.0  |    |
| 2  | 青少年問題<br>協議会   | 150,000     | 84,000      | 66,000     | 56.0  |    |
|    | 合計             | 538,279,000 | 495,909,332 | 42,369,668 | 92.1  |    |

別表1

## 予 算 の 執 行 状 況

一般会計

学務・指導課

歳入

平成19年3月31日現在 (単位:円・%)

| 款項 | 目            | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 収入比率 |       | 説明 |
|----|--------------|-----------|-----------|-----------|------|-------|----|
|    |              |           |           |           | 対予算  | 対調定   |    |
| 14 | 国庫支出金        | 333,000   | 259,000   | 259,000   | 77.8 | 100.0 |    |
| 2  | 国庫補助金        | 333,000   | 259,000   | 259,000   | 77.8 | 100.0 |    |
| 4  | 教育費<br>国庫補助金 | 333,000   | 259,000   | 259,000   | 77.8 | 100.0 |    |
| 15 | 都支出金         | 7,679,000 | 5,773,782 | 5,773,782 | 75.2 | 100.0 |    |
| 3  | 委託金          | 7,679,000 | 5,773,782 | 5,773,782 | 75.2 | 100.0 |    |
| 1  | 総務費委託金       | 13,000    | 12,000    | 12,000    | 92.3 | 100.0 |    |
| 5  | 教育費委託金       | 7,666,000 | 5,761,782 | 5,761,782 | 75.2 | 100.0 |    |
| 20 | 諸収入          | 222,000   | 80,000    | 80,000    | 36.0 | 100.0 |    |
| 5  | 雑入           | 222,000   | 80,000    | 80,000    | 36.0 | 100.0 |    |
| 1  | 雑入           | 222,000   | 80,000    | 80,000    | 36.0 | 100.0 |    |
|    | 合計           | 8,234,000 | 6,112,782 | 6,112,782 | 74.2 | 100.0 |    |

歳出

平成19年3月31日現在 (単位:円・%)

| 款項 | 目           | 予算現額        | 支出済額        | 予算残額       | 執行率  | 説明 |
|----|-------------|-------------|-------------|------------|------|----|
| 10 | 教育費         | 390,184,000 | 354,528,943 | 35,655,057 | 90.9 |    |
| 1  | 教育総務費       | 97,482,000  | 82,980,698  | 14,501,302 | 85.1 |    |
| 1  | 教育指導費       | 97,482,000  | 82,980,698  | 14,501,302 | 85.1 |    |
| 2  | 小学校費        | 178,506,000 | 165,762,840 | 12,743,160 | 92.9 |    |
| 1  | 学校管理費       | 54,964,000  | 50,979,449  | 3,984,551  | 92.8 |    |
| 2  | 教育振興費       | 121,759,000 | 113,205,747 | 8,553,253  | 93.0 |    |
| 3  | 特殊教育<br>振興費 | 1,783,000   | 1,577,644   | 205,356    | 88.5 |    |
| 3  | 中学校費        | 114,196,000 | 105,785,405 | 8,410,595  | 92.6 |    |
| 1  | 学校管理費       | 28,204,000  | 25,919,076  | 2,284,924  | 91.9 |    |
| 2  | 教育振興費       | 85,153,000  | 79,245,923  | 5,907,077  | 93.1 |    |
| 3  | 特殊学級費       | 839,000     | 620,406     | 218,594    | 74.0 |    |
|    | 合計          | 390,184,000 | 354,528,943 | 35,655,057 | 90.9 |    |

平成 19 年度

第 1 回

定期 監 査 報 告 書

福生市立福生第四小学校

福生市立福生第一中学校

福 生 市 監 査 委 員



# 平成19年度第1回定期監査報告書

## 第1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象

福生市立福生第四小学校

福生市立福生第一中学校

## 第3 監査の範囲

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）における事務事業及びその他の業務

## 第4 実施期間

平成19年4月23日から平成19年5月22日

## 第5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした福生市立福生第四小学校・福生市立福生第一中学校の事務が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているか及び児童・生徒・学校の安全管理について、管理体制・方法等について適切に行われているかを主眼として、各学校から提出された関係資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、また関係職員から説明を聴取するなど、安全及び管理面を含め監査を実施した。

## 第6 監査結果

事務の執行及び安全管理等について監査したところ、事務事業及び安全管理両面ともに、おおむね適正・適切かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせて以下に記述する。

### 1 郵券の管理状況について

郵券の管理状況について確認した結果、郵券の管理簿の内容を確認した結果、使用年月日・あて先・使用者名・使用額・使用切手の種類・切手の残数等が誤りなく記載され、適正に執行されていると認められる。

【第四小学校】・【第一中学校】

## 2 タクシー券の管理状況等について

タクシー券の管理状況等について確認した結果、使用年月日・校長印・使用目的・学年組・生徒名・行き先・病院名・引率者名等が記載され使用枚数と使用簿が一致し適正に執行されていると認められた。保管状況については、日中及び夜間の保管状況について、2重に鍵が施錠される場所に保管されており適正と認められる。

使用目的については、具合が悪くなった児童・生徒を病院等に搬送するのに使用されている。

【第四小学校】・【第一中学校】

## 3 備品台帳について

備品台帳・備品について調査した結果、台帳は、各クラブ別・各教科別・学校用備品等に分けられ整備されていた。また、平成18年度に購入した高額備品について確認をしたが適正に保管・使用等されていると認められた。ただ備品台帳に記載されている電気製品の中に購入から20年以上経過しているものが見受けられたが、これらの備品については整理が必要と思われる。

【第四小学校】・【第一中学校】

## 4 安全対策について

### (1) 交通安全対策

通学路の危険箇所の点検・確認等については、毎年度定期的に、学校先生・市道路管理担当・教育委員会庶務課担当及びPTAの協力により通学路の現地確認を実施しており、危険箇所等について点検・対策・道路の改良等の安全対策がされているが、今後は、児童・生徒が危険や不安を感じている箇所を把握しその対策等について留意されたい。

【第四小学校】・【第一中学校】

### (2) 不審者対策

通学路対策については、子供110番の協力者の家をPTA等の協力により増やすように努力している。また児童・生徒に自分の通学路の子供110番の協力者の家について、児童・生徒が把握ができているか確認・指導等をされたい。

【第四小学校】・【第一中学校】

校内対策については、防犯カメラを4箇所設置し、監視モニターを職員室及び事務室（音および光のフラッシュにより警告・注意喚起をしている。）に各々1台設置して、常時出入口のチェックを行い、その映像を記録し保存をしている。慣れによる見逃し等がないように注意をされたい。

【第四小学校】

校内対策については、防犯カメラを6箇所設置し、監視モニターを職員室及び事務室（音および光のフラッシュにより警告・注意喚起をしている。）に各々1台設置して、常時出入口のチェックを行い、また映像を記録し保存をしている。慣れによる見逃し等がないように注意をされたい。

【第一中学校】

※ その他、さす股（暴れる人を捕獲する道具）を常備している（特に小学校の1年生の教室に

は各々設置されている。)が、その使用時には大変危険がともなうものと考えられるので、その使用方法については関係者の十分な訓練・習熟が必要と思われる。また、非常時の連絡連携・対応については十分訓練等をされたい。

【第四小学校】・【第一中学校】

## 5 公印の保管状況

校長印・学校印等の管理・保管及びその使用については使用簿により用途等が把握されており適正に管理されていると認められる。

【第四小学校】・【第一中学校】

## 6 薬品の保管・管理等について

薬品の管理については薬品台帳を作成・記録を行っている。また、保管については薬品保管庫に施錠し、また、部屋にも常時施錠して安全に管理されていると認められる。今後も引き続き保管・管理については十分注意をされたい。

【第四小学校】

- ◆ 薬品管理については、購入記録はあるが台帳は具備されていなかった。このことは、前回と同様に改善確認項目を作成し、厳重な薬品管理の徹底について指導をされたい。また、保管については、薬品保管庫には常時施錠がされているが、2箇所ある部屋の出入口の1箇所の鍵が破損しているので、安全保管上のため至急修理が必要と思われる。

【第一中学校】

## 7 用務作業日誌について

毎日の作業について、作業日誌に業務の記載・確認印・特記事項等が記載され適正にされていると認められた。

【第四小学校】

- ◆ 毎日の作業について、作業日誌に業務の記載・確認印等については適時記載されているが、特記事項の記載が1年通して記載がない、1年間の業務中に問題等が無いとは考えられないので、情報として重要と思われるのでこまめに記載するように指導をしてください。現場確認においては、上記の鍵の破損、教室の鍵の破損及び天井板の破損等が見受けられたので、他に報告様式があるにしても、作業日誌には適時記載されたい。

【第一中学校】

## 8 防火対策等について

消防設備の点検・非常通報装置の点検等については、つぎのことを除きおおむね適正に処理されている。

【第四小学校】・【第一中学校】

- ◆ 防火管理者については、異動による選任・解任の届出が消防署に提出されていないので、担当者を至急選任して対応されたい。

【第四小学校】

## 別表1

## 予 算 の 執 行 状 況

一般会計 福生市立福生第四小学校

歳 出

平成19年3月31日現在 (単位:円・%)

| 款 項 | 目       | 予算現額       | 支出済額       | 予算残額    | 執行率  | 説 明 |
|-----|---------|------------|------------|---------|------|-----|
| 10  | 教 育 費   | 15,006,000 | 14,151,470 | 854,530 | 94.3 |     |
|     | 1 教育総務費 | 20,000     | 0          | 20,000  | 0.0  |     |
|     | 2 教育指導費 | 20,000     | 0          | 20,000  | 0.0  |     |
|     | 2 小学校費  | 14,986,000 | 14,151,470 | 834,530 | 94.4 |     |
|     | 1 学校管理費 | 10,091,000 | 9,286,304  | 804,696 | 92.0 |     |
|     | 2 教育振興費 | 4,895,000  | 4,865,166  | 29,834  | 99.4 |     |
|     | 合 計     | 15,006,000 | 14,151,470 | 854,530 | 94.3 |     |

一般会計 福生市立福生第一中学校

歳 出

平成19年3月31日現在 (単位:円・%)

| 款 項 | 目       | 予算現額       | 支出済額       | 予算残額      | 執行率  | 説 明 |
|-----|---------|------------|------------|-----------|------|-----|
| 10  | 教 育 費   | 34,096,000 | 31,782,151 | 2,313,849 | 93.2 |     |
|     | 1 教育総務費 | 1,904,000  | 1,892,745  | 11,255    | 99.4 |     |
|     | 2 教育指導費 | 1,904,000  | 1,892,745  | 11,255    | 99.4 |     |
|     | 2 小学校費  | 32,192,000 | 29,889,406 | 2,302,594 | 92.8 |     |
|     | 1 学校管理費 | 21,243,000 | 19,375,400 | 1,867,600 | 91.2 |     |
|     | 2 教育振興費 | 10,949,000 | 10,514,006 | 434,994   | 96.0 |     |
|     | 合 計     | 34,096,000 | 31,782,151 | 2,313,849 | 93.2 |     |

写

福監発第 52 号

平成 19 年 11 月 1 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様  
福生市教育委員会  
委員長 長 谷 川 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成 19 年度第 1 回財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



平成 19 年度

第 1 回

# 財政援助団体監査報告書

対象団体

福生市立公立中学校長会

福生市立公立小学校長会

福生市立公立小学校副校長会

福生市立公立小学校事務職員会

福生市立公立中学校事務職員会

所管部課

教育委員会指導室

福生市監査委員



# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

財政援助団体名・福生市校長会・副校長会・事務職員会（小・中学校）  
所管部課・教育委員会指導室

### 3 監査の範囲

平成18年度に交付された福生市校長会・副校長会・事務職員会（小・中学校）の補助金に係る執行状況と事務の執行について

### 4 監査の期間

平成19年4月23日から平成19年5月22日  
平成19年5月23日から平成19年6月27日（追加調査）

### 5 調査項目

#### 所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

#### 財政援助団体

- (1) 補助金の執行管理については、適正に行われているか。
- (2) 事業等は、申請及び交付条件に従って実施され、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 補助金の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) その他

## 第2 団体の概要

### 1 目的

学校間や他地域との連携を図り、学校経営に関する情報や諸課題の研究、研修等を行うことで、市の学校教育に対する教育的効果を高める。

## 2 事業の内容

- (1) 福生市公立中学校長会（副校長会を含む）  
東京都中学校長会、西多摩中学校長会、東京都公立中学校副校長会、西多摩中学校副校長会に対する負担金の補助。
- (2) 福生市公立小学校長会  
全国連合小学校長会、東京都公立小学校長会、東京都教育会に対する補助金の補助、全連小全国大会・関東ブロック大会に対する分担金の補助。
- (3) 福生市公立小学校副校長会  
全国公立小学校教頭会負担金、東京都公立小学校副校長会に対する負担金の補助。
- (4) 福生市公立中学校事務職員会  
東京都公立中学校事務職員会に対する負担金の補助、関東地区学校事務研究大会参加に対する負担金の補助。
- (5) 福生市公立小学校事務職員会  
東京都公立小学校事務職員会に対する負担金の補助、関東地区学校事務研究大会参加に対する負担金の補助。

## 3 団体の組織・人数

|                         |            |    |
|-------------------------|------------|----|
| (1) 福生市公立中学校長会（副校長会を含む） | 市内中学校長・副校長 | 6名 |
| (2) 福生市公立小学校長会          | 市内小学校長     | 7名 |
| (3) 福生市公立小学校副校長会        | 市内小学校副校長   | 7名 |
| (4) 福生市公立中学校事務職員会       | 市内中学校事務職員  | 3名 |
| (5) 福生市公立小学校事務職員会       | 市内小学校事務職員  | 7名 |

## 4 補助金額

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| (1) 福生市公立中学校長会（副校長会を含む） | 223,430円 |
| (2) 福生市公立小学校長会          | 239,200円 |
| (3) 福生市公立小学校副校長会        | 117,180円 |
| (4) 福生市公立中学校事務職員会       | 15,150円  |
| (5) 福生市公立小学校事務職員会       | 31,350円  |

## 5 交付の根拠

各財政援助団体ともに、福生市補助金等交付規則による執行。

### 第3 監査の結果

#### 1 福生市公立中学校長会（副校長会を含む）

- (1) 補助金の執行等を扱う口座について、実績報告書等の執行金額が一部記載されてなく、立替等の現金管理されているものが見受けられる。  
金融機関へその都度行く余裕がない事情は考慮されるが、適切と思われ  
れないので、今後は金銭の出納は通帳記載による管理をされたい。
- (2) 補助金の執行について、各負担金の支払目的・支払額について誤りは  
見受けられないが、添付されている請求書・領収書の宛名欄が、会長名  
ではなく教育長名になっているなど、適切と思われれないものが見受けら  
れるので、各支払団体と協議の上、宛名を会長名等に統一されたい。
- (3) 会の運営について、会則等が整備されていないので、人事異動等によ  
り、会の運営及び会費・補助金等の取扱いを明確にしておくため、会則  
等整備をされたい。

#### 2 福生市公立小学校長会

- (1) 補助金の執行等を扱う口座について、振り込まれた補助金は全額引き  
出されているが、その後の精算分が記帳されていない。補助金と支払  
済の負担金との差額が生じているが、通帳にはその差額分の記帳がさ  
れていない。差額分である市への返還金については適正に行われている  
が、差額分を通帳に記載し、その後市へ返還することが適正と思わ  
れる。  
1の(1)と同様に金融機関へその都度行く余裕がない事情は考慮  
されるが、今後は現金管理ではなく、その経過が判るように通帳記載  
により管理をされたい。  
(補助金額239,200円 支出額206,100円 差額33,100円)
- (2) 公立小学校長会負担金について、支払目的・支払額の誤りは見受けら  
れないが、送られてきた請求書・領収書の宛名が校長会の代表者名にな  
っていない。
- (3) 全国連合小学校長会負担金の支払先については、誤りは見受けられ  
ないが、送られてきた請求書・領収書の宛名が校長会の代表者名では  
なく、教育長名になっている。

※ 上記②③の2件とも適切と思われれないので、今後は、請求書・領収書等  
の受領の際に宛名の確認をし、宛名を会の代表者名等に統一する等の措  
置をされたい。

- (4) 1の(3)公立中学校長会と同様、会の運営について会則等が整備さ  
れていないので、人事異動等により、会の運営及び会費・補助金等の取  
扱いを明確にしておくため、会則等整備をされたい。

### 3 福生市公立小学校副校長会

- (1) 補助金の執行等を扱う口座について、会の代表の個人口座の中で執行管理がされている。適当と思われないので、今後は副校長会の独自の口座を作成し補助金の執行管理をされたい。
- (2) 全国公立小学校副校長会負担金及び東京都公立小学校長副校長会負担金の執行について、各々の負担金の支払先の誤りは見受けられない、送られてきた請求書・領収書の宛名欄には宛名の記載がされていなかった。これら2件とも適当と思われないので、請求書・領収書の宛名欄には会の代表者名等を記載されたい。
- (3) 会の運営について、(1)の福生市公立中学校長会及び(2)福生市公立小学校長会と同様、会の運営について、会則等が整備されていないので、1の(3)・2の(4)と同様とされたい。

### 4 福生市公立中学校事務職員会及び福生市公立小学校事務職員会

※ 中学校事務職員会及び小学校事務職員会は、補助金の交付は各会別に交付を受けているが、会の運営は両会合同で運営されている。また、中学校及び小学校事務職員会の会則は別々にありますが、実際の事務処理運営等も合同で行っているのが現状である。

- (1) 東京都公立小学校事務職員会負担金の支出について、添付領収書の件名が分担金となっている。支払金額・支払先について誤りは認められないが、適当と思われないので、負担金支払い団体と協議の上、件名を適正に記載するようにされたい。
- (2) 関東地区学校事務研究大会参加負担金の支出について、上記同様添付領収書では、第38回全国公立小学校事務研究大会参加費と記載がされている。理由としては関東地区の事務研究会と全国公立の事務研究会が同時開催された為と思われるが、支出件名・添付書類件名の記載については、誤解が生じないように、一括支払い等の場合には支払い内容について内訳書等を添付し明確にするようにされたい。
- (3) 実績報告書添付の事業報告書は、中学校事務職員会及び小学校事務職員会は同様のものが添付されている。今後は事業報告書別々に分けるか、補助金交付を統一して受ける等改善をされたい。
- (4) 補助金の執行等を扱う口座について、支出について通帳記載がなく、一部現金管理されているものが見受けられる。適当と思われないので、現金管理ではなく口座記帳による管理をされたい。

- 5 1 から 4 まで各小中学校長会・副校長会及び事務職員会等の補助金内容では、各種団体への負担金が多く見受けられることから、適正な補助金として見直しも含め改善を図られたい。



福生市手数料条例（昭和38年条例第25号）の一部改正新旧対照表について

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 備 考                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p>第2条 この条例により徴収する手数料の種類及び金額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 印鑑証明 1件につき 200円</p> <p>(2) 身分に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(3) 税務に関する証明(次号に関する証明を除く。) 1件につき 200円</p> <p>(4) 土地又は建物に関する証明 1件(土地5筆、建物5棟まで)につき 200円</p> <p>(5) 死亡、死産及び埋火葬に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(6) 外国人登録に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(7) 住民票、戸籍の附票等の記載事項の証明 1件につき 200円</p> <p>(8) 住民票、戸籍の附票等の写しの交付 1件につき 200円</p> <p>(9) 住民票の閲覧 30分までごとににつき 200円</p> <p>ただし、住民票の一部の写しから転記する場合は、1人分転記するごとに200円を加算する。</p> <p>(10) 公簿、公文書の謄抄本の交付 1枚につき 200円</p> <p>(11) 公簿の閲覧 1冊につき 200円</p> <p>(12) 公図の閲覧 1枚につき 200円</p> <p>(13) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく戸籍関係手数料</p> <p>ア 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</p> | <p>第2条 この条例により徴収する手数料の種類及び金額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 印鑑証明 1件につき 200円</p> <p>(2) 身分に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(3) 税務に関する証明(第4号に関する証明を除く。) 1件につき 200円</p> <p>(4) 土地又は建物に関する証明 1件につき 200円</p> <p><u>ただし、土地は5筆、建物は5棟までを1件とし、1筆又は1棟を増すごとに40円を加算する。</u></p> <p>(5) 死亡、死産及び埋火葬に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(6) 外国人登録に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(7) 住民票、戸籍の附票等の記載事項の証明 1件につき 200円</p> <p>(8) 住民票、戸籍の附票等の写しの交付 1件につき 200円</p> <p>(9) 住民票の閲覧 30分までごとににつき 200円</p> <p>ただし、住民票の一部の写しから転記する場合は、1人分転記するごとに200円を加算する。</p> <p>(10) 公簿、公文書の謄抄本の交付 1枚につき 200円</p> <p>(11) 公簿の閲覧 1冊につき 200円</p> <p>(12) 公図の閲覧 1枚につき 200円</p> <p>(13) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく戸籍関係手数料</p> <p>ア 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</p> | <p>条文の整理</p> <p>1件を土地は5筆、建物は5棟までとし、1筆・1棟ごとの加算を廃止</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 備 考                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p>の交付 1通につき 450円</p> <p>イ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p>ウ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 750円</p> <p>エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円</p> <p>オ 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（ただし、カの事項を除く。） 1通につき 350円</p> <p>カ オの事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1通につき 1,400円</p> <p>キ 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧 書類1件につき 350円</p> | <p>の交付 1通につき 450円</p> <p>イ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p>ウ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 750円</p> <p>エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円</p> <p>オ 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（ただし、カの事項を除く。） 1通につき 350円</p> <p>カ オの事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1通につき 1,400円</p> <p>キ 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧 書類1件につき 350円</p> |                                                               |
| <p>(14) <u>道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図その他これらに係る関係図面の写しの交付</u> 1枚につき 200円</p> <p>(15) 道路運送車両法(昭和26年法律第</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(14) 道路運送車両法(昭和26年法律第</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図その他これらに係る関係図面の写しの交付に係る手数料を追加</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>185号)に基づく自動車臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円</p> <p>(16) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)に基づき処理することとされた都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づく、工場認可申請手数料</p> <p>ア 工場の設置の場合</p> <p>(ア) 500平方メートル以下のもの<br/>1件 8,700円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの<br/>1件 14,200円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超えるもの 1件 20,200円</p> <p>イ 工場の変更の場合 1件 7,600円</p> <p>(17) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき処理することとされた東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に基づく、屋外広告物の表示及び掲出許可申請手数料</p> <p>ア 広告塔 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>イ 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>ウ はり紙及びはり札等 50枚ごとにつき 2,250円</p> <p>エ 広告旗 1本につき 450円</p> <p>オ 立看板等 1枚につき 450円</p> <p>カ アドバルーン 1個につき 2,850円</p> <p>キ 広告幕 1張りにつき 990円</p> <p>(18) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 1件 86,000円</p> | <p>185号)に基づく自動車臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円</p> <p>(15) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)に基づき処理することとされた都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づく、工場認可申請手数料</p> <p>ア 工場の設置の場合</p> <p>(ア) 500平方メートル以下のもの<br/>1件 8,700円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの<br/>1件 14,200円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超えるもの 1件 20,200円</p> <p>イ 工場の変更の場合 1件 7,600円</p> <p>(16) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき処理することとされた東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に基づく、屋外広告物の表示及び掲出許可申請手数料</p> <p>ア 広告塔 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>イ 広告板 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円</p> <p>ウ はり紙及びはり札等 50枚ごとにつき 2,250円</p> <p>エ 広告旗 1本につき 450円</p> <p>オ 立看板等 1枚につき 450円</p> <p>カ アドバルーン 1個につき 2,850円</p> <p>キ 広告幕 1張りにつき 990円</p> <p>(17) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地造成認定申請手数料 1件 86,000円</p> |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>(19) 租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料</p> <p>ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 6,200円</p> <p>イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</p> <p>ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるのもの 43,000円</p> | <p>(18) 租税特別措置法に基づく優良住宅新築認定申請手数料</p> <p>ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 6,200円</p> <p>イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</p> <p>ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるのもの 43,000円</p> |    |
| <p>(20) 租税特別措置法に基づく良質住宅新築認定申請手数料</p> <p>ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 6,200円</p> <p>イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</p> <p>ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるのもの 43,000円</p> | <p>(19) 租税特別措置法に基づく良質住宅新築認定申請手数料</p> <p>ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 6,200円</p> <p>イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 8,600円</p> <p>ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円</p> <p>エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるのもの 43,000円</p> |    |
| <p>(21) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料 1件 1,300円</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>(20) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料 1件 1,300円</p>                                                                                                                                                                                                                           |    |
| <p>(22) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病予防関係畜犬手数料</p>                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(21) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病予防関係畜犬手数料</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現 行                                                                                                                                                                                                             | 備 考                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 登録及び鑑札の交付 1頭につき 3,000円</p> <p>イ 狂犬病予防注射済票の交付 1頭につき 550円</p> <p>ウ 鑑札の再交付 1回につき 1,600円</p> <p>エ 狂犬病予防注射済票の再交付 1回につき 340円</p> <p><u>(23) 住民基本台帳カードの交付 1件につき 500円</u></p> <p><u>(24) 印鑑登録証の交付(初回の登録に係るものを除く。) 1件につき 200円</u></p> <p><u>(25) その他の証明 1件につき 200円</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する証明等について、郵便等により送付を求める場合の手数料金額は、1件につき300円とする。</u></p> | <p>ア 登録及び鑑札の交付 1頭につき 3,000円</p> <p>イ 狂犬病予防注射済票の交付 1頭につき 550円</p> <p>ウ 鑑札の再交付 1回につき 1,600円</p> <p>エ 狂犬病予防注射済票の再交付 1回につき 340円</p> <p><u>(22) 住民基本台帳カードの交付 1件につき 500円</u></p> <p><u>(23) その他の証明 1件につき 200円</u></p> | <p>印鑑登録証の交付(ただし、初回の登録に係るものを除く。)に係る手数料の追加</p> <p>身分に関する証明、税務に関する証明、土地又は建物に関する証明並びに住民票、戸籍の附票等の記載事項の証明及び写しの交付について、郵便等により送付を求める場合の手数料を規定</p> |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <p>(課税額)<br/>第2条 (省略)<br/>2 (省略)<br/>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、9万円とする。</p>                         | <p>(課税額)<br/>第2条 (省略)<br/>2 (省略)<br/>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、9万円とする。</p> | <p>4方式→2方式にするために資産割及び平等割を削る。</p> |
| <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)<br/>第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.30</u>を乗じて算定する。</p>                                                                                                                                                           | <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)<br/>第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.00</u>を乗じて算定する。</p>                                                                                                                                                          | <p>所得割額を100分の1.30にする。</p>        |
| <p><u>第8条 削除</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>                                                                                                                                                                                                            | <p><u>第8条 第2条第3項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.8を乗じて算定する。</u><br/>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>                                                                                                                                      | <p>資産割額を廃止するためこの条を削除する。</p>      |
| <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,200円</u>とする。</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>均等割額を11,000円とする。</p>          |
| <p><u>第10条 削除</u></p>                                                                                                                                                                                                                                           | <p><u>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について1,200円とする。</u><br/>(国民健康保険税の減額)</p>                                                                                                                                                                                          | <p>平等割額を廃止するためこの条を削除する。</p>      |
| <p>(国民健康保険税の減額)<br/>第14条 次の各号の<u>いずれか</u>に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。<br/>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が</p> | <p>第14条 次の各号の<u>一</u>に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。<br/>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が</p>                 | <p>文言整備</p>                      |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について720円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,600円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)1人につき地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について480円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,400円</p> | <p>法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について720円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,520円</p> <p><u>エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について720円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)1人につき地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について480円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,680円</p> <p><u>エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について480円</u></p> | <p>均等割額の減額割合6割のため6,600円となる。平等割額を廃止するため削除する。</p> <p>均等割額の減額割合4割のため4,400円となる。平等割額を廃止するため削除する。</p> |



保険税 介護分税率の推移

|       | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度<br>(案) |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 所得割額  |        |        |        | 0.9%   | 0.9%   | 0.9%   | 0.9%   | 1.0%   | 1.3%          |
| 資産割額  | 0.82%  | 0.9%   | 0.9%   | 3.8%   | 3.8%   | 3.8%   | 3.8%   | 3.8%   | -             |
| 均等割額  | 課税標準額  | 固定資産税額 | 加入人数          |
| 平等割額  | 7,001  | 7,243  | 7,480  | 7,686  | 7,666  | 7,622  | 7,445  | 7,319  | -             |
| 賦課限度額 | 7,001  | 7,243  | 7,480  | 7,686  | 7,666  | 7,622  | 7,445  | 7,319  | -             |
| 被保険者数 | 7,001  | 7,243  | 7,480  | 7,686  | 7,666  | 7,622  | 7,445  | 7,319  | -             |

保険税 医療分税率の推移

|       | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度<br>(案) |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 所得割額  | 4.6%   | 4.6%   | 4.6%   | 4.8%   | 5.0%   | 5.2%   | 5.4%   | 5.4%   |               |
| 資産割額  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  | 13.0%  |               |
| 均等割額  | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 18,500 | 21,000 | 23,000 | 25,000 | 25,000 |               |
| 平等割額  | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 18,500 | 21,000 | 23,000 | 25,000 | 25,000 |               |
| 賦課限度額 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 18,500 | 21,000 | 23,000 | 25,000 | 25,000 |               |
| 被保険者数 | 22,082 | 22,876 | 23,802 | 24,360 | 24,552 | 24,773 | 24,561 | 24,410 |               |



介護給付費納付金財源内訳

単位：円

|      | 歳出          | 歳入          |                     |                   |            |           |             |                       | 財源割合<br>A/①  | 不足額<br>①-(A+B) |
|------|-------------|-------------|---------------------|-------------------|------------|-----------|-------------|-----------------------|--------------|----------------|
|      |             | 介護給付費納付金①   | 国保税(介護保険料)<br>調定額 A | 療養給付費負担金<br>(介護)② | 国調整交付金③    | 都調整交付金④   | 基盤安定⑤       | 公費分<br>(②+③+④+⑤)<br>B |              |                |
| 13年度 | 221,397,900 | 125,934,500 | 88,559,160          | 16,028,000        | 0          | 4,910,680 | 109,497,840 | 56.9%                 | △ 14,034,440 |                |
| 14年度 | 225,305,037 | 129,875,600 | 90,122,014          | 15,708,000        | 0          | 5,045,920 | 110,875,934 | 57.6%                 | △ 15,446,497 |                |
| 15年度 | 268,191,754 | 129,909,768 | 107,276,701         | 18,783,000        | 0          | 7,512,766 | 133,572,467 | 48.4%                 | 4,709,519    |                |
| 16年度 | 326,190,789 | 128,743,700 | 130,476,315         | 23,868,000        | 0          | 7,749,969 | 162,094,284 | 39.5%                 | 35,352,805   |                |
| 17年度 | 379,462,266 | 130,826,900 | 137,946,119         | 25,465,000        | 13,690,000 | 7,430,391 | 184,531,510 | 34.5%                 | 64,103,856   |                |
| 18年度 | 386,735,554 | 126,111,200 | 132,781,697         | 28,019,000        | 25,140,000 | 7,478,982 | 193,419,679 | 32.6%                 | 67,204,675   |                |
| 19年度 | 365,950,901 |             |                     |                   |            |           |             |                       |              |                |



保険税(料)の料率等

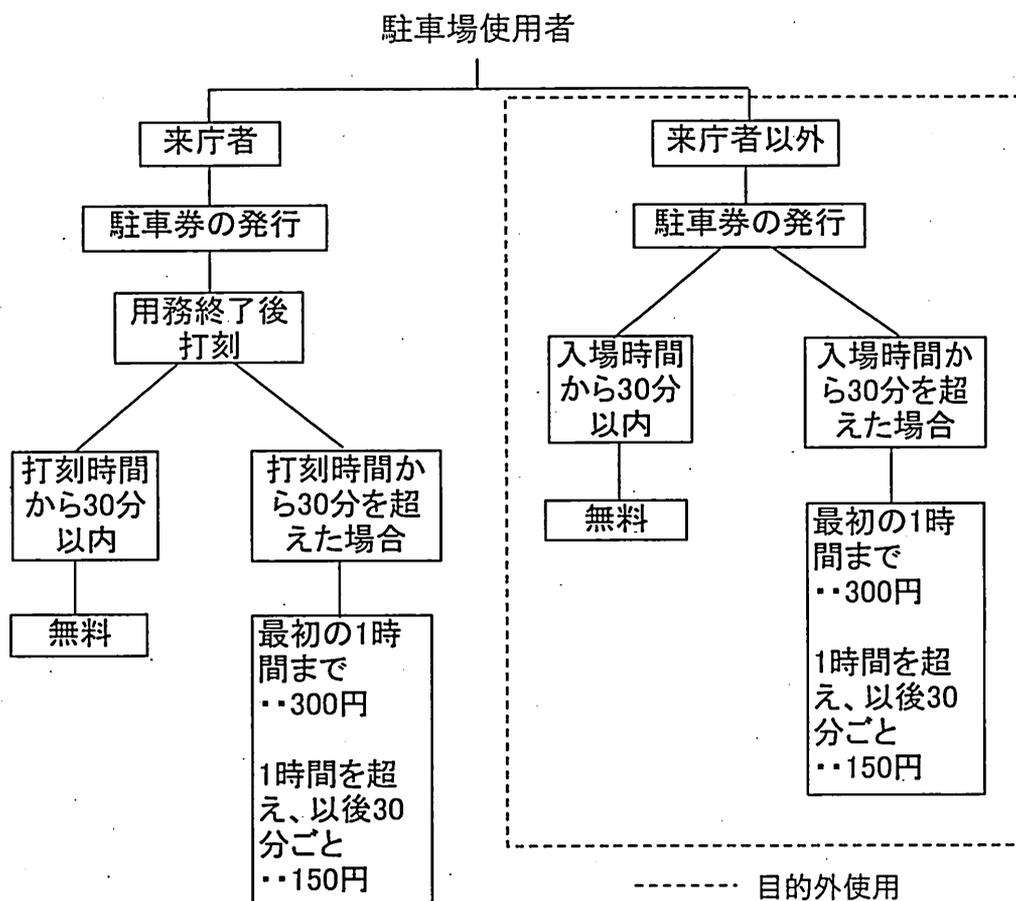
平成19年度 保険税(料)の料率等について

| 市名    | 医 療     |        |        |        | 分 分                        |        |        |        | 介 護    |        |                          |  | 限度額(円) |
|-------|---------|--------|--------|--------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------|--|--------|
|       | 所得割(%)  | 資産割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) | 限度額(円)                     | 平等割(円) | 所得割(%) | 資産割(%) | 均等割(円) | 平等割(円) | 限度額(円)                   |  |        |
| 八王子市  | 5.30%   |        | 27,600 |        | 530,000                    |        | 1.10%  |        | 8,000  |        | 80,000                   |  |        |
| 立川市   | 5.90%   |        | 26,300 |        | 530,000                    |        | 1.39%  |        | 10,000 |        | 90,000                   |  |        |
| 武蔵野市  | 175.00% |        | 25,800 |        | 530,000                    |        | 50.00% |        | 10,500 |        | 80,000                   |  |        |
| 三鷹市   | 5.90%   |        | 24,700 |        | 530,000                    |        | 1.40%  |        | 10,800 |        | 80,000                   |  |        |
| 青梅市   | 5.72%   | 10.00% | 21,800 | 8,000  | 530,000                    |        | 1.11%  |        | 9,200  | 1,500  | 90,000                   |  |        |
| 府中市   | 5.20%   |        | 26,400 |        | 530,000                    |        | 1.30%  |        | 9,600  |        | 80,000                   |  |        |
| 昭島市   | 5.20%   | 12.00% | 17,500 | 8,000  | 530,000                    |        | 1.20%  |        | 11,500 |        | 80,000                   |  |        |
| 調布市   | 185.00% |        | 30,000 |        | 530,000                    |        | 36.00% |        | 11,700 |        | 90,000                   |  |        |
| 町田市   | 5.00%   |        | 23,400 | 12,000 | 530,000                    |        | 1.05%  |        | 7,500  | 3,000  | 80,000                   |  |        |
| 小金井市  | 5.17%   | 15.00% | 20,000 | 6,600  | 530,000                    |        | 1.10%  |        | 10,300 |        | 80,000                   |  |        |
| 小平市   | 5.26%   | 19.95% | 21,100 | 8,000  | 530,000                    |        | 1.20%  |        | 14,900 |        | 90,000                   |  |        |
| 日野市   | 5.00%   | 10.00% | 19,200 | 8,400  | 530,000                    |        | 1.00%  |        | 10,800 |        | 90,000                   |  |        |
| 東村山市  | 5.80%   | 10.00% | 22,800 | 12,000 | 530,000                    |        | 1.20%  |        | 13,600 |        | 80,000                   |  |        |
| 国分寺市  | 5.45%   | 16.00% | 16,800 | 6,000  | 530,000                    |        | 0.95%  |        | 8,000  |        | 90,000                   |  |        |
| 国立市   | 5.20%   |        | 19,800 | 6,000  | 520,000                    |        | 0.90%  |        | 6,000  | 1,200  | 70,000                   |  |        |
| 西東京市  | 5.20%   | 15.00% | 20,000 | 9,300  | 530,000                    |        | 1.34%  |        | 15,100 |        | 90,000                   |  |        |
| 福生市   | 5.40%   | 13.00% | 25,000 | 1,200  | 530,000                    |        | 1.00%  | 3.80%  | 9,200  | 1,200  | 90,000                   |  |        |
| 狛江市   | 5.76%   | 18.20% | 28,600 | 2,000  | 530,000                    |        | 1.17%  |        | 11,000 |        | 90,000                   |  |        |
| 東大和市  | 5.40%   | 10.00% | 18,000 | 13,000 | 520,000                    |        | 1.19%  |        | 11,900 |        | 80,000                   |  |        |
| 清瀬市   | 5.40%   | 21.00% | 19,800 | 10,000 | 530,000                    |        | 1.20%  | 10.00% | 9,000  | 5,300  | 90,000                   |  |        |
| 東久留米市 | 4.30%   | 16.00% | 27,800 | 11,000 | 560,000                    |        | 1.10%  | 7.00%  | 8,400  | 4,200  | 90,000                   |  |        |
| 武蔵村山市 | 4.97%   | 19.95% | 15,400 | 7,800  | 520,000                    |        | 0.79%  |        | 9,500  |        | 80,000                   |  |        |
| 多摩市   | 5.20%   |        | 19,800 |        | 530,000                    |        | 0.96%  |        | 6,000  |        | 90,000                   |  |        |
| 稲城市   | 5.10%   | 8.00%  | 19,800 | 9,400  | 530,000                    |        | 1.00%  | 2.00%  | 8,400  | 2,700  | 90,000                   |  |        |
| 羽村市   | 5.00%   | 13.00% | 23,000 | 1,200  | 530,000                    |        | 1.00%  |        | 11,000 |        | 80,000                   |  |        |
| あきる野市 | 5.52%   | 15.00% | 24,000 | 10,800 | 530,000                    |        | 1.32%  | 3.00%  | 8,000  | 1,200  | 90,000                   |  |        |
| 平均    | 180.00% | 14.24% | 22,477 | 7,932  | Min 520,000<br>Max 560,000 |        | 43.00% | 5.16%  | 9,996  | 2,538  | Min 70,000<br>Max 90,000 |  |        |
|       | 5.31%   |        |        |        |                            |        | 1.12%  |        |        |        |                          |  |        |



### 福生市役所庁舎駐車場使用例

#### 1 駐車場使用料（第6条 別表）



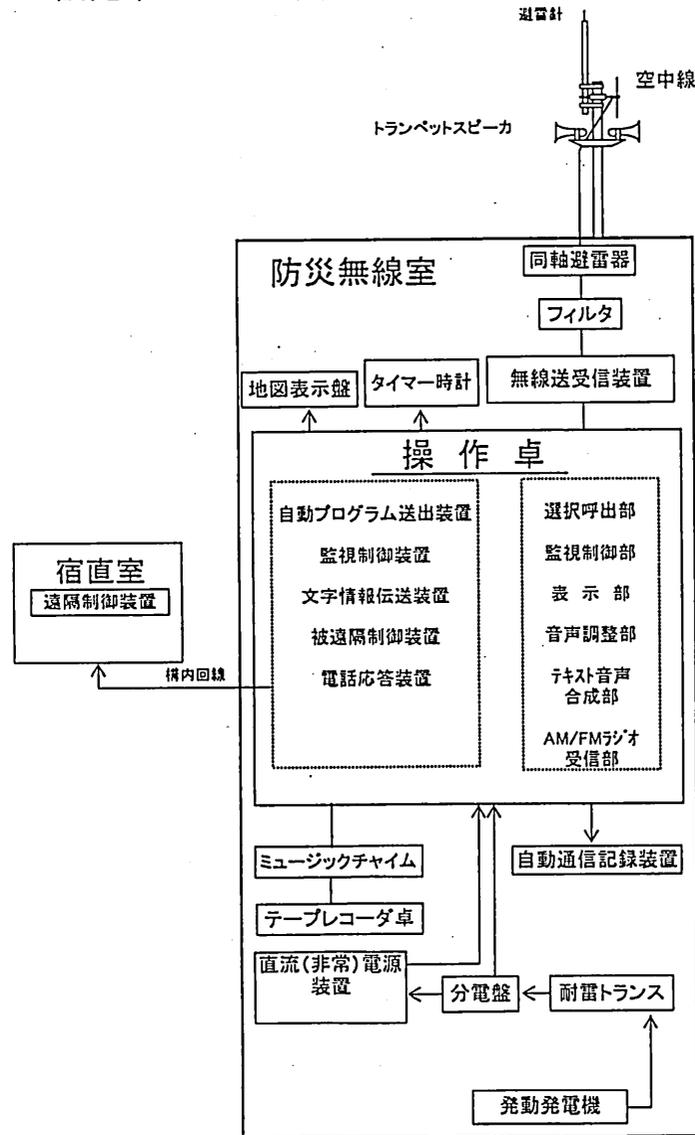
#### 2 使用方法

発券機から駐車券を抜き取り、用務終了後、駐車券に打刻処理を受け、出場の際、精算機に投入する。この場合、使用料が発生した者は、精算機に表示された金額の使用料を支払う。

来庁者以外の者は、入場の際、発券機から駐車券を抜き取り、出場の際、精算機に表示された金額の使用料を支払う。

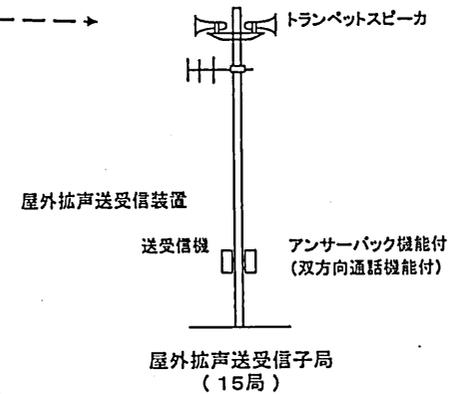


固定系システム系統図 親局

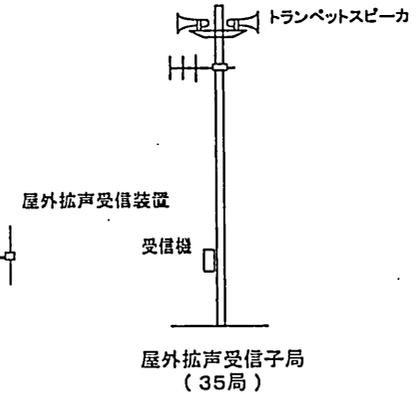
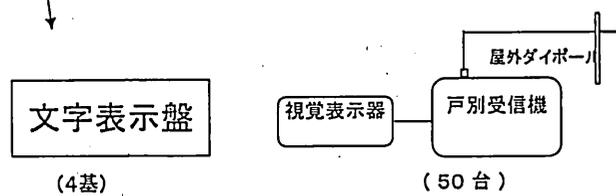


屋外拡声子局

避難場所  
学校、体育館等



戸別受信機



## 屋外子局一覧表

| 番号 | 設置場所名称      | 住 所          | 番号 | 設置場所名称      | 住 所            |
|----|-------------|--------------|----|-------------|----------------|
| 1  | 福生市水道事務所    | 福生市武蔵野台2-32  | 26 | 富士見公園       | 福生市南田園2-12     |
| 2  | 福生市立福生第六小学校 | 福生市加美平1-9-1  | 27 | 睦会館         | 福生市志茂178       |
| 3  | 加美平西公園      | 福生市加美平3-26   | 28 | 永田橋脇        | 福生市大字福生3229-1  |
| 4  | 福生市保健センター   | 福生市大字福生2125  | 29 | 横田派出所       | 福生市大字福生2212    |
| 5  | ホンダプリモ      | 福生市大字福生967   | 30 | 武蔵野台東公園     | 福生市武蔵野台1-14    |
| 6  | 第五分団車庫      | 福生市大字福生1162  | 31 | 福生市立福生第三中学校 | 福生市加美平1-22     |
| 7  | 東福保育園       | 福生市大字福生2318  | 32 | 東福生駅        | 福生市大字福生2050    |
| 8  | フラワーハイツ     | 福生市大字福生784   | 33 | 牛一会館        | 福生市牛浜83        |
| 9  | 福生市民会館      | 福生市大字福生2455  | 34 | 福生市立福生第一小学校 | 福生市大字福生1055    |
| 10 | 熊牛会館        | 福生市大字熊川905   | 35 | 福生市立福生第五小学校 | 福生市南田園1-2-2    |
| 11 | かやと橋付近      | 福生市志茂5       | 36 | 玉川台自主防災倉庫脇  | 福生市大字熊川1412-46 |
| 12 | 福生市立福生第七小学校 | 福生市北田園1-1-1  | 37 | フレンドシップパーク  | 福生市大字福生2351-11 |
| 13 | 福生市中央体育館    | 福生市北田園2-9-1  | 38 | 福生市営競技場     | 福生市大字福生3232    |
| 14 | 都営熊川アパート緑地内 | 福生市大字熊川1357  | 39 | 福生市立福生第三中学校 | 福生市大字熊川845     |
| 15 | 国道16号線武蔵野橋脇 | 福生市大字熊川1396  | 40 | 加美平南公園      | 福生市加美平3-10     |
| 16 | 第一分団車庫      | 福生市大字熊川198   | 41 | 目白第二病院脇     | 福生市大字福生1974-13 |
| 17 | 明神下公園       | 福生市南田園1-12-1 | 42 | 武蔵野台第一児童遊園  | 福生市武蔵野台1-22-52 |
| 18 | 福東会館        | 福生市大字熊川1674  | 43 | 加美平北公園      | 福生市加美平2-12     |
| 19 | 福生市立福生第二小学校 | 福生市大字熊川623   | 44 | 天神児童遊園      | 福生市大字福生1687-1  |
| 20 | 福生市立福生第四小学校 | 福生市大字福生1290  | 45 | 中福生公園       | 福生市大字福生517     |
| 21 | 福生市役所       | 福生市本町5       | 46 | 牛二公園        | 福生市大字福生2470-1  |
| 22 | 熊川住宅公園      | 福生市大字熊川95-35 | 47 | 福生市立福生第三小学校 | 福生市牛浜162       |
| 23 | 熊川地域体育館     | 福生市大字熊川380-7 | 48 | 福栄ミレニアムパーク  | 福生市大字熊川1143-1  |
| 24 | 福東グランド      | 福生市大字熊川1608  | 49 | 桜公園         | 福生市南田園3-15-1   |
| 25 | 市民会館駐車場     | 福生市大字熊川1076  | 50 | 都立多摩工業高等学校  | 福生市大字熊川215     |

※ No.41~50については、新規設置予定箇所です。

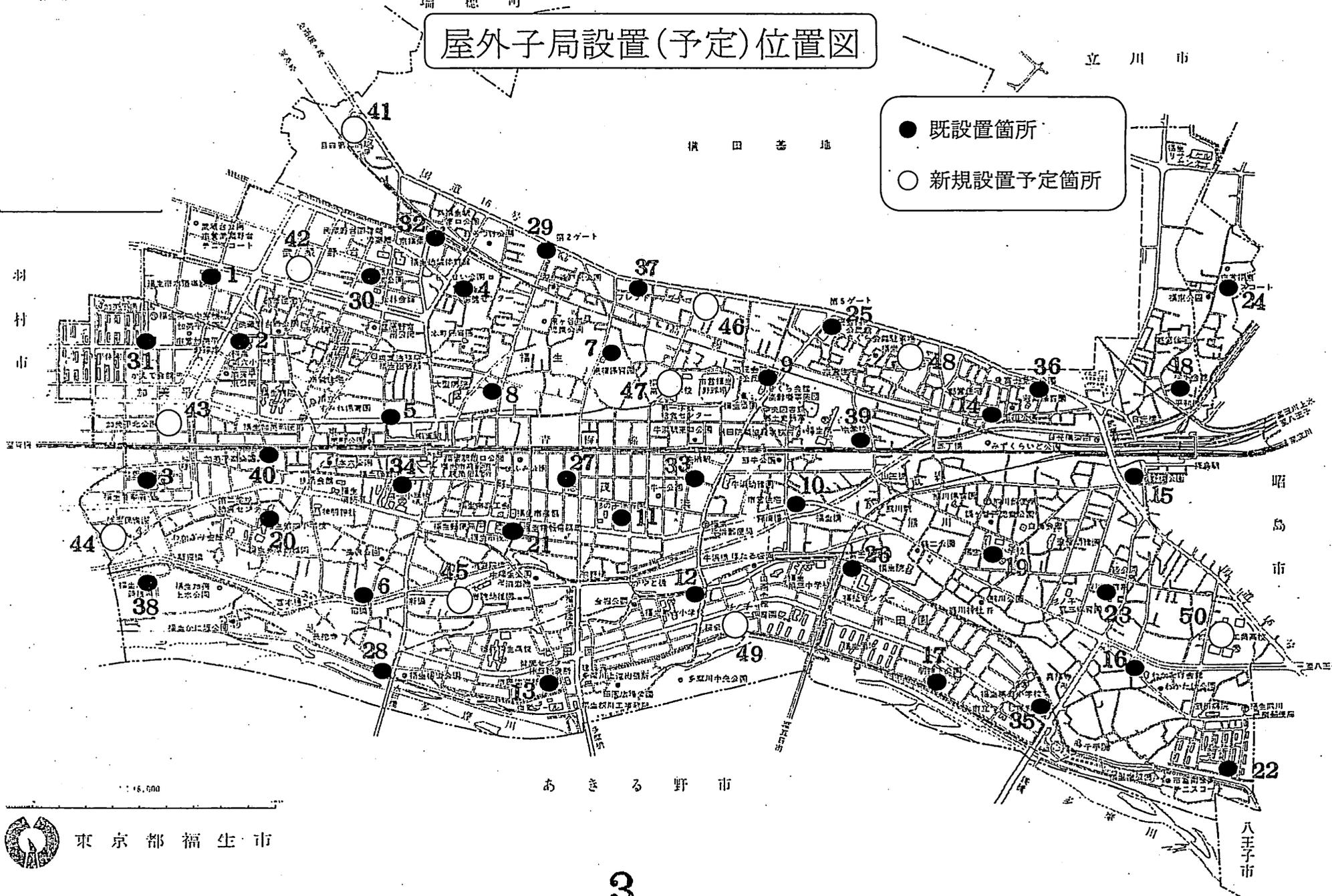
網掛け部分は、屋外拡声送受信子局(避難場所等15局)です。

瑞穂町

# 屋外子局設置(予定)位置図

立川市

- 既設置箇所
- 新規設置予定箇所





平成19年第4回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

| 月  | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容             |
|----|----|---|-------|-----------------|
| 12 | 4  | 火 | 本 会 議 | } 一般質問          |
|    | 5  | 水 | 本 会 議 |                 |
|    | 6  | 木 | 本 会 議 |                 |
|    | 7  | 金 | 本 会 議 | 一般質問・議案審議       |
|    | 8  | 土 | 休 会   |                 |
|    | 9  | 日 | 〃     |                 |
|    | 10 | 月 | 〃     | 庁舎建設特別委員会 P1:30 |
|    | 11 | 火 | 〃     | 建設環境委員会 A10     |
|    | 12 | 水 | 〃     | 市民厚生委員会 A10     |
|    | 13 | 木 | 〃     | 総務文教委員会 P1:30   |
|    | 14 | 金 | 〃     | 横田基地対策特別委員会 A10 |
|    | 15 | 土 | 〃     |                 |
|    | 16 | 日 | 〃     |                 |
|    | 17 | 月 | 〃     |                 |
|    | 18 | 火 | 〃     |                 |
|    | 19 | 水 | 〃     | 議会運営委員会 A10     |
|    | 20 | 木 | 〃     |                 |
|    | 21 | 金 | 本 会 議 | 審査報告            |



## 一 般 質 問

平成19年第4回福生市議会定例会

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                           | 時 間  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1<br><br>大 野 聰   | 1 平成20年度予算の編成方針について<br>(1) 予算編成における基本的な考え方<br>(2) 重点施策について<br>2 第3期基本構想の取り組み状況と第4期基本構想策定について<br>(1) 第3期基本構想の進捗状況について<br>(2) 第4期基本構想策定の基本的な考え方について                                                                 | 1 時間 |
| 2<br><br>乙 津 豊 彦 | 1 南公園の維持管理について<br>(1) 台風9号による被害の復旧事業について<br>(2) 根本的原因とその解消への方向性について<br>(3) 復旧後の管理について<br>2 個人情報保護条例の運用について<br>(1) 個人情報の漏洩防止について<br>(2) 契約時における個人情報保護に対する措置について                                                    | 1 時間 |
| 3<br><br>杉 山 行 男 | 1 安心・安全・防災について<br>(1) 広報無線について<br>(2) 防災訓練について<br>(3) 防災対策について<br>2 学校給食費について<br>(1) 給食費未納対策について<br>3 ITの推進について<br>(1) ITコーディネーターについて                                                                             | 1 時間 |
| 4<br><br>高 橋 章 夫 | 1 学童保育について<br>(1) 学校の休校日(土曜日、春、夏、冬各休校日)の時に開始時間を前倒しできないか<br>2 都市整備について<br>(1) 拝島駅自由通路暫定開通後の駅南口の階段等の本工事の進捗状況について<br>3 福祉交通について<br>(1) 交通弱者に対する福祉交通対策と試行運転について<br>(2) 今後の見通しについて<br>4 福祉行政について<br>(1) 病後児保育の進捗状況について | 1 時間 |

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 時 間        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5<br><br>田 村 昌 巳 | 1 圏央道（首都圏中央連絡道路）について<br>（1）交通量調査の結果について<br>（2）全体の影響について<br>（3）料金割引実験について<br>2 横田基地について<br>（1）航空総隊司令部の移駐について<br>（2）再編交付金について<br>（3）軍民共用化について                                                                                                                                                                         | 45分        |
| 6<br><br>堀 雄 一 朗 | 1 定住化促進対策について<br>（1）定住化促進についての基本的な考え方について<br>2 福祉交通網の整備の進捗状況について<br>3 教育行政について<br>（1）「ふっさっ子の広場」モデル校の実施状況について<br>（2）「夏休み子どもスポーツ体験塾」について<br>（3）小中学校と地域の連携拠点づくりについて<br>（4）いじめ問題について<br>（5）児童・生徒を取り巻く携帯電話やインターネットの危険性について<br>4 高齢者・身障者の粗大ごみ運び出しについて                                                                     | 1時間<br>20分 |
| 7<br><br>清 水 義 朋 | 1 福生市の交通安全対策について<br>（1）福生市の交通安全対策の取り組みはどのようになっているのか<br>（2）自転車運転免許の導入について<br>2 学校教育について<br>（1）学校施設開放について                                                                                                                                                                                                             | 50分        |
| 8<br><br>小野沢 久   | 1 平成20年度の予算編成について<br>（1）主な施策について<br>（2）財源確保について<br>（3）職員の意欲向上について<br>2 米軍横田基地について<br>（1）国連軍後方司令部の移駐について<br>（2）再編関連特定周辺市町村の指定について<br>（3）軍民共用化の推移について<br>3 住宅行政について<br>（1）持ち家率の向上について<br>（2）市営住宅について<br>（3）民間賃貸住宅への入居支援について<br>（4）高齢者向け住宅について<br>4 防災行政について<br>（1）緊急地震速報について<br>（2）多摩川洪水ハザードマップの活用について<br>（3）洪水対策について | 1時間<br>30分 |

| 通 告 者             | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                        | 時 間         |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                   | 5 教育行政について<br>(1) 台風9号による体育施設への影響について<br>(2) 福東グラウンド等の改修工事について<br>(3) 福生球場の今後について<br>(4) 就学児の情報把握について                                                                                                          |             |
| 9<br><br>原 田 剛    | 1 高齢者福祉について<br>(1) 介護事業者の駐車対策について<br>(2) ヘルパーの人員と利用者の状況、今後の対応について<br>(3) 介護予防について<br>2 ドクターヘリについて<br>(1) 東京都の考え方と今後の取り組みについて<br>(2) ヘリポート・着陸ポイントについて<br>3 農業について<br>(1) 農業の課題と今後の取り組みについて<br>(2) 家庭菜園と体験農園について | 1 時間<br>20分 |
| 10<br><br>田 村 正 秋 | 1 住民基本台帳カードについて<br>2 体育施設について<br>(1) 温水プール導入の考え方について<br>(2) スケートボードができる公園について<br>3 交通安全対策について<br>(1) 自転車の無謀運転対策について<br>(2) バイク・車等の銀座通りの逆走対策について                                                                | 1 時間        |
| 11<br><br>増 田 俊 一 | 1 老人保健事業について<br>(1) 健診・保健事業の再編について<br>2 健康ふっさ21について<br>(1) 健康づくり推進員の活動状況について<br>(2) 庁内に設置されている健康づくり推進事業本部活動内容などについて                                                                                            | 1 時間        |
| 12<br><br>大 野 悦 子 | 1 道路行政について<br>(1) 市内自転車道路の整備について<br>(2) 自転車道路の考え方について<br>2 放置自転車対策について<br>(1) 現在の放置自転車の状況は<br>(2) どのような計画で対策は進められているのか                                                                                         | 30分         |

| 通 告 者         | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 時 間           |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 13<br>末 次 和 夫 | 1 財政健全化の観点から、人件費について<br>2 ゴミ収集車の活用について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 4 5 分         |
| 14<br>阿 南 育 子 | 1 子どもたちの居場所づくりについて<br>(1) 「ふっさっ子の広場」について<br>(2) 子ども家庭支援センターについて<br>2 学力調査の結果について<br>3 人権問題への取り組みについて<br>(1) 人権尊重への考え方について<br>(2) DV (ドメスティック・バイオレンス) への対策について<br>(3) 子どもの人権への取り組みについて<br>(4) 生活保護への対応について<br>(5) 職員の意識の啓発について<br>4 障がい者への支援について<br>(1) 障がい者雇用への取り組みについて<br>(2) 市役所での障がい者雇用の現状について<br>(3) 障がい児の職場体験の現状について<br>(4) 障がい児の入浴介助について<br>5 環境への取り組みについて<br>(1) 新エネルギーへの取り組み<br>(2) 有害化学物質子ども基準の取り組みについて | 1 時間<br>3 0 分 |
| 15<br>羽 場 茂   | 1 在日米軍基地再編について<br>(1) 横田基地再編の態様の変化の見通しについて<br>(2) 市の対応の方針について<br>(3) 再編交付金について<br>2 福祉対策について<br>(1) 単独高齢者の見守り対策の進捗状況について<br>(2) 学童保育の時間延長について<br>3 軽度の学習障害児童・生徒への対応について<br>4 南公園の災害復旧について                                                                                                                                                                                                                        | 1 時間          |
| 16<br>青 海 俊 伯 | 1 ユニバーサル社会の実現に向けて<br>(1) 第3期地域福祉計画改訂版の障害者計画の市民・当事者参加はどうなっているか<br>(2) 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい福生市づくり条例」について<br>2 小学校のネットフェンス改善について<br>(1) 各団体にアンケート調査を行った以降の進捗はどうなっているか<br>(2) 地域に開かれた学校づくりに対しての取り組みについて                                                                                                                                                                                                              | 1 時間<br>3 0 分 |



| 通 告 者 | 質 問 内 容                                                                                                | 時 間 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       | 10 道路、公共施設行政について<br>(1) 生活道路の段差解消について<br>(2) 違法路上駐車、駐輪について<br>(3) JR軌道敷内の雑草刈り取り、樹木剪定、<br>不法投棄ごみの処分について |     |

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成19年12月4日第4回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                                          |
|---------|-------------|-----------------------------------------------|
| 総務文教委員会 | 議案第76号      | 福生市手数料条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第77号      | 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例                  |
|         | 議案第79号      | 福生市役所庁舎駐車場条例                                  |
|         | 議案第81号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） |
|         | 議案第84号      | 防災行政無線施設改良工事請負契約について                          |
|         | 陳情第19-8号    | 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書                 |
| 建設環境委員会 | 議案第80号      | 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道使用料徴収事務の委託について      |
|         | 議案第81号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）     |
|         | 議案第83号      | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）                     |
| 市民厚生委員会 | 議案第78号      | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                        |
|         | 議案第81号      | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）     |
|         | 議案第82号      | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                  |
|         | 陳情第19-7号    | 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書                |
|         | 陳情第19-9号    | 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書                 |

